通勤手当

認定マニュアル



青森県教育委員会 平成24年5月 初版

(平成24年9月19日付け加除)

(平成26年4月1日付け加除)

(平成30年2月20日付け改訂)

(平成30年9月21日付け加除)

(令和4年6月1日付け加除)

目 次

Ι		通	勤	手	当	の	支	給	要	件											 		1
		通	勤:	手:	当 ·	チ	エ	ツ	ク :	シ・	_	 								,	 		2
I		通	勤	手	当	の	事	務	処	理	の	フ		_	· <u>図</u>]					 		3
Ш	1 2 3 4		出通通事冬	勤実	届発	生				_					利月	用す	る	こと	にした		 		5-1 5-1 5-1
IV	1 2		実支届添	給出	要内	件容	の	確	認											•	 		~5-2 6-1 6-1 6-2
V	1 2 3 4 5		支 通	給給給勤	額の方手	始法当	期(認	、届定	終出簿	期とへ	及支の	び給記	開載	始	·月	・糸		定 月) 夬裁			 	 1 1 1	1~14 5~18
VI	1 2		定 提報	出	書	類	報	告															
WI		支	給	額	の	確	認													•	 	 2	.O
WII	1		類書書	類	の	保																	
IX	1 2		後認事支	定後	内 確	認	チ	I	ツ						•					•	 	 2	:3
		_	ع	زع	な	つ :	た	場		か i	通	動			_				払戻すいて			 2	:5

2 返納となる事由及び返納額算出方法3 通勤手当認定簿への記載4 返納方法	25~26 27 27
● 様式・記入例 1 通勤届様式 2 通勤届記入例	28
① 新規:自動車使用 ② 新規:鉄道利用	29 30
③ 新規:新幹線利用	31
④ 新規:バス利用(回数乗車券)	32
⑤ 新規:バス利用(ICカード)	33
⑥ 新規:鉄道とバス利用	34
⑦ 新規:自動車と鉄道の併用	35
⑧ 変更:自転車使用	36
⑨ 変更:鉄道利用	37
⑩ 変更:バス利用	38
⑪ 変更:鉄道とバス利用	39
⑫ 支給要件の喪失	40
3 通勤手当認定簿様式	41~42
4 通勤手当認定簿記入例	
① 自動車使用	43~44
② 自動車使用(みちのく有料道路利用)	45~46
③ 鉄道利用	47~48
④ 新幹線利用	49~50
⑤ バス利用(回数乗車券)	51~52
⑥ バス利用(ICカード)	53~54
⑦ 鉄道とバス利用	55~56
② 自動車と鉄道の併用	57~58 59~60
⑨ 自転車使用⑩ 往路バス利用、復路鉄道利用	59~60 61~62
① 住路バス利用、復路鉄道利用 ① 異動や支給要件の喪失:自動車使用	63~64
⑩ 返納を伴う変更等:鉄道とバス利用	65~66
③ 返納を伴う変更等:新幹線利用	67~68
5 通勤手当報告書様式	69
6 通勤手当報告書記入例	70
	10
● 質疑応答集 ● 参考① 支給単位期間中に休職等の場合又は月	71∼94
全日数通勤がない場合の取扱い(例)	
参考② 新幹線鉄道利用者タイムスケジュール	
	101~102

I 通勤手当の支給要件

通勤のため自動車等により通勤することを常例とする職員及び交通機関等 を利用して運賃等を負担することを常例とする職員に支給する手当です。

通勤手当の支給には、「距離」、「方法」の2つの条件を満たす必要があります。(2ページの「通勤手当チェックシート」で確認します。)

支給要件

1 距離

徒歩により通勤するものとした場合、通勤距離が片道 2 km以上 あること。

2 方法

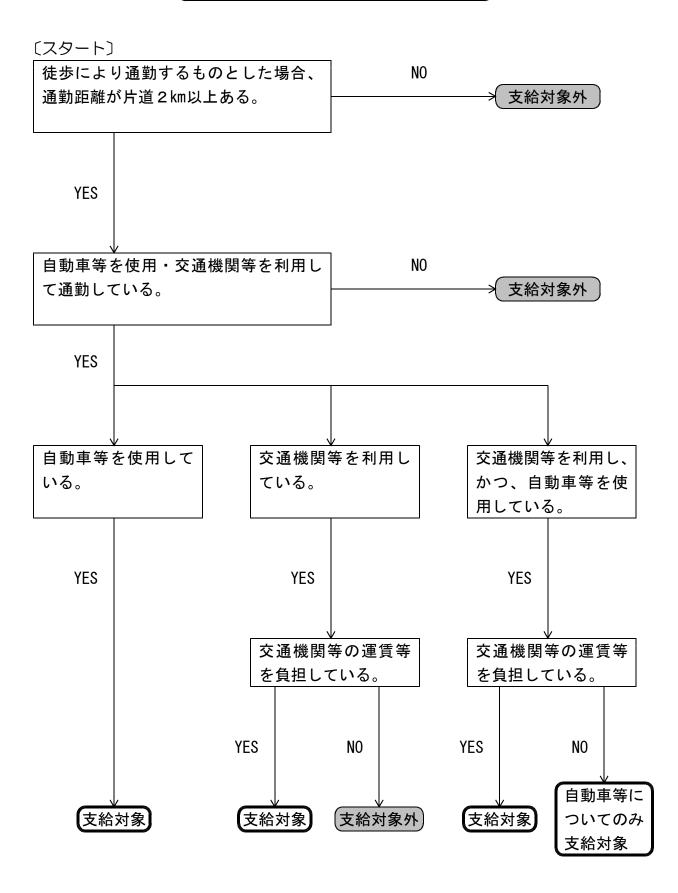
<u>自動車等・交通機関等により通勤しており、次のいずれかに該</u> 当していること。

- ① 自動車等により通勤している。
- ② 交通機関等を利用し、運賃等を負担して通勤している。
- ③ 交通機関等を利用して運賃等を負担し、かつ、自動車等を 使用して通勤している。(交通機関等と自動車等の併用)

※ 適用除外となる職員

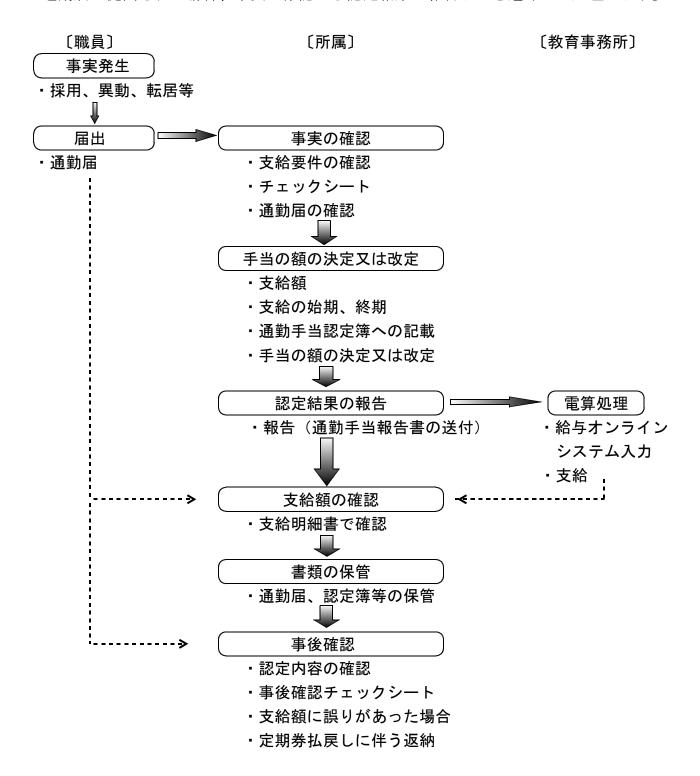
- ・ 徒歩により通勤するものとした場合、通勤距離が片道 2 km未満。
- 徒歩で通勤している。
- ・ 他人の自動車等に相乗りして通勤している。
- ・ 交通機関等を利用して通勤しているが、運賃等を負担していない。

通勤手当チェックシート



Ⅱ 通勤手当の事務処理のフロー図

職員の通勤手当支給に関する事由が生じた場合の事務処理の流れは次のとおりです。 通勤届が提出された場合、事実の確認から認定結果の報告までを速やかに処理します。



Ⅲ 届 出

1 通勤届

通勤手当支給に関する事由が生じたら、通勤届の提出が必要となります。通 動届の記入に当たっては**事務担当職員のサポートが大切**です。

- 通勤届様式 …… 28ページ参照
- 通勤届の記入例 …… 29~40ページ参照

◆通勤届の提出が必要な事例

(1) 新規…新たに通勤手当を受給することとなる場合

- 新たに採用された又は異動した。
- ・ 通勤手当を受給していなかったが、転居により通勤の最短距離が2km 以上となった。

(2) 住居の変更・通勤経路又は方法の変更・運賃等の負担額の変更…通勤手当を受給している者に住居の変更や通勤方法等の変更があった場合

- ・ 住居を移転したため、通勤経路が変更となった。
- ・ 勤務校が移転したため、通勤経路が変更となった。
- ・ 道路の開通等のため、通勤経路を変更した。
- 自動車で一般道を通勤していたが、高速道路を利用して通勤すること となった。
- ・ 積雪のため、自転(動)車から公共交通機関(バス・JR)に通勤方法を変更した。(冬季においてのみ交通機関等を利用することにした場合は5-1ページ参照)
- 普通列車で通勤していたが、新幹線を利用することとした。
- ・ 交通機関の運賃改定及び高速道路の料金改定等により、通勤のため負担する運賃等の額に変更があった。

(3) その他…支給要件が消滅した場合

- ・ 住居の変更、道路の開通等により最短経路が2km未満になった。
- 勤務校が移転し、通勤の最短経路が2km未満になった。
- バスで通勤していたが、他人の自家用自動車に便乗することとなった。
- ・ 自動車で通勤していたが、徒歩に通勤方法を変更した。

【注意】

上記(1)及び(2)の事例については、1ページの「支給要件」を満たしていること。

2 通勤届に必要な添付書類

必要ありません。

ただし、新幹線鉄道等、みちのく有料道路を利用している場合は、下記添付 書類を提出してください。

<添付書類>

- ○新幹線鉄道等
 - 1 バス等交通機関に乗り換える場合はその時刻表 (JR・青い森鉄道・青森市営バス・八戸市営バスの時刻表は不要。)
 - 2 勤務時間割表
 - 3 新幹線定期券の写し
 - 4 新幹線鉄道利用者タイムスケジュール※ ※様式・記載例は97~100ページを参照してください。

○みちのく有料道路

- 1 車検証の写し
- 2 回数券又は領収書の写し
- 3 自動車の所有者が職員でない場合は申立書(自己所有でない理由と維持管理費の負担について)※
 - ※申立書の記載については101~102ページを参照してください。

3 事実発生日

届出する場合の「事実発生日」は下記により判断します。

	通勤方法		
職員が通勤しうる状態に至った日 例1:住居の移転の場合 共 通勤方法の変更の場合 通勤方法を変更して通勤した初日	共 通		

【新採用者及び人事異動者の「事実の生じた日」】

新採用者及び人事異動者が採用又は異動した場合においては、公署への勤務を開始すべきこととされる日(発令を受けた日から7日以内)に要件を具備するときは、採用又は異動の発令日を要件が具備されるに至った日(=職員が通勤しうる状態に至った日)として取り扱います。

4 冬季においてのみ交通機関等を利用することにした場合

冬季(11月1日から翌年の3月31日までの期間)のみ交通機関等を利用する場合は、当該利用の終了までの期間について支給単位期間を定め、通勤手当の額を算出することができます。

なお、届出の理由は「その他(冬季期間調整)」としてください。

【例】自動車で通勤している職員が冬季(11月~3月)に交通機関等を利用して通勤し、 4月から再び自動車を利用して通勤する場合

時	期	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	4月
通勤方法		自動車		7	交通機関等	Š		自動車
支給単位期間		1か月						1か月
			31	箇月定期券	*	1箇月定期券	1箇月定期券	

場合によっては、6箇月定期券の額と5箇月で払い戻す場合の額(3箇月定期券の額+1箇月定期券の額×2+払戻手数料)を比較した場合、6箇月定期券の額が低いこともありますがこの比較は行わず、本人の申告による期間によって支給単位期間を定め、認定します。

なお、通勤手当の認定簿には、冬季における交通機関利用なのか、単なる交通手段の変更なのかを区別するために備考欄にその旨を記載してください。

Ⅳ 事実の確認

職員から通勤届が提出された場合、通勤届に収受印を押印し、次のことを確認します。

1 支給要件の確認

支給要件(「距離」、「方法」)を満たしているか下記を参照して確認します。

- 支給要件(1ページ)
- 通勤手当チェックシート (2ページ)

2 届出内容の確認

- (1) 届出の理由
 - 正しい箇所にチェックされているか確認します。
- (2) 届出の理由が生じた日(事実発生日) 職員が通勤しうる状態に至った日となっているか確認します。
- (3) 徒歩により通勤するものとした場合、通勤距離が片道2km以上あるか確認します。
- (4) 通勤方法が次のいずれかに該当しているか確認します。
 - ① 自動車等により通勤している。
 - ② 交通機関等を利用し、運賃等を負担して通勤している。
 - ③ 交通機関等を利用して運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用している。 (交通機関等と自動車等の併用)

【注意】

- ・ 徒歩による通勤の場合、通勤手当は支給されません。
- ・ 「自動車等」とは、自動車、原動機付自転車、その他の原動機付の 交通用具及び自転車等をいいます。
- 「交通機関等」とは、交通機関又は有料道路をいいます。
- 「運賃等」とは、交通機関等の運賃又は料金をいいます。
- (5) 記載内容が事実に即しているか確認します。
 - ① 自動車等により通勤している場合
 - ア 実際に自動車等で通勤していることを確認します。
 - イ 通勤距離について、一般に利用しうる最短の経路の距離であるか、インターネットの地図情報サイト (NAVITIME、MapFanWeb等) を利用して確認します。
 - ② 交通機関等を利用し、運賃等を負担して通勤している場合
 - ア 届出した職員から定期券・回数券・バスカードの提示を受け、実際に 交通機関等を利用していること及びその額を確認します。
 - イ 通勤距離を各交通機関へ問い合わせる等して確認します。
 - ③ 交通機関等と自動車等の併用で通勤している場合 上記①と②を併せて確認します。

3 添付書類の確認

- (1) 新幹線鉄道利用者
 - ① バス等交通機関に乗り換える場合はその時刻表(※JR・青い森鉄道・ 青森市営バス・八戸市営バスの時刻表はHP等にて確認します。)
 - ② 勤務時間割表
 - ③ 新幹線定期券の写し 現に利用していることを確認します。
 - ④ 新幹線鉄道利用者タイムスケジュール
 - ※ ①、②、④を基に下記の要件を全て満たしていることを確認します。
 - ア 新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難(原則として新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60km以上又は通勤時間が90分以上)であること。
 - イ 新幹線鉄道等の利用により、通勤時間が30分以上短縮される等通勤事情の 改善に相当程度資するものであること。
 - ウ 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等を負担することを常例とすること。

(2) みちのく有料道路

① 車検証の写し 車両の所持者を確認します。

【自動者の所有者が職員でない場合】

自己所有でない理由と維持管理費の負担等についての申立書 ア ①の車検証の所有者が職員でない理由を確認します。 イ 維持管理費を職員が負担していることを確認します。

- ② 回数券又は領収書の写し
 - 現に利用していることを確認します。
- ※ 次のア又はイの要件を満たしているか確認します。
 - ア みちのく有料道路を利用しない場合の通勤距離が片道60㎞以上
 - →通年で特別料金が支給可能
 - イ みちのく有料道路を利用しない場合の通勤距離が片道45km以上60km未満
 - →積雪期(1~3月)のみ特別料金の支給が可能

V 手当の額の決定又は改定

1 支給額

(1) 自動車等使用で四輪の自動車を使用する職員

			ميريا. موسيان
片道の交通用具の使用距離	額	片道の交通用具の使用距離	額
4km未満	2,000円	42km以上44km未満	24,600 円
4km以上6km未満	3, 700	44 "	25, 900
6 " 8 "	4,600	46 " 48 "	27,000
8 " 10 "	5,800	48 " 50 "	28, 200
10 " 12 "	7,000	50 " 52 "	29, 300
12 " 14 "	8, 100	52 " 54 "	30, 400
14 " 16 "	9, 300	54 " 56 "	31, 500
16 " 18 "	10, 400	56 " 58 "	32,600
18 " 20 "	11, 500	58 " 60 "	33, 700
20 " 22 "	12,800	60 " 62 "	35,000
22 " 24 "	14,000	62 " 64 "	36,000
24 " 26 "	14, 800	64 " 66 "	37,000
26 " 28 "	15, 700	66 " 68 "	38, 100
28 " 30 "	16, 700	68 " 70 "	39, 200
30 " 32 "	17, 700	70 " 72 "	40, 400
32 " 34 "	18,800	72 " 74 "	41, 500
34 " 36 "	19, 900	74 " 76 "	42,600
36 " 38 "	21,000	76 " 78 "	43, 700
38 " 40 "	22, 300	78 " 80 "	44, 800
40 " 42 "	23, 500	80km以上	46,000

(2) 自動車等使用で四輪の自動車以外(自転車、バイク等)を使用する職員

片道の交通用具の使用距離	額	片道の交通用具の使用距離	額
5km未満	2,000円	25km以上30km未満	13,700 円
5 km以上10km未満	4, 100	30 " 35 "	16, 100
10 " 15 "	6, 500	35 " 40 "	18, 500
15 " 20 "	8,900	40km以上	20, 900
20 " 25 "	11, 300		

(3) 交通機関等を使用する職員

- ① 1か月当たりの(運賃等相当額+特別料金等の合計額)≦55,000円
 - 運賃等相当額+特別料金等の合計額
- ② 1か月当たりの(運賃等相当額+特別料金等の合計額>55,000円
 - (55,000円+上限額を超える部分について2分の1*)×支給単位期間*20,000円上限額の月数

(2以上の交通機関等を利用する場合は、(55,000円+上限額を超える部分について2分の1*)×最長支給単位期間の月数)

*20,000円上限額

【注意】青い森鉄道利用者(利用距離40km以上のもの)は、55,000円を70,000円と読み替えてください。

(4) 交通機関等と自動車等を併用する職員

- ① 交通機関等を利用する距離が通常徒歩によることを例とする距離以上であり、かつ、自動車等を利用する距離が片道 2 km以上
 - ア 1か月当たりの(運賃等相当額+特別料金等)+自動車等の距離に応じた額の合計額≦55,000円
 - 1 か月当たりの(運賃等相当額+特別料金等)+自動車等の距離に応じた手当額
 - イ 1 か月当たりの(運賃等相当額+特別料金等)+自動車等の距離に応じた額の合計額>55,000円
 - → (55,000円+上限を超える部分について2分の1)×最長支給単位期間 の月数
- ② 上記①以外
 - ア 1 か月当たりの(運賃等相当額+特別料金等)の合計額≥自動車等の距離に応じた額
 - ➡ 運賃等相当額+特別料金等
 - イ 1 か月当たりの(運賃等相当額+特別料金等)の合計額<自動車等の距離に応じた額
 - 自動車等の距離に応じた額

【注意】青い森鉄道利用者(利用距離40km以上のもの)は、55,000円を70,000円と読み替えてください。

(5) 1か月当たりの運賃等相当額の算出方法

- 算出方法
 - ア 「定期券の1か月あたりの価額」と「回数乗車券等の通勤21回分の運賃 等の額」を算出します。
 - イ 算出した「定期券の1か月あたりの価額」と「回数乗車券等の通勤21回 分の運賃等の額」を比較します。
 - ウ 比較した結果、安価である方が最も経済的かつ合理的であると認められる1か月当たりの運賃等相当額となります。
- ② 算出例

ア 定期券の方が安価な場合

- ◆通勤方法:鉄道
- ◆片道の運賃:400円
- ◆定期券(通用期間6か月)価額:57,450円
- ◆回数乗車券(11枚綴)価額:4,000円
 - ① 定期券の1か月当たりの額 57,450円÷6月=9,575円
 - ② 回数乗車券の1か月当たりの額(通勤21回分の運賃等の額) 4,000円÷11枚×21回×2(往復)≒15,272円(円未満切捨て) 《比較》

①定期券 9,575円 < ②回数乗車券 15,272円

回数乗車券より定期券の方が安価であるため、1か月当たりの運賃等の

相当額等は次のとおりとなります。

- ◆1か月当たりの運賃等相当額:9,575円
- ◆支給単位期間:6か月(定期券は多くの場合6か月となります)
- ◆支給単位期間あたりの手当額:57,450円

イ 回数乗車券の方が安価な場合

- ◆通勤方法:バス
- ◆片道の運賃:230 円
- ◆定期券(通用期間6か月)価額:53,170円
- ◆回数乗車券(11枚綴)価額:2,300 円
 - ① 定期券の1か月当たりの額53,170円÷6月≒8,861円(円未満切捨て)
 - ② 回数乗車券の1か月当たりの額(通勤21回分の運賃等の額) 2,300円÷11枚×21回×2(往復)≒8,781円(円未満切捨て) 《比較》
 - ①定期券 8,861円 > ②回数乗車券 8,781円

定期券より回数乗車券の方が安価であるため、1か月当たりの運賃等相 当額等は次のとおりとなります。

- ◆1か月当たりの運賃等相当額:8,781円
- ◆支給単位期間:1か月(回数乗車券の場合は1か月となります)
- ◆支給単位期間あたりの手当額:8,781円
- ※ I Cカードを導入している交通機関(例:青森市営バス等)の場合 I Cカードを1年間(12か月)利用した場合の実負担額(交通ポイン トによる無料運賃分を控除した額)を12で除した額をI Cカードの1か 月当たりの額として、定期券の1か月当たりの額と比較する。
 - ③ I Cカードの1か月当たりの額(通勤21回分の運賃等の額) 運賃230円の場合:(例)8,931円

《比較》

- ③ I Cカード 8,931円 > ①定期券 8,861円
- この場合は、ICカードより定期券の方が安価であるため、1か月当たりの運賃等相当額等は次のとおりとなります。
- ◆1か月当たりの運賃等相当額:8,861円
- ◆支給単位期間:6か月
- ◆支給単位期間あたりの手当額:53,170円
 - ※ 支給単位期間とは、通勤手当の支給の単位となる期間のことです。 概ね、定期券の場合は6か月(新幹線定期券の場合は3か月)、回数 乗車券等の場合は1か月となります。

2 支給の始期、終期及び支給額の改定

	区	分	支給	の始期等
始	期	新たに手当の 支給に係る要件 を具備した場合	その事実が生じた日の属する月の	ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月
増	額	月額を増額す べき事実が生じ た場合	型月 (その日が月 の初日であるとき は、その日の属す	(受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は月額
改	定		る月)から支給を	の増額を行う。
減改	額定	月額を減額す べき事実が生じ た場合	開始し、又は月額の改定を行う。	
終	期	手当の支給に 係る要件を欠く に至った場合(離 職又は死亡した 場合を含む。)	その事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで支給する。	届出の如何にかかわらず、 左のとおりである。

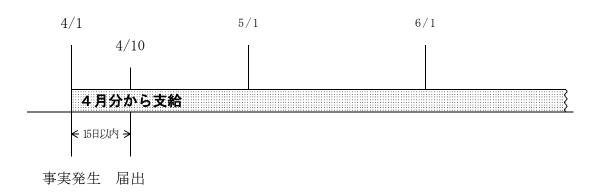
※ 「届出を受理した日」とは、学校長が届出を受け付けた日であり、職員が育児 休業中や休職中等で届出書類を郵送する場合にあっては、職員が届出書類を実際 に発送した日をもって届出を受理した日とみなして取り扱うことができるものと する。

支給の始期及び終期の具体例については、11~14ページ参照

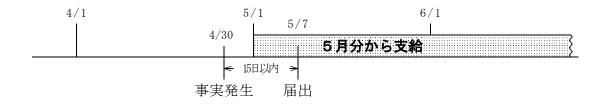
3 支給方法(届出と支給開始月・終了月)

(1) 職員が新たに受給要件を具備した場合

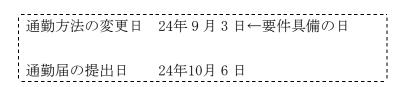
[例1] 事実の生じた日が月の初日で、これに係る届出が15日以内になされた場合 → 事実の生じた日の属する月から支給

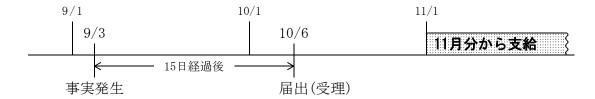


[例 2] 事実の生じた日が月の中途で、これに係る届出が15日以内になされた場合 → 事実の生じた日の属する月の翌月から支給

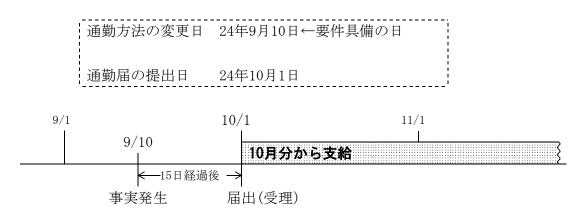


[例3] 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出がなされた場合 → その届出を受理した日の属する月の翌月から支給





- [例4] 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出がなされた場合でも、その 届出を受理した日が月の初日である場合
 - → 届出を受理した日の属する月から支給

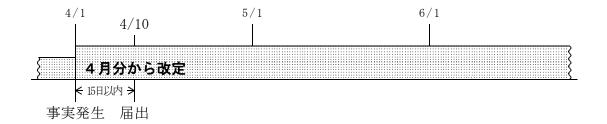


(2) 手当を増額して改定する場合

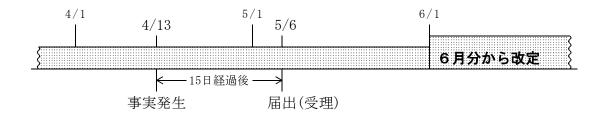
[例 5] 事実の生じた日が月の中途で、これに係る届出が15日以内になされた場合 → 事実の生じた日の属する月の翌月から増額改定



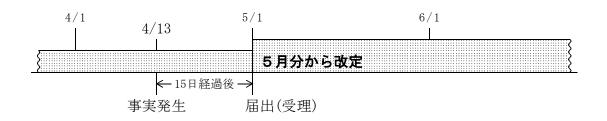
[例 6] 事実の生じた日が月の初日で、これに係る届出が15日以内になされた場合 → 事実の生じた日の属する月から増額改定



[例7] 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出がなされた場合
→ その届出を受理した日の属する月の翌月から増額改定

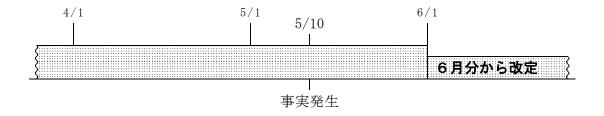


- [例8] 事実の生じた日から15日経過後に、これに係る届出がなされた場合でも、その 届出を受理した日が月の初日である場合
 - → 届出を受理した日の属する月から増額改定

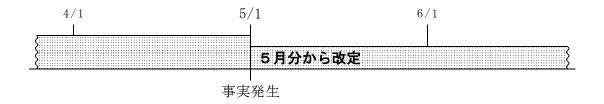


(3) 手当を減額して改定する場合

- [例9] 事実の生じた日が月の中途である場合
 - → これに係る届出が15日以内になされたとき又は15日経過後になされたとき のいずれの場合であっても、その事実の生じた日の属する月の翌月から減額 改定



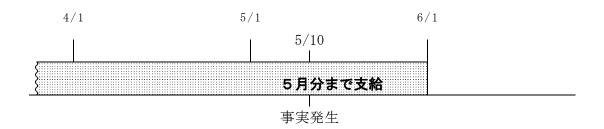
- [例10] 事実の生じた日が月の初日である場合
 - → これに係る届出が15日以内になされたとき又は15日経過後になされたとき のいずれの場合であっても、その事実の生じた日の属する月から減額改定



(4) 手当の支給要件を欠くに至った場合

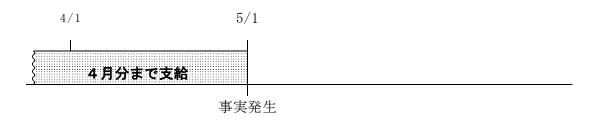
[例11] 事実の生じた日が月の中途である場合

→ これに係る届出が15日以内になされたとき又は15日経過後になされたとき のいずれの場合であっても、その事実の生じた日の属する月まで支給



[例12] 事実の生じた日が月の初日である場合

→ これに係る届出が15日以内になされたとき又は15日経過後になされたとき のいずれの場合であっても、その事実の生じた日の属する月の前月まで支給



4 通勤手当認定簿への記載

通勤届を受理した場合は、事務担当職員が認定簿へ記載し、通勤届を添えて 校長へ提出します。

認定簿の各欄の記入内容は次のとおりです。

(1) 新規・住居の変更・通勤経路又は方法の変更等〔自動車等使用者の場合〕 (認定簿様式…41~42ページ参照、認定簿記入例…43~46、59~60ページ参照)

	——— 欄	記入内容
1	氏名	職員の氏名
2	所属	学校名(市町村名から)
3	事実発生年月日	通勤届の「届出の理由が生じた日」
4	提出年月日	通勤届の「提出年月日」
5	受理年月日	通勤届を受理した日(収受印の年月日)
6	自動車等使用	・使用距離
	者	・1箇月当たりの運賃等の相当額(7ページ参照)
		・普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間…支給の始期(1
		0ページ参照)
		・取扱者認印…事務担当職員の印
		【注意】四輪自動車以外を使用の職員については「条例第10条
		第2項第2号イの額」の行に、四輪自動車を使用の職員につい
		ては「条例第10条第2項第2号ロの額」の行に記入
7	普通交通機関	【みちのく有料道路等利用の場合のみ記入】
	等又は新幹線	・算出の基礎となる普通交通機関等又は新幹線鉄道等
	鉄道等利用者	・定期券回数券その他の別
		・運賃等の額の算出基礎
		・運賃等相当額(特別料金等相当額を含む。)
		・1箇月当たりの運賃等の相当額
		・1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額
		・普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間…支給の始期(10
		ページ参照)
		・取扱者認印…事務担当職員の印
8	支給額	月毎の通勤手当の支給額
9	任命権者の確	• 確認決定年月日
	認・決定(改	• 職···校長
	定)	・氏名…校長の氏名
10	決定事項	・条例第10条第1項 該当・非該当…該当の口にレ印
		・手当額の決定
		…条例第10条第2項第2号イの□にレ印(四輪自動車以外の場合)
		条例第10条第2項第2号ロの□にレ印 (四輪自動車の場合)
11	備考	特記事項があれば記入

(2) 新規・住居の変更・通勤経路又は方法の変更等〔交通機関等利用者の場合〕

(認定簿様式…41~42ページ参照、認定簿記入例…47~56ページ参照)

	欄	記入内容
1	氏名	職員の氏名
2	所属	学校名 (市町村名から)
3	事実発生年月日	通勤届の「届出の理由が生じた日」
4	提出年月日	通勤届の「提出年月日」
5	受理年月日	通勤届を受理した日 (収受印の年月日)
6	普通交通機関	・算出の基礎となる普通交通機関等又は新幹線鉄道等
	等又は新幹線	・定期券回数券その他の別
	鉄道等利用者	・運賃等の額の算出基礎
		・運賃等相当額(特別料金等相当額を含む。)
		・1箇月当たりの運賃等の相当額(7~9ページ参照)
		・1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額
		・普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間…支給の始期(1
		0ページ参照)
		・取扱者認印…事務担当職員の印
		・支給月…通勤手当が支給される月に〇印
7	支給額	月毎の通勤手当の支給額
8	任命権者の確	• 確認決定年月日
	認・決定(改	•職···校長
	定)	・氏名…校長の氏名
9	決定事項	・条例第10条第1項 該当・非該当…該当の□にレ印
		・手当額の決定…条例第10条第2項第1号の□にレ印
10	備考	特記事項があれば記入

(3) 新規・住居の変更・通勤経路又は方法の変更等〔交通機関等と自動車等の 併用者の場合〕

(認定簿様式…41~42ページ参照、認定簿記入例…57~58ページ参照)

	欄	記入内容
1	氏名	職員の氏名
2	所属	学校名(市町村名から)
3	事実発生年月日	通勤届の「届出の理由が生じた日」
4	提出年月日	通勤届の「提出年月日」
5	受理年月日	通勤届を受理した日(収受印の年月日)
6	普通交通機関	・算出の基礎となる普通交通機関等又は新幹線鉄道等
	等又は新幹線	・定期券回数券その他の別
	鉄道等利用者	・運賃等の額の算出基礎

		・運賃等相当額(特別料金等相当額を含む。) ・1 箇月当たりの運賃等の相当額(7~9ページ参照)
		・1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額
		・普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間…支給の始期(1
		0ページ参照)
		・取扱者認印…事務担当職員の印
		・取扱有認印…事務担当職員の印 ・支給月…通勤手当が支給される月に〇印
7	卢科	
7	自動車等使用	・使用距離
	者	1箇月当たりの運賃等の相当額(7ページ参照)
		・普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間…支給の始期(1
		0ページ参照)
		・取扱者認印…事務担当職員の印
		・1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額
		【注意】四輪自動車以外を使用の職員については「条例第10条
		第2項第2号イの額」の行に、四輪自動車を使用の職員につい
		ては「条例第10条第2項第2号ロの額」の行に記入
8	支給額	月毎の通勤手当の支給額
9	任命権者の確	・確認決定年月日
	認・決定(改	・職…校長
	定)	・氏名…校長の氏名
10	決定事項	・条例第10条第1項 該当・非該当…該当の口にレ印
		・手当額の決定
		…条例第10条第2項第3号の□にレ印
		規則第8条の4 第1号の□にレ印(8ページ(4)①の場合)
		規則第8条の4 第2号の□にレ印(8ページ(4)②アの場合)
		規則第8条の4 第3号の□にレ印(8ページ(4)②イの場合)
11	備考	特記事項があれば記入

(4) 支給要件の喪失〔自動車等使用者の場合〕

(様式…41~42ページ参照、認定簿記入例…63~64ページ参照)

	欄	記入内容
1	自動車等使用	・備考…支給要件が喪失となる理由等
	者	

(5) 支給要件の喪失 [交通機関等利用者の場合]

(様式…41~42ページ参照、認定簿記入例…65~68ページ参照)

	欄	記入内容	
1	普通交通機関	・普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間…支給最終月	(1
	等又は新幹線	0ページ参照)	

	鉄道等利用者	・備考…支給要件が喪失となる理由等
2	決定事項	【返納事由が発生の場合のみ記入】
		・返納事由
		・返納事由発生年月(25~26ページ参照)
		・返納対象普通交通機関等(新幹線鉄道等、橋等)
		・払戻金相当額(規則第20条の2第3項の額)の算出基礎
		・払戻金相当額(規則第20条の2第3項の額)
		・取扱者認印…事務担当職員の印
		・備考…返納通知書により返納となる場合は「返納通知書」、
		例月給与から返納となる場合は「差引」と記入

5 手当額の決定又は改定(認定簿の決裁)

通勤手当の認定者は、適正に認定するため事務担当職員が作成した認定簿の 内容を確認し、「任命権者の確認・決定(改定)欄」に認印を押印します。

【確認事項】 通勤届、認定簿で確認します。

(通勤届)

○ 支給要件を満たしていること

(認定簿)

- 〇 氏名
- 所属
- 事実発生年月日
- 〇 提出年月日
- 〇 受理年月日
- 〇 内容
- 1箇月当たりの運賃等の相当額
- 支給の始期
- 〇 取扱者認印
- 支給額
- 決定事項(該当条文)
- 〇 任命権者確認決定年月日

【決裁時のチェックポイント】

	チェックポイント
1	支給要件を満たしているか。
2	届出の理由は正しいか。
3	届出の理由が生じた日は正しいか。
4	実際に自動車等を使用又は交通機関等を利用して通勤しているか。
5	通勤距離は一般に利用しうる最短の距離か。

※ 1つでも該当しない場合は事務担当職員に確認します!

VI 認定結果の報告

認定後は報告期限までに、所管する教育事務所に報告します。

1 提出書類

(1) 自動車等を使用して通勤している職員について報告する場合 通勤手当報告書

(報告書様式…69ページ参照、報告書記入例…70ページ参照)

- (2) 交通機関等を利用して通勤している職員について報告する場合 通勤手当報告書、通勤届の写し及び通勤手当認定簿の写し
- (3) 交通機関等と自動車等の併用により通勤している職員について報告する場合

通勤手当報告書、通勤届の写し及び通勤手当認定簿の写し

2 報告期限

関係教育事務所では、給与オンラインシステムに通勤手当データを入力することにより給与に反映させており、入力の際に職員番号が必要となります。また、給与システムへの入力期間は限られているため、所管する教育事務所が指示する期限までに報告します。報告が遅れた場合、翌月の給与に反映されることになります。

【注意】

出張、休暇、欠勤その他の事由(休職、職専免等)により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合、職員への通勤手当の支給を停止することとなりますので、このような時も通勤手当報告書により報告してください。

また、その後再び当該職員が通勤することとなった場合にも通勤手当報 告書による報告が必要となります。

なお、育児休業、無給休職中は手当の変更ができませんので、復職時に 報告してください。

※ 支給単位期間中に休職等の場合又は月の全日数通勤がない場合の払戻 日及び復職後の支給単位期間の開始時期については95~96ページを 参照してください。

Ⅷ 支給額の確認

職員及び事務担当職員は、支給開始月又は額の改定月に、給与支給明細書により通勤手当が正しく支給されているか確認します。

異動時期である4月及び5月は特に気をつけて確認します。

※ 確認した結果、正しく支給されていない場合は速やかに所管する教育事務所に連絡してください。

Ⅲ 書類の保管

1 書類の保管

校長は、通勤手当認定簿を常に整理しておくとともに、通勤届について整理 して保管しておきます。

支給要件の喪失及び異動・退職等で使用しなくなった通勤手当認定簿及び通 勤届の保存年限は5年です。

2 書類の移管

移管の必要はありません。当該職員が転出先においても通勤手当が支給される職員たる要件を具備することとなった場合、新たな通勤手当認定簿を用いて認定することになるためです。

ただし、事務担当職員は転出者の通勤手当認定簿へ、事由に応じて支給の終了の事由発生月等の記載及び認印の押印をする必要があります。記載に当たっては、63~68ページを参考にしてください。

なお、交通機関等を利用して通勤手当を受けている職員が、異動することにより返納額が生じる場合、事務担当職員は支給終了の返納事由発生年月・払戻金相当額等の記載及び押印をした通勤手当認定簿の写しに所属コード及び職員番号を記載し、管轄する教育事務所へファクシミリにより報告してください。教育事務所において返納の手続きを行うことになりますので、迅速な対応が必要となります。また、事務担当職員は異動先の所属へ、当該職員の通勤手当に返納が生じることをお知らせください。

【注意】

この場合の通勤手当の返納については、25ページ【通勤方法の変更や異動等により定期券を払戻すこととなった場合の通勤手当の返納について】を参照してください。

IX 事後確認

1 認定内容の確認

通勤手当の支給を受けている職員が、引き続き支給要件を具備しているかどうか、また、手当の額が適正であるかどうか、事務担当職員が随時確認します。 交通機関等を利用して通勤手当の支給を受けている職員については、定期券や 回数券等の提示を求め、引き続き交通機関等を利用していることを確認してく ださい。

23ページの「通勤手当事後確認チェックシート」を参考にしてください。

確認の結果、職員が要件を欠くに至ったこと等が判明した場合には、直ちに 職員から支給要件の喪失等に係る届を提出させ、認定簿の作成から書類の保管 までの手続きを行うこととなります。

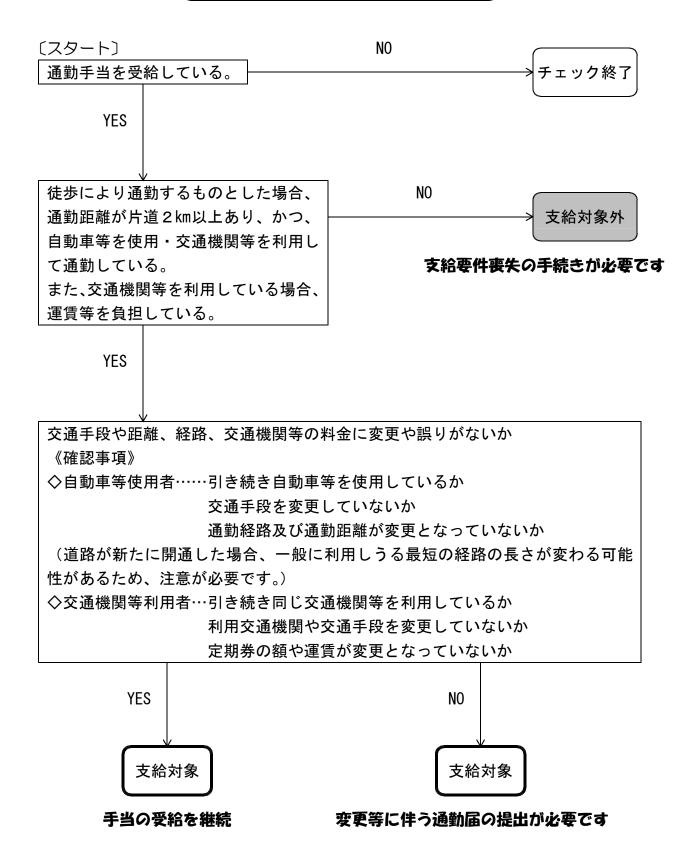
確認事項	確認内容	提示を求める書類
士孙 亚加	引き続き支給要件を具備しているか	
支給要件	確認します。	定期券・回数券等
通勤方法	交通手段や距離、経路、交通機関等	(交通機関等利用者のみ)
通勤経路	の料金に変更がないか確認します。	

【注意】

冬季のみ交通機関等を利用している職員がいる場合等は、職員の通勤方法 の変更に注意する必要があります。

2 事後確認チェックシート

通 勤 手 当 事後確認チェックシート



3 支給額に誤りがあった場合

職員からの届出又は事後確認の結果、支給額に誤りがあった場合は、事 実確認をし認定後、速やかに所管する教育事務所に報告します。

【誤支給の事例】

・ 転居のため、徒歩により通勤するものとした場合、通勤距離が片道 2km未満となっていた。

(職員から届出がなされていない場合、「支給要件の喪失」としての通 勤届の提出が必要です。)

- ・ 現況確認により、交通手段を変更していたことがわかった。 (「通勤方法の変更」としての通勤届の提出が必要です。)
- ・ 1箇月当たりの運賃等の相当額を誤って認定していたことがわかった。(通勤届の提出は不要ですが、通勤手当認定簿の修正が必要です。)

支給額に誤りがあった場合は、追給又は返納が生じます。追給又は返納の事務処理は次のとおりです。

(1) 追給

- ① 給与が支給されている場合例月給与で追給 → 給与支給明細書で確認します。
- ② 給与が支給されていない場合(育児休業中・無給休職中等) 個人口座に追給

(2) 返納

- ① 給与が支給されている場合例月給与で返納 → 給与支給明細書で確認します。
- ② 給与が支給されていない場合(育児休業中・無給休職中等) 個人あてに送付される返納通知書により返納

追給・返納の事務処理は本人や事務担当職員にとっても負担になります。 毎年度少なくとも1回の事後確認は必ず実施しましょう!

※ 困ったことが起きたら所管する教育事務所にまず相談!

通勤方法の変更や異動等により定期券を払戻すことと なった場合の通勤手当の返納について

交通機関等利用により通勤手当を受給している職員が、通勤方法を変更等 又は異動することとなった場合や、病気休暇等となった場合、既に支給され ている通勤手当の返納を要することがあります。

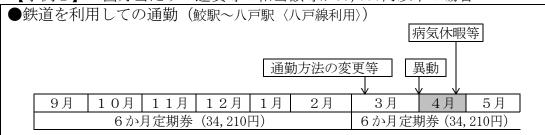
1 返納が必要となる職員

次の全てに該当する職員です。

- (1) 交通機関等を利用している。
- (2) 定期券となっている交通機関等利用区間がある。(定期券の額で通勤手当が支給されている。)
- (3) 通勤手当の支給単位期間の途中で通勤方法の変更や異動等の事由が発生し、定期券の払戻しにより払戻額が生じる場合。

2 返納となる事由及び返納額算出方法

【事例1】一箇月当たりの運賃等の相当額等が55,000円以下の場合



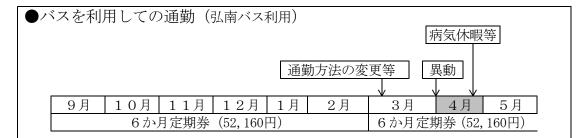
6か月定期券の額で通勤手当を受給している職員について、<u>支給単位期間(6か月)の途</u>中で返納事由(通勤方法の変更等又は異動又は病気休暇等)が発生しました。

- ① 通勤方法の変更等の場合、通勤手当の額が改定される月(4月)の前月(3月)の末日に定期券を払戻ししたものとして返納額を計算することになります。
- ② 異動の場合、事実発生日が4月1日となり、前月(3月)の末日に定期券を払戻ししたものとして返納額を計算することになります。
- ③ 病気休暇等で月の初日から末日まで全日数通勤しないこととなる場合、通勤しないこととなる4月の前月(3月)の末日に定期券を払戻ししたものとして返納額を計算することになります。

《返納額》

34,210円(購入金額)-7,130円(使用分金額(1 $_{7}$ 月定期の価額))-220円(手数料) = 26,860円

※ 使用分金額及び手数料は、関係交通機関等に照会する等して確認してください。



6か月定期券の額で通勤手当を受給している職員について、<u>支給単位期間(6か月)の途</u>中で返納事由(通勤方法の変更等又は異動又は病気休暇等)が発生しました。

- ① 通勤方法の変更等の場合、通勤手当の額が改定される月(4月)の前月(3月)の末日に定期券を払戻ししたものとして返納額を計算することになります。
- ② 異動の場合、事実発生日が4月1日となり、前月(3月)の末日に定期券を払戻ししたものとして返納額を計算することになります。
- ③ 病気休暇等で月の初日から末日まで全日数通勤しないこととなる場合、通勤しないこととなる4月の前月(3月)の末日に定期券を払戻ししたものとして返納額を計算することになります。

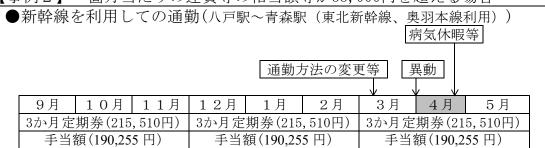
《返納額》

52,160円(購入金額)-14,260(使用分金額〈(**1))-500円(払戻手数料)= 37,400円 (**1) 月の末日まで使用した際の金額

230円 (片道運賃) ×2 (往復) ×31日 (3/1~3/31までの暦日数) =14,260円

※2 使用分金額及び手数料は、関係交通機関等に照会する等して確認してください。

【事例2】一箇月当たりの運賃等の相当額等が55,000円を超える場合



3か月定期券の額で通勤手当を受給している職員について、<u>支給単位期間(3か月)</u> の途中で返納事由(通勤方法の変更等又は異動又は病気休暇等)が発生しました。

- ① 通勤方法の変更等の場合、通勤手当の額が改定される月(4月)の前月(3月)の末日に定期券を払戻ししたものとして返納額を計算することになります。
- ② 異動の場合、事実発生日が4月1日となり、前月(3月)の末日に定期券を払戻ししたものとして返納額を計算することになります。
- ③ <u>病気休暇等で月の初日から末日まで全日数通勤しないこととなる場合</u>、通勤しないこととなる4月の前月(3月)の末日に定期券を払戻ししたものとして返納額を計算することになります。

《返納額》次のうち、最も低額のもの

- A 通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額×残月数 (190,255 円/3月) × 2月= 126,836.666円
- B 払戻相当額

215,510 円 (購入金額) - 75,610 (使用分金額 (1ヶ月定期の価額)) - 220円

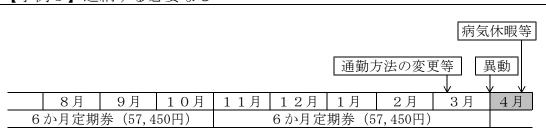
(手数料) =139,680円

※ 使用分金額及び手数料は、関係交通機関等に照会する等して確認してください。 C 普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る定期のうちその通用期間の始期が事由発 生月以後であるものの価額

75,610円 (1ヶ月定期の価額)×2月 (4~5月)=151,220円

Aが最も低額であるため、返納額は<u>126,836円</u>

【事例3】返納する必要なし



6か月定期券の額で通勤手当を受給している職員について、<u>支給単位期間(6か月)</u> の最終月で返納事由(通勤方法の変更等)又は最終月直後に返納事由(異動又は病気休 暇等)が発生しました。

- ① 通勤方法の変更等の場合、通勤手当の額が改定される月(4月)の前月(3月)の末日に定期券を払戻ししたものとして返納額を計算することとなりますが、定期券の有効期限終了と同時に通勤手当の額の改定となるため、返納する必要はありません。
- ② 異動の場合、事実発生日が4月1日となり、前月(3月)の末日に定期券を払戻ししたものとして返納額を計算することとなりますが、定期券の有効期限終了と同時に新たに通勤手当の認定を受けることとなる(支給要件を満たしている場合。)ため、返納する必要はありません。
- ③ 病気休暇等で月の初日から末日まで全日数通勤しないこととなる場合、通勤しないこととなる4月の前月(3月)の末日に定期券を払戻ししたものとして返納額を計算することになりますが、定期券の有効期限が終了しているため、返納する必要はありません。

3 通勤手当認定簿への記載

事務担当職員は、通勤手当認定簿の「返納事由」欄等に必要事項をチェック及び記入し、「取扱者認印」欄に押印します。

なお、記載については65~68ページの記入例を参照してください。

4 返納方法

(1) 例月給与からの差引き

返納額が小さい(給与の差引支給額の概ね4分の1以下)場合は、例 月給与から差引かれる形で返納することになります。

(2)返納通知書による払込み

返納額が大きい(給与の差引支給額の概ね4分の1超)場合、通勤手 当を受給していた職員へ返納通知書を発行しますので、当該職員が金融 機関において払込みし、返納することになります。

届 通 勤

年 月 日提出

(任命	権者)				勤務	公署	署名											
				殿	所	在	地											
聙	ţ				氏		名											
住	居																	
人事	季員会	会規則 7 -	-44 (通勤手当)	第3条の規	規定に	基~	ゔきj	通勤の	実情	青を届け	出ます	r.						
届出σ □ 1 □ 2	新 住居	の変更	異動等に伴う通勤	経路又は方法	生の変	更の	り場合					D区間と同一の 区間に係る順路				と付する	5。)	
	通勤 運賃 その	等の負担	(方法の変更 !額の変更)		盾	届出の理由が <i>生</i>	生じた	. 日		年	月	日
順路		動方法	区	間			E E	り 離	É	所	要	乗車券等	左乗	欄車	の券	備		考
	<i>の</i>	別	A = = 1	%∀ .					1	時 ———	間	の種類	等	0)	額			
1 🗆			住居から(経由)		で		•	km		<u>分</u>				円			
$2 \square$			から(経由)	ま	で		•	km		<u>分</u>				円			
3 🗆			から(経由)	ま	で		•	km		分				円			
$4 \square$			から(経由)	ま	で			km		分				円			
5 □			から(経由)	ま	J.			km		分				円			
6 □			から(経由)	ま	で			km		分				円			
総	通勤	距離		. km						総 所	要馬	寺 間					分	
1 2 3 4 5	3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。																	

距 離 . km . km . km	所 要 時 間 分 分 分	備考
. km	分	
. km	分	
. km	分	
. km	分	
. km	分	
f 要 時 間		分
	. km	. km 分 . km 分

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。

通 勤 届 新規:白動車体田

新規:	自動	車使用					~			_	->-3			<i>,</i> –	_						2	9年	4月	3	8日提出	1
(任命	権者)							勤和		署名	С	ρ TO	立令〈	>小=	学校											
青森	県教育	委員会					殿	所	在	地	С	fΟC	ĭ大字 □] 🗆 🗧	Ż Δ	Δ1	—	1								
職		教	諭					氏		名	青	*	i	自	\$											
住	居	007	₹∇∇	一丁目	2	-з																				
人事	委員会	親則 7 -	-44	. (通剪	步	当)	第3条の	規定に	こ基・	づきi	通勤の	実情	手を届 に	出	ます	0										
\square 2	新住居の				通		-						直前の (該当									る レ印を	≥付す	⁻る。)	
$\Box 4$		登路又は 等の負担 也(\ \	新たに	動等による。 用等による。 通勤手当を:	新規の: 受ける	場合は	k不要 	≃場合((異動等		当該	届	出の)理	由が	ゞ生じ	た	日	2 9	9年	4月] 1	1
順路	通勤の	方法別			_ 区		出すること 問	となっ	に場合		ジ、ロ —— 距 離		 を付す 時			乗り	車差種	条 等	乗	Ė	欄車の	の券額	備	Ħ	考	
1 🗆	自刻	別用車	住	居から) (糸	圣由) 学	校	まで		4.5	km	1 0) 5	÷							円				
2 🗆				から) (糸	圣由)	,	まで			km		5	j							円				
3 🗆				カュら) (糸	圣由)	,	まで			km		5	÷							円				
$4 \square$				カュら) (糸	圣由)	,	まで		•	km		5	T							円				
5 🗆				から) (糸	圣由)	,	まで		•	km		5	र्							円	L			
6 🗆				カュら) (糸	圣由)	,	まで			km		5	÷							円				
総追	通勤 』	距離				4	. 5 km						総所	要	時	間						1 () 分			
記 オ L	の注音	<u></u>																								

- 記入上の注意
 1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。
 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。
 3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。
 4 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入 する。
 - 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
 - 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 6

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

1 × 1/1/2	【余例第10余弟4項の適用を支ける噸員(利幹藤欽迫寺利用有)】 													
新草	新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等													
順路	通勤方法の別			区	間		距	離		所要時間	備	考		
1		住	居から	(経由)	まで			km	分				
2			から	(経由)	まで			km	分				
3			から	(経由)	まで			km	分				
4			から	(経由)	まで			km	分				
5			から	(経由)	まで		•	km	分				
6			から	(経由)	まで			km	分				
総 通 勤 距 離														
記入上の注意 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。														

新規:鉄道利用

通 勤 届

(任命	権者)				勤務公署	署名	007	市立��〃	小学标	交				
青森	県教育	育委員会		殿	所 在	地	001	市大字口[]字/	ΔΔ1-1				
職		教	諭		氏	名	青;	森 太	郎					
住	居	FOO	5▽▽一丁目2-	3	•									
人事	委員会	除規則 7 −	- 4 4 (通勤手当)) 第3条の	規定に基づ	づき证	通勤の実	青を届ける	出まっ	r.				
	新	規(□ 昇 の変更	異動等に伴う通勤	経路又は方泊	生の変更の	り場合) []			の区間と同一の 区間に係る順路			を付する。))
$\Box 4$	□ 3 通勤経路又は方法の変更 □ 4 運賃等の負担額の変更 □ 5 その他(
順路	通勤の	助方法 別	区	間		足	巨離	所時	要間	乗車券等 の 種 類	左乗等	欄事券額	備	考
1 🗆	徒	步	住 居から(経由) 青 類	森駅まで		0 . 5 km	10	分			円		
2 🗆	JR	奥羽線	青森駅 から(経由) 浪	岡駅 まで	2	2 . 4 km	30	分	定期券(6箇月)	59,	090円	@4101	円
3 🗆	徒	歩	浪岡駅 から(経由) 学	校 まで		1. 5 km	2 0	分			円		
4 🗆			から(経由)	まで		. km		分			円		
5 🗆			から(経由)	まで		. km		分			円		
6 🗆	5□ から (経由) まで .km 分 円													
総追	通 勤	距離	2	24. 4 km				総所	要時	:間			60分	
記入上	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・													

- 3
- 工の任息 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、 「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入 4 する。
- 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

新草	新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等													
順路	通勤方法の別			区	間			距	離		所要時間	備	考	
1		住	居から	(経由)	,	まで			km	分			
2			から	(経由)	,	まで			km	分			
3			から	(経由)	,	まで		•	km	分			
4			から	(経由)	,	まで		٠	km	分			
5			から	(経由)	,	まで		٠	km	分			
6			から	(経由)	_	まで		٠	km	分			
総	通勤距離			•	km			総所要	時間]			分	

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。



29年 4月 3日提出

通 勤 届 新規:新幹線利用

新規:	新幹	線利用					_	~ J			<i>,</i> —		:	29年	4月	3 ⊧	提出
(任命	権者)					勤務公署	署名	0	O#	立令令	小学村	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
青森	県教育	香員会			殿	所 在	地	0	O#	大字口	口字』	ΔΔ1-1					
職		教	諭			氏	名	青	蒋	太	郎						
住	居	007	市▽▽一丁目:	2-3													
人事	委員会	≷規則 7 -	-44 (通勤=	手当)第3	条の	規定に基づ	づき通	通勤の	実情	を届け	出まっ	す。					
$\square 2$	新生民	の変更	異動等に伴う道	通勤経路 又	は方	法の変更の	り場合					の区間と同一。 区間に係る順!			を付する	る。)	
		等の負担	方法の変更 額の変更)		F	届出の理由が	生じた日	2 9	9年	4 月	1 日
順路	通勤の	力 法 別]	<u>X</u>	間		四	巨 離	bub.	所時	要間	乗車券等 の 種 類	左乗等の	. 券	備		考
1 🗆	徒	步	住 居から	(経由) 青	森駅まで		0.5	km	1 0	分			円			
2 🗆	JR	奥羽線	青森駅から	(経由)新	青森駅まで		3. 9	km	1 0	分	定期券(3箇月)	215, 5	510円	うち特	別料金9	7,860円
3 🗆	東北	新幹線	新青森駅から	(経由) 八	戸駅 まで	8	1.8	km	3 5	分	(FREX)		円			
4 🗆	徒	歩	八戸駅 から	(経由)学	校 まで		0.8	km	1 0	分			円			
5 🗆			から	(経由	1)	まで			km		分			円			
6 🗆			から	(経由	1)	まで		•	km		分			円			
総追	重勤;	距離		87.	O km					総所	要時	間			6 5 分	ř	

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、

- 「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入 4 する。
- 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

新幹線等を利用する場合、必ず記載すること

新草	\$徐鉄道等利用者	者の新幹線鉄道等を利用し	ない場合の通勤の	経路及び	び方法等		
順路	通勤方法の別	区	間		距離	所要時間	備考
1	徒歩	住 居から(経由) 青森駅	まで	0 . 5 km	10分	
2	青い森鉄道	青森駅 から(経由)八戸駅	まで	96. Okm	80分	
3	徒歩	八戸駅 から(経由) 学 校	まで	O. 8 km	10分	
4		から(経由)	まで	. km	分	
5		から(経由)	まで	. km	分	
6		から(経由)	まで	. km	分	
総	通勤距離	97.	3 km	総	所要時間		100分

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。



新規:バス利用(回数乗車券) 通 動 届

(任命	権者)				勤務公署	署名	007	市立令令	小学	交					
青森	県教育	予員会		殿	所 在	地	007	大字口	□字∠	ΔΔ1-1					
職		教	諭		氏	名	青和	集 太	郎						
住	居	00i	†▽▽一丁目2	2-3			•								
人事	委員会	·規則 7 -	- 4 4 (通勤号	手当)第3条	の規定に基っ	づき追	通勤の実情	青を届け	出まっ	.					
$\square 2$	新生民	の変更	異動等に伴う道	通勤経路又は	方法の変更の	の場合)			の区間と同一の 区間に係る順路				と付する。)
	運賃	等の負担	方法の変更 !額の変更												
□ 5	その	也 ()		J	届出の理由が <i>生</i>	主じた	2日	2 9	9年 4月	1 日
順路	通勤	力 法	<u> </u>	ヹ 間		F.	軍	所	要	乗車券等	左乗	欄車	の券	備	考
700,000	の	別	F			II.	— 13hr	時	間	の種類	等	の	額	VIII	<u> </u>
1 🗆	徒	歩	住 居から	(経由)	〇〇前 まで		0 . 5 km	10	分				円		
2 🗆	弘戸	有バス	00前 から	(経由)	口口前 まで		5 . 0 km	2 0	分	11枚綴回数券	3,	50	0円		
3 🗆	徒	步	□□前から	(経由):	学 校 まで		0 . 3 km	5	分				円		
4 🗆			から	(経由)	まで		. km		分				円		
5 🗆			から	(経由)	まで		. km		分				円		
6 □			から	(経由)	まで		. km		分				円		
総迫	通勤!	距 離		5 . 8]	km			総列	「 要	時 間				35 5	}
2 3 4 5	「4「「「る往届」選手権と	出の理由 重賃等のが 方法の が が が が で を 乗車 で 後 の で と の で き の で き の で き の の た き の に り の を も の を き で り に り を り を き で り を し を し を り を し に り を し に り と に り と に り と に と り と こ に と り と に と と に と と に と と に と と と と と と	欄中「3 道 負担額の変更」 別」欄には、 種類」欄には、 条等の額」には よ よ な場合は、 こ で で で で で で で で が で が に は 、 が が が が が が が が が が が が が が が が が が	には勤務態 動の順路に 通勤に使用 は、通勤に使 「備考」欄	様の変更(2 従い徒歩、日 する乗車券等 用する乗車を にその旨とも	交自等条 里由	制勤務から 車、○○約 定期券(○ (定期券 を記入する	ら普通勤語 泉等の別記 (○箇月) (○箇月)	務への を記え へ ○ へ () 、 ()	の変更等)に。 入する。 文綴回数券、修 ○枚綴回数券、	よる 優待 優 後	負担額(乗車券等 持乗車)	の変更 等の別	更を含む。 川)を記入	する。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

L -,-,-,-,-,	> - >				- / -							
新草	冷線鉄道等利用者	皆の新草	幹線鉄道等を	利用しない場合の通	勤の経路及び	が方法等						
順路	通勤方法の別		[ヹ 間		距	離		所要時間	備	考	
1		住	居から(経由)	まで			km	分			
2	2 から(経由) まで . km 分											
3			から(経由)	まで			km	分			
4			から(経由)	まで			km	分			
5			から(経由)	まで			km	分			
6			から(経由)	まで			km	分			
総	通勤距離			. km	糸	於 所 要 時	間			5	}	

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。



29年 4月 3日提出

新規:バス利用(ICカード)

通

勤

届

29年 4月 3日提出

(任命	権者)				勤務公署	署名	00	市立令令	小学	交				
青森	県教育	『委員会		殿	所 在	地	00	市大字口]字/	ΔΔ 1 — 1				
職		教	諭		氏	名	青	森 太	郎					
住	居	007	市▽▽一丁目2-	3										
人事	委員会	≷規則7-	-44 (通勤手当)	第3条の規	見定に基づ	づき证	通勤の実	情を届け	出まっ	r _°				
届出の 型 1 口2	新		異動等に伴う通勤	経路又は方法	去の変更の	り場合	<u>7</u>)区間と同一の 区間に係る順品			を付する。)	
□3 □4 □5	通勤経路又は方法の変更 運賃等の負担額の変更 その他(
順路	通勤の	方法別	区	間		呂	巨離	所時	要間	乗車券等 の 種 類	左欄事の	の券額	備考	
1 🗆	徒	歩	住 居から(経由) 00	O前まで		0 . 5 km	10	分			円		
2 V	青森	市営パス	OO前 から(経由) 🗖	コ前 まで		5 . 0 km	20	分	ICカード		円	運賃350円	
3 🗆	徒	歩	□□前から(経由) 学	校まで		O . 3 km	5	分			円		
4 🗆			から(経由)	まで		. km	Į.	分			円		
5 🗆			から(経由)	まで		. km	l	分			円		
6 🗆			から(経由)	まで		. km	l	分			円		
総追	通勤.	距 離		5. 8 km				総 戸	デ要	時間			35分	

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、
- 3
- 「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入 4 する。
- 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。 6

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

【 条 例 身	B10条第4項∅	ソ週用を	(受ける職員	(新幹線鉄	追等利用者 <i>)</i> 】									
新草	冷線鉄道等利用 者	皆の新韓	幹線鉄道等を	利用しない	場合の通勤の経	圣路及で	が 方法等							
順路	通勤方法の別			区	間		距	離		所要時間	備	考		
1		住	居から(経	由)	まで			km	分				
2	2 から(経由) まで . km 分													
2 から(経由) まで . km 分 3 から(経由) まで . km 分														
4			から(経	由)	まで			km	分				
5			から(経	由)	まで			km	分				
6			から(経	由)	まで			km	分				
総	通勤距離			•	km	総	所要時	間				分		
記入」	上の注意	•				•					〇〇小学村	Ź		

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。

29年4月3日 収受

(任命	権者)							勤務	多公署	署名	(OC	市立	\$\$ 1.	小学校	交						
青森	県教育	香員会				展	几 又	所	在	地	(OO	市大	字口口]字/	ΔΔ -	1 — 1					
職		教	諭					氏		名	Ī	青	东	太	郎							
住	居	007	₽	7一丁	3 2-	3																
人事	委員会	:規則 7 -	-44	4 (通算	助手当) 第3条	その非	規定に	_基~	づきì	通勤の	の実付	青を	届けら	出ます	۲.						
$\begin{array}{c} \square \ 2 \\ \square \ 3 \\ \square \ 4 \end{array}$	新 住居 通勤 運賃	規(☑ ∮ の変更 経路又は 等の負担	方法	の変更		経路又は	ま方注	生の変	三更0	の場合)						間と同一 こ係る順				を付する。)
□ 5	その	也 ()			扂	量出の	つ理由が	生じた	き目	2 9	9年 4〕	1日
順路	通勤	方 法			区	Įį.	1				拒	雅	所		要	乗	車券等	左乗	欄車	の券	備	考
///	0)	別										JH4	時		間	の	種 類		ر ص	額	NIA	
1 🗆	徒	歩	住	居かり	ò (経由)	00	O前す	で		0. !	5 km		10	分					円		
2 🗆	八戸	市営パス	00)前 かに	ò (経由)		コ前ま	で		3. 3	3 km		1 5	分	11枚	(綴回数券	2,	50	0円		
3 🗆	徒	歩]前 かり	ò (経由)	八	戸駅ま	で		0.	1 km		2	分					円		
$4 \square$	JR	八戸線	八月	=駅 から	ò (経由)	鮫	駅ま	で	1	1.8	8 km		2 5	分	定期	券(6箇月)	3 4	, 21	0円	@240)円
5 🗆	徒	歩	鮫	駅 から	ò (経由)	学	校ま	で		1. (O km		10	分					円		
6 □				カバ	ò (経由)		ま	きで		•	km			分					円		
総追	動	距 離			•	16.7	km							総所	要	時間	튁				62分	
2 3 4 す	「4「「「「る」」	はの理由」 重賃等の負 力方法の別 正券等の利	負担名 川」 種類」 歩等の	質の変す 闌には、 欄にい で額」い	更」に 通動 ま、通 こは、	は勤務態の順路に動場に使用の動に使用の動に使用の動に使用の動に使用の動に使用の動に使用の動に使用の動	態様(と) 関連関連用	の変更 い徒乗 る する乗	三(2) 三 条 等 車 寿	交替 自動 等 等 等等	制勤系 車、(定期 (定其	务○糸 ○ 条 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	き等等の●	通勤剤 の別る 月)、	多への を記え ○ t	の変更 人する 女綴回	更等)に る。 回数券、	よるst 優待 ^類	負担額 乗車券	の変見 等の別	D変更を行 更を含む。 別)を記 D別)の智	入する。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

	月10木分4次0	ン加川で	文ける概点	(利针脉) 以但守利用。								
新草	幹線鉄道等利用	香の新草	幹線鉄道等を利	川用しない場合の通	勤の経路及び	が方法等						
順路	通勤方法の別		Σ	間		距	離		所要時間	備	考	
1		住	居から(経由)	まで		•	km	分			
2 から(経由) まで . km 分												
3			から(経由)	まで		•	km	分			
4			から(経由)	まで		٠	km	分			
5			から(経由)	まで		٠	km	分			
6			から(経由)	まで		٠	km	分			
総	通勤距離			• km	総	所 要 時	間			·	分	

5 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。 6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。

29年 4月 3日提出

通 新規:自動車と鉄道の併用

勤 届

(任命	権者)						勤務	公署	名	(OC	市立	Z ♦♦1.	小学校	交					
青森	県教育	育委員会			展	L Z	所	在	地	(OC	市大	字口[字/	ΔΔ1-1					
職		教	諭				氏		名	3	青	森	太	郎						
住	居	007	☆▽▽一丁目	2 –	3															
人事	委員会	除規則 7 -	-44 (通勤	手当)	第3条	きの規	見定に	基づ	きi	重勤の	の実	情を	温けと	出まっ	ナ 。					
$\square 2$	新生	の変更	異動等に伴う	通勤	経路又は	大方法	去の変	更の	場台	<u>}</u>)					の区間と同一 <i>0</i> 区間に係る順路			印を	を付する。)	
$\Box 4$		等の負担	方法の変更 額の変更)			F	国出の理由が 生	こ じた	日	2 9	9年 4月	1 日
順路	通剪	力 法		区	間	ı			ħ	E F	雑	所	ŕ	要	乗車券等	左乗		の券	備	考
炽焰	の	別			ĮĦ,	J			ĮΓ		勺比	時	Ė	間	の種類	等		類	VHI	77
1 🗆	自	京用車	住 居から	(経由)	川音	部駅ま	で		2.	5 kn	ı	10	分				円		
$2 \square$	JR	奥羽線	川部駅から	(経由)	弘育	前駅ま	で		6.	3 kn	ı	20	分	定期券(6箇月)	28,	000	円		
3 🗆	徒	歩	弘前駅から	(経由)	学	校 ま	で		0.	3 kn	ı	5	分				円		
4 🗆			から	(経由)		ま	で			kn	ı		分				円		
5 🗆			から	(経由)		ま	で			kn	1		分				円		
6 🗆			から	(経由)		ま	で			kn	1		分				円		
総追	通勤!	距 離			9. 1	km							総所	要	時間				35分	
記入上 1 「 2	「届出 4 道	い理由」 重賃等の負		」に	は勤務態	様0	り変更	(交	替 制	削勤	務カ	ら普	产通勤剂	务へ0	変更したことに D変更等)によ 入する。					

- 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入 4 する。
- 5 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

	1 1 0 NN 1 X 1		- , - , - , - , - , - , - , - , - , - ,											
新草	冷線鉄道等利用者	香の新草	幹線鉄道等	を利用し	ない場合の	の通勤の紹	経路及び	が方法等						
順路	通勤方法の別			区	間			距	離		所要時間	備	考	
1		住	居から(′	経由)		まで			km	分			
2			から(,	経由)		まで			km	分			
3			から(,	経由)		まで			km	分			
4			から(,	経由)		まで			km	分			
5			から(,	経由)		まで		•	km	分			
6			から(<u> </u>	経由)		まで		•	km	分			
総	通勤距離			•	km		総	所要時	間				分	
	\\ - \\ -												<u> </u>	

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。

○○小学校 29年4月3日

29年 4月 3日提出

収受

通 勤 変更: 自転車使用

29年 6月 1日提出

(任命	権者)				勤務公署	署名	С	Ot	立令令点	小学校	交					
青森	県教育委員	会		殿	所 在	地	С	OĦ	大字口[]字/	ΔΔ1-1					
職	教		諭		氏	名	青	煮	太	郎						
住	居 O	Оф	i▽▽一丁目2−	- 3	•											
人事	委員会規則	7 —	- 4 4 (通勤手当	á)第3条の	規定に基っ	づき通	勤の	実情	fを届けと	出ます	r.					
☑ €	新 規(に住居の変)	E		加経路又は方泊	法の変更の	の場合	·)				D区間と同一0 区間に係る順路				を付する。)	
$\Box 4$	□ 1 新 規 (□ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合) (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。) □ 2 住居の変更 □ 3 通勤経路又は方法の変更 □ 4 運賃等の負担額の変更 □ 5 その他 (転居で住所に変更があったよとにより、通勤経路 等の変更があった場合、□にレ印を付す 届出の理由が生じた日 29年 6月 1日															
順路	通勤方の	法別	区	間		距	離	É	所時	要間	乗車券等 の 種 類	左乗等	欄車の	の券額	備	考
1 🗆	自転車	ī.	住 居から (経由) 学	校 まで	2	2. 5	km	2 0	分				円		
2 🗆			から (経由)	まで			km		分				円		
3 🗆			から(経由)	まで			km		分				円		
4 🗆			から(経由)	まで			km		分				円		
5 🗆			から(経由)	まで			km		分				円		
6 🗆			から(経由)	まで			km		分				円		
総追	通勤距離			2. 5 km					総所	要	時間				20 分	
記入上	の注音															

届

- 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、

- 3
- 「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入 4 する。
- 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

新草	幹線鉄道等利用者	皆の新草	幹線鉄道等を利	利用しない場合の通	勤の経路及び	が方法等					
順路	通勤方法の別		Þ	区間		距	離		所要時間	備	考
1		住	居から(経由)	まで			km	分		
2			から(経由)	まで			km	分		
3			から(経由)	まで			km	分		
4			から(経由)	まで			km	分		
5			から(経由)	まで			km	分		
6			から(経由)	まで		•	km	分		
総	通勤距離			• km	糸	総所要 暇	寺間				分

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。



変更: 鉄道利用

通 勤 届

(任命	権者)				勤務公署	署名	00	市立令令	小学村	交				
青森	県教育	育委員会		殿	所 在	地	00	市大字口	□字∠	ΔΔ1-1				
職		教	諭		氏	名	青:	森 太	郎					
住	居	007	市▽▽一丁目2-	3										
人事	委員会	除規則 7 -	-44 (通勤手当)	第3条の規	規定に基づ	づき证	通勤の実	情を届け	出まっ	r.				
□ 1	新	放育委員会 殿 所 在 地 OO市大字ロロ字ムム1-1 教 諭 氏 名 青森 太 郎 OO市ママー丁目2-3 会規則7-44 (通勤手当)第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。												
$\Box 4$	 藤県教育委員会 殿 新 館 氏 名 青 森 太 郎 居 OO市▽▽一丁目2-3 事委員会規則7-44 (通勤手当)第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。 の理由 1 新 規 (□ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合) (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。) 4 運貨等の負担額②変更 (オイス開通等による通勤経路の変更や、都合による方法の変更 (額:自転車ーJR)があった場合、□にレ田を付す 五 通 動 方 法		1 目											
青森県教育委員会 一		備	考											
1 🗆	徒	步	住 居から(経由) 大 流	奏駅 まで		O . 5 km	10	分			円		
2 Z	JR	大湊線	大湊駅 から(経由) 近 J	 駅 まで	1	5 . 7 km	20	分	定期券(6箇月)	46,	660円	@320円	
3 🗆	徒	步	近川駅から(経由) 学	校まで		1. O km	1 5	分			円		
4 🗆			から(経由)	まで		. km		分			円		
5 🗆			から(経由)	まで		. km		分			円		
6 🗆			から(経由)	まで		. km		分			円		
総追	通 勤	距離	1	7. 2 km				総別	更	時間			45分	
記入上	の注意	Ť												

- 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、

- 3
- 「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入 4 する。
- 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

新草	幹線鉄道等利用者	皆の新草	幹線鉄道等	を利用し	ない場合の	通勤の経	経路及で	び 方法等						
順路	通勤方法の別			区	間			距	離		所要時間	備	考	
1		住	居から	(経由)		まで		•	km	分			
2			から	(経由)		まで		•	km	分			
3			から	(経由)		まで		•	km	分			
4			から	(経由)	,	まで		٠	km	分			
5			から	(経由)	`	まで		•	km	分			
6			から	(経由)	,	まで		٠	km	分			
総	通勤距離			•	km			総所要	時間]			分	

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。



29年 6月 1日提出

通 勤 届 変更:バス利用

(任命	権者)				勤務公署	署名	00	市立	\$\$1	小学村	交				
青森	県教育	香員会		殿	所 在	地	00	市大	字口口]字/	∆∆1−1				
職		教	諭		氏	名	青	森	太	郎					
住	居	007	市▽▽一丁目2-	3											
人事	委員会	除規則7-	-44 (通勤手当) 第3条の	規定に基づ	づき追	通勤の実	[情を	届け出	出ます	r.				
$\square 2$	新生	の変更	異動等に伴う通勤	経路又は方泊	生の変更の	り場合	<u>7</u>)区間と同- 区間に係る順			を付する。)
		等の負担		改正等により、)があった場合、			賃等に))		盾	届出の理由か	生じた	日 29	9年 6月	1 日
順路	通勤の	力 法別	区	間		R	巨離	所時		要間	乗車券等の種類	乗	欄 車 券 の 額	備	考
1 🗆	徒	歩	住 居から(経由) 八	戸駅まで		1. O kn	n	1 5	分			円		
2 Z	八戸	市営パス	八戸駅 から(経由) 🗖	コ前まで	1	O . O kn	n	30	分	定期券(6箇月	68,	040円	@300	円
3 🗆	徒	歩	□□前 から(経由) 学	校 まで		O . 1 km	n	2	分			円		
4 🗆			から(経由)	まで		. kn	n		分			円		
5 🗆			から(経由)	まで		. kn	n		分			円		
6 🗆			から (経由)	まで		. kn	n _		分			円		
総追	重勤.	距 離	1	1 1. 1 km					総所	要	時間			47 分	
≑ ⊓ 1 .	の沙土	<u> </u>													

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、
- 3
- 「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入 4 する。
- 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

新草		皆の新草	全線鉄道等	を利用し	ない場合の	通勤の経	路及で	び方法等					
順路	通勤方法の別			区	間			距	離		所要時間	備	考
1		住	居から	(経由)	,	まで			km	分		
2			から	(経由)	,	まで			km	分		
3			から	(経由)	,	まで			km	分		
4			から	(経由)	,	まで			km	分		
5			から	(経由)	,	まで			km	分		
6			から	(経由)	_	まで		•	km	分		
総	通勤距離				. km			総所要	時間				分

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。



29年 6月 1日提出

変更:鉄道とバス利用

通

勤

届

29年 6月 1日提出

(任命	権者)				勤務公署	署名	00	市立令令	小学	交				
青森	県教育	育委員会		殿	所 在	地	00	市大字口	□字∠	ΔΔ1-1				
職		教	諭		氏	名	青:	森 太	郎					
住	居	007	市▽▽一丁目2-	- 3										
人事	委員会	※規則 7 -	- 4 4 (通勤手当	的第3条の規	見定に基づ	づき通	通勤の実	青を届け	出まっ	ナ。				
\mathbf{Z} 2	新住居	の変更	異動等に伴う通勤	が経路又は方治	去の変更の)場合	<u>}</u>)			の区間と同一の 区間に係る順路			を付する。)	
$\Box 4$		等の負担	方法の変更 額の変更)		盾	国出の理由が <u>生</u>	生じた	日 29	9年 6月	1 日
順路	通勤の	力 法 別	区	間		呂	三離	所時	要間	乗車券等 の 種 類	左乗等	欄 車 め 類	備	考
1 🗆	徒	步	住 居から(経由) 00)前 まで		O . 3 km	5	分			円		
2 🗆	八戸	市営パス	OO前 から(経由) 🗆 🛭	コ前まで		2 . 5 km	1 5	分	11枚綴回数券	2,	000円		
3 Z	徒	歩	□□前 から(経由) 八 万	=駅 まで		0 . 1 km	2	分			円		
4 Z	JR	八戸線	八戸駅 から(経由) 鮫	駅まで	1	1 .8km	2 5	分	定期券(6箇月)	3 4	, 210円	@240F	7
5 Z	徒	歩	鮫 駅から (経由) 学	校まで		1 . 0 km	10	分			円		
6 □			から(経由)	まで		. km		分			円		
総追	動.	距 離		15. 7 km				総列	〔 要	時間			57分	
記入上	の注意	ĵ												

- 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、

- 3
- 「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入 4 する。
- 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

_													
新草	幹線鉄道等利用者	皆の新草	幹線鉄道等	を利用し	ない場合の	通勤の経	路及で	ド方法等					
順路	通勤方法の別			区	間			距	離		所要時間	備	考
1		住	居から	(経由)	,	まで			km	分		
2			から	(経由)), (まで		•	km	分		
3			から	(経由)), (まで		•	km	分		
4			から	(経由)	,	まで		•	km	分		
5			から	(経由)	j	まで			km	分		
6			から	(経由)	,	まで		•	km	分		
総	通勤距離			•	. km		糸	総所要 瞬	身 間				分

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。



通 勤 届 支給要件の喪失

29年 6月 6日提出

(任命	権者)					勤務公署	署名	0	O#	立◇	> <	学材	交					
青森	県教育	香員会			殿	所 在	地	0	O市	大字]字/	ΔΔ1-1					
職		教	諭			氏	名	青	森	ŧ	太	郎						
住	居	00	ŧ∇∇	′一丁目2-	- 3													
人事	委員会	除規則 7 -	-44	(通勤手当	新3条の ^類	規定に基づ	づき通	勤の	実情	を届	計出	ます	r.					
$\begin{array}{c} \square \ 2 \\ \square \ 3 \\ \square \ 4 \end{array}$	新 住居 通賃	の変更 経路又は 等の負担	大法の !額の?	の変更 変更	加経路又は方泊 要 件の喪失 (L		(診		~る区)区間と同一の 区間に係る順路				を付する。)	
												扂	出の理由が生	主じた	- 日	2 9	9年 6月	6 目
順路	通勤の	助 方 法 別		区	間	L	距	離	É	所時		要間	乗車券等 の 種 類	左乗等	欄車の	の券額	備	考
1 🗆			住	居から(経由)	まで			km			分				円		
2 🗆				から(経由)	まで			km			分				円		
3 🗆				から(経由)	まで		•	km			分				円		
$4 \square$				から(経由)	まで			km			分				円		
5 🗆				から(経由)	まで			km			分				円		
6 □				から(経由)	まで			km			分	_			円		
総追	通 勤	距 離			. km					総	於所	要	時間				分	
記入上			楣中	1 [3	加経路マルカ	上の変更」	1711	勒黎	5//>写	上の前	· 在州	1が落	5更したことに	ァトス	(通勤)	経 路()	の変更を含み	L

- 3
- 「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更(交替制勤務から普通勤務への変更等)による負担額の変更を含む。 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)を記入する。 「左欄の乗車券等の額」には、通勤に使用する乗車券等(定期券(○箇月)、○枚綴回数券、優待乗車券等の別)の額を記入 4 する。
- 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

【条例第10条第4項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】

新草	全線鉄道等利用 者	香の新草	全線鉄道等	を利用し	ない場合の	通勤の経	路及で	が 方法等					
順路	通勤方法の別			区	間			距	離		所要時間	備	考
1		住	居から	(経由)	9	まで			km	分		
2			から	(経由)	9	まで			km	分		
3			から	(経由)	9	まで			km	分		
4			から	(経由)	9	まで			km	分		
5			から	(経由)	9	まで			km	分		
6			から	(経由)	-	まで		•	km	分		
総	通勤距離				. km		総	所 要 時	間				分

記入上の注意

「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、○○線等の別を記入する。



別紙第2

通勤手当認定簿

														ı					Γ
出	比名						<u></u> 小属						事実発生	年月日		年	Н	ш	
	回数多	回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等	トる交通機関等か	バある交替制.	勤務に従事する	5職員等	算出式	杠				<i>·</i> ⊶	提出年	Н Н		年	月	ш	
壮 江	平均1億	翘	勒所要回数			□							受 理 年	В		争	Ħ	ш	
	画		L .	定期券	運賃等	の額の算	算出基礎	運 賃 (特別料	: 等 相 金等相当額	を予じなった。		訓	普通交通	1411		大器	H		
	器	普通交通機関 等又は新幹線 鉄道等の名称	利用区間	回その めの を他別	回そ数の	** 名 所	期	回 <i>~</i> 数 <i>の</i>	* 包	定期多	りの運 ※ の 相	軍事	又は新幹線鉄道等の 認 定 期 間	tate III	数 数 色 中 已	(支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	を付す)	舗	
普)	П								E	(E	E	サ サ	日からいまれ		1 2 3 4 7 8 9 10	5 6 11 12		
交通機	改正	JZ 111							E	(E	E	サ サ	日から日また		1 2 3 4 7 8 9 10	5 6 11 12		
関等									E	(箇月)	E	E	サ サ	月から日まか		1 2 3 4 7 8 9 10	5 6 11 12		
又は	改日	- V 111							E	(簡月)	E	E	サ 年	日からのまま	1 1 1 1 1 1	i	5 6 11 12		
存幹線	l	~							E	(箇月)	田	田	サ サ	月から 月まで		2 3 8 9 1			
旅鉄道	改日	- X 111				! ! ! ! !	1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	E		E	E	サ 舟	月から 月まん	1 1 1 1 1 1 1	1 2 3 4 7 8 9 10	5 6 11 12		
拳科		1							E	(箇月)	田	E	サ サ	月から 月まで		1 2 3 4 7 8 9 10			
用者	改正	- V 111						! ! ! ! !	E		E	E	サ 中	月から 月まら	!	∞ 2	5 6 11 12		
							1箇月当た	たりの運賃	等の相	当額の合計額	通 通	E	年 月	月改正		日	月 日改正	111	田
Ш ‡												E	サ 年	月から 月まで					
軍軍軍		条例第10条第25	0条第2項第2号イの額		(四輪自動車以外	Ì	使用距離	. km)		ָּהַ בַּ	设出	田	年 年	月から 月まで					
字使 田												E	サ 沖	月から 月まで					
三		条例第10条第2項第2号ロの額	項第2号口6		(四輪自動車	,	使用距離	. km)		. IT	故出	E	サ 争	月から 月まで					
華 決	■交追 規則∮	普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者 規則第8条の4 口第1号 口第2号 口第3号	新幹線鉄道等と自動車3 □第1号 □第2号	動車等の併用者 2 号 □第3号		箇月当た	1 箇月当たりの運賃等の相当額	の相当額と	自動車等	自動車等の額の合計額	額 b	E	年 月	日改正		日	月 日改正	111	田
1月	11 対別	1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額又は1箇 月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計	の相当額の台当額と自動車	⇒計額又に 車等の額の	пшт	a又はb) にあって! 20,000円	(a又はb) ー55,000円 (規則第 員にあっては、70,000円。以下F (20,000円を超えるときは20,0	1 tr D O -	第9条の275 5同じ)の2 <u>5</u> 000円)	9条の2に規定する職司じ)の2分の1の額 00円)	O av	臣	争	月から		1 2 3 4	5 6		
後ん	が55, って,	5,000円(規則第1 1は、70,000円)2	9 条の2 にまを超えるとき	現 に す る 事		55, 000円	+c)	×	र्शन	箇月] =		田	卅	用また		7 8 9 10	11 12		
																			1

定期券 特別運賃等の額の算出基礎 特別運賃等の額の算出基礎 特別運賃等の額の算出基礎 特別運賃等の額の算出基礎 特別運賃等の額の額の額の額の額の額の額の額の額の額の額の額の額の額の額の額の額の額の額	対員の特別 円 円 円 年月から 1 2 3 4 5 6 (箇月) 年月まで 7 8 9 10 11 12	5月6月7月8月9月10月11月11月12月11月2月3月3月次定(改定)欄	H H H H H H H H H H H H H H H H H H H	H H H H H H H H H H H H H H H H H H H	H H H H H H H H H H H H H H H H H H H	該当・非該当] □ 第1号 □ 第3号 □ 第2号 □ 第4号	2 第1号 第3	製 サロ 女 動 所 要	号 1 箇月当たりの運賃等の相当額 に規定する職員にあっては、70,	3.2 芍 □ 用 3 芍 規則第20条の 2 第 2 項第 2 号の月数と人事委員会の定める額(算出基 月 (算出基礎) 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円
	李另!	9 H				・非該当		·	A D D D M M M M M M M	11 C 344 [服ら
	条例第10条第5項適用職員の特別 運賃等の額	4 A	支 給 額	年月日改正 用	年月日改正 用	• ~	理由(手当額の決定 □条例第10条第2項第1号 □条例第10条第2項第2号イ □ = □田町等0をかっ (近番声)	□ ARM A B A R D B B B B B B B B B B B B B B B B B B	□条例第10条第2項第 規則第8条の4 □ ※・1 □ □ □ ※・2	

自動車使用 別紙第2

通勤手当認定簿

괚 Ш Ш Ш ო ო 垂 日改正 日改正 Щ Щ Щ 6 12 12 12 6 12 12 9 9 4 4 4 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可) 2 2 1.1 Ŋ Ŋ 1175 Ŋ Щ Щ **参**6 4 01 #01 4 0 1 10 01 4 10 10 # 4 4 # # တ တ \mathfrak{S} က က က က 6 6 6 Ø Ø S ω ∞ $\omega \propto \omega \propto$ ∞ ∞ ∞ ω ∞ $^{\circ}$ X \mathbb{E} 支給の始期を記入 取扱者認 印 压恕 改正 月まで 月から 月まで 月から 月まで 月から 月まで 月から 月まで 月まで 月から 月まで 月から 月まで 月から 4月から 月から 月から Ш Ш Ш 等等間 : 通交通機関等 : は新幹線鉄道等 : 認 定 期 間 Ш Щ Щ Щ # \square # # 年年 年年 年年年年 年 年 年 年 年 年 年 年 年年年年 # 彩 Щ \mathbb{H} 型 浬 ## , 7 L 1 勤手当の額を記入 普叉の ሑ 辑 区 に応じ、 700円 田 田 田 \mathbb{E} 田 田 田 田 田 \mathbb{H} \mathbb{E} た等額 当賃当 御の画画 က် 数 型 П 150 4 \mathbb{E} E 当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額 額 쐈 改正 改正 月当たりの運賃等の相当額の合計額 (展月) 員にあっては、70,000円。以下同じ)の2分の1の額 (題月) 節月) 箇月) 间 用 済る手がある。 \equiv \equiv H 稒 稇. 緬 稒 (規則第9条の2に規定す ロ数を記入 〇〇市立〇〇小学校 運 賃 等 相 (特別料金等相当額 定 田 田 田 \mathbb{E} 田 券 色 (20,000円を超えるときは20,000円) (52,000円+c) # 数の (I വ 回そ 4 算出式 一55,000円 翘 쐈 用距離 所属 使用距離 革 稒 羅 \exists 庚 輝 定 (a又はb) 0 て利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等 П 額 Щ (四輪自動車以外 券包 稒 6 糠 ₩ 数の (四輪自動) 飦 1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額が55,000円 (規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円)を超えるとき 通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者 規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号 闦 回冬 の額 条例第10条第2項第2号ロの額 中人 平均1箇月当たりの通勤所要回数 出の基礎となる普通交通機 等 又 は 新 幹 線 鉄 道 等 $|\times|$ S 利用 項第 |交通機関に対断機関| 0条第2 K 楪 回数券等を使用1 条例第1 通叉道 翼翼 **带等获** 靊 改正 改正 改正 改正 恕 $^{\circ}$ \mathfrak{S} 4 **开**名 自動車等使用者 普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用者 籼

田

E

12

Ξ

10

6

 ∞

_

r

. ₩

 \equiv

#

田

 \parallel

Щ

緬

X

支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。 (定期券の通用期間中であるときは、 月まで」は、改定があった月 # 9 ※運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」

5項適用職員の特別 の別 を 4月 5月 6月 検正
3,70 株 大 のため

自動車使用(みちのく有料道路利用)

別紙第2

通勤手当認定簿

道路利用)

氏名	名 青 森	大郎			所属	〇〇市立令令小学校	1学校		事実発生年月	Н	29年	4月	H H
	回数券等を使用して	回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等	育がある交替 #	制勤務に従事する職員	3等 算出式				提出年月	H	29年	4月	3 ⊟
出法	71箇月当たり	平均 1 箇月当たりの通勤所要回数	2.						受理年月	ш	29年	4	ლ დ
	算出の基礎 順 関等又は	算出の基礎となる普通交通機 関 等 又 は 新 幹 線 鉄 道 等		運賃等の	額の算出基礎	運 賃 等 相 (特別料金等相当額を	相 当 額 引当額を含む。)	6 月 当	普通交通機関学	41H-	长器	H	
	普通交通機関 路 等又は新幹線 鉄道等の名称	機関 幹線 利用区間 名称	回その 後の 茶色別	回を数の発	定期券	回を数のの発	定期券	りの運賃等の相当額	又は新幹線鉄道等の 認 定 期 間	· 禁 三 器 数 好 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	支給月に 毎月の場	ひず) 略可)	筆
普通交通	1 みちのく かぎが 選	~ ĕ	出 無 業	850 × 8, 000/ 10, 000 × 2 × 21=28, 560		28, 560円	田 (28, 560円	29年 4月か年 年月か年	でに	1 2 3 4 7 8 9 10 1	5 6 11 12	
型機関	 144	诏	回数分 可数分		車の場合		田 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	E	年 月から 年 月まで	\$ P	1 2 3 4 7 7 8 9 10 1	5 6 11 12	
拳区	2			$640\times8,00$	$640 \times 8,000/10,000 \times 2 \times 21 = 2$	$\times 21 = 21,504$	H (18)	田		٠ <u>٠</u> ٢	1 2 3 4	5 6	
た技権は	为旧					E		E	十 カまい 年 月から 年 月まで	いるだ	2 3 4 8 9 10 1	11 12 5 6 11 12	
	3					田	田(無田)	田		10 K	7 8 9 10 1	5 6	
M	为旧					田		E	年 月から 年 月まで	いらん	2 3 4 8 9 10 1	5 6 11 12	
	4					田	田 (E	年 月から 年 月まで	であ	1 2 3 4 7 8 9 10 1	5 6 11 12	
仲	故正					田	円 (萬月)	田			2 3 4 8 9 10 1	5 6 11 12	
					1箇月当	当たりの運賃等の相	等の相当額の合計額	a 28, 560⊟	年 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	—————————————————————————————————————	1 日改正	田田
4111								Ħ		1 7.74H477	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
動車	条例第10条	0条第2項第2号イの額		(四輪自動車以外	使用距離	キロ数を記入	記入以及正	E	年 万 年 月 か の 女 日 カ	S W K			
学使 田								37,000⊞	29年 4月から 年 月まで	ででを			
用布	条例第10条	条例第10条第2項第2号ロの額		(四輪自動車	使用距離	65. 0km)	松出	F	年 月次			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
普通	交通機関等又は]則第8条の4	普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者 規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号	自動車等の¦ ∮2号 □第		1箇月当たりの運賃等の相当額と		自動車等の額の合計額	b 65, 560⊟	キロ数に応 動手当の額を	にた通 記入	円年月	1 日改正	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
1 円	5月当たりの運 1たりの運賃等 7 000円	1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計)合計額又]車等の額		(a又はb) ―55,000円 (規則第9条の 員にあっては、70,000円。以下同じ) (20,000円を超えるときは20,000円)		9条の2に規定する職 司じ)の2分の1の額 00円)	с 5, 280 н	29年 4月から		1 2 3 4	5 6	
後ろん	abb, 000円(場 , ては、70, 000	記事9条の2に 3円)を超えると	- 親定する - き		000円+c) 6 t	60, 280× [12	箇月] =	723, 360 円	年 月ま	節	7 8 9 10 1	1 12	
票	*任堂の類にから	さい とはくしょ	が指しいせい	次事任年の紹プか完がなくを担合したにて「並革な済機関年では発酵的独造性の要の割け問門。	的な合金が存り割	小岩間, 6.	† - K	14年 - オロノ中	イギパモ田早田以み半年が	7	十分光子时里好了好。		ナニューナン

月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。 # ※運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「

定期	構等の認定期間 取扱者 文 給 月 (支給別に到間 認 印 (毎月の場合は省略可) 備 考 (毎月の場合は省略可)	: 月から 1 2 3 4 5 6 : 月まで 7 8 9 10 11 12	3月 任命権者の確認・ 備 考決定(改定)欄	2.96年 4月 (基) 2.80円 職校長 氏名津軽 花子 (基)	(年) (日) (日) (日	用 年 月 日 職 氏名 印	払戻金相当額(規則第20条の2 第3項の額)の算出基礎 3項の額)の算出基礎 3項の額)の	Not and a	E	E	E	田 (類:	田 (翻
第5項適用職員の特別 10条第1項 該当・非該当 第10条第2項第1号 第10条第2項第1号 第10条第2項第2号イ 第10条第2母母 第10条第2母母 第10条第2母母 第10条第2母母 第10条第2母母 第10条第2母母 第10条第2母母 第10条第2母母 第10条第2母母 第10条第2母 第10条 第1	特別運賃等相当額回数券定期券	円 (10月 11月 12月 1月 2	60, 280H 60, 280H 60, 280H 60, 280H 60, 280H 6)を、各支給月の欄に記入	返納事由 返納対象普通交通機関等 発生年月 (新幹線鉄道等、橋等)	を入れる	第4	第3	策禁	指額の合計額が55,000円 (規則第9条の2 70,000円) を超えていた場合	数と人事委員会の定める額(算出基月
	特別運賃等の額の算出基 回数券 定期 その他 定期	条例第10条第 5 項適用職員の特別 運賃等の額	月 5月 6月 7月 8月	60, 280H 60, 280H 60, 280H 60, 280H 60, 280H 60,		B H改正 R </td <td>· 非該当</td> <td> 通勤手当支給要件該当のため、こ</td> <td>1 二 第2号</td> <td>第2項第1号 第2項第2号/ 第2項第2号/ 第2号</td> <td>- 一</td> <td>四輪自動車使用のため、ここに 54</td> <td>号 □第2号 □第3号 □第4項 □第5項</td>	· 非該当	通勤手当支給要件該当のため、こ	1 二 第2号	第2項第1号 第2項第2号/ 第2項第2号/ 第2号	- 一	四輪自動車使用のため、ここに 54	号 □第2号 □第3号 □第4項 □第5項

鉄道利用 別紙第2

通勤手当認定簿

괚 Ш Ш Ш ო ო 垂 (Z) 日改正 支給月(Щ Щ Щ 6 6 9 12 6 12 4 女 給 月 (支給月に○印を付す) 4 4 (毎月の場合は省略可) 9 Ŋ 1.1 田 Θ 10 10 ∌6 294 4 0 4 0 1 10 # 4 # တ က က က \mathfrak{S} Ø S ∞ ഗ $^{\circ}$ $^{\circ}$ ∞ ∞ $_{\text{Cl}}~~\infty~~\text{Cl}$ ∞ ∞ $_{\rm Cl}$ 赵 田 띪 取扱者 認 印 てもそのまま 压恕 日改正 月まで 月から カまぐ 月から 月まで 月から 月また 月から 月まで 月から 用用用されま 月から 月まぐ 月から 4月から Ш Ш Ш 等等間 Щ Щ Щ # 端数があっ Щ ₩ # 浬 # ## ▲29年 中年年 年年年 年年年年 年年年年 彩 普诵交 # \mathbb{H} 型 支給の始期を記入 * # 捷 区 \mathbb{H} \mathbb{E} \mathbb{E} 田 田 田 33Ξ 田 4 定期券の場合は、 $33 \oplus$ 汌 848. 848. Щ 緬 6 6 E 額 桊 月当たりの運賃等の相当額の合計額 59, 090 (6箇月) (展月) 6月) (題月) 间 用 運 賃 等 相 当 ((特別料金等相当額を含む。 緬 稒 〇〇市立令令小学校 定 田 \mathbb{E} \mathbb{E} \mathbb{H} \mathbb{E} 券 他 距離により運賃等相当額が決められている場合は、 数の 回冬 算出式 $4 \mathrm{km}$ 糍 桊 所属 革 22. 距離を記入(それ以外は、記入不要 稒 羅 \exists 鸑 定 0 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等 П 魯 券他 0 糠 数の 飦 闦 回冬 定期券 平均1箇月当たりの通勤所要回数 出の基礎となる普通交通機 等 又 は 新 幹 線 鉄 道 等 国 青森駅 $|\times|$ 利用 浜 |交通機関に対断機関| 東ビアを選り 楪 通叉道 翼翼 **带等获** 靊 - 改正 改正 က 改正 改正 恕 $^{\circ}$ 4 **开**名 自動車等使 普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用者

		1							
		土%日	ĭ		ď		c	71 1	
		在日			<u></u>		-	9 10 11 12	
					0	0	0	ω n	
-		В	-		-	⊣	t	_	
		1.	1						
かまか	月まで	土%日	i i		7. 4.	21/12	+	よれ	
	年	Ш			Ħ	+	Ħ	₽	
		Ħ	+						
E E	,		E]	T		田	
松	正	q p	景	#X	1				
		1 筬日 当たりの 軍 告 英の 相 当 婚 と 白 配 車 年 の 極 の 会 卦 猶	4 / / II II I	- 55,000円 (規則第9条の2に規定する職	下同じ)の2分の1の額			[月] =	
			サンサー	2 に規)	の2分の			題	
		7 白船		9条の	ョ ご ご	(田000		ш	
km		招火箱		規則第	以下人			×	
新		信座の	1	日00円	000円。	るてま			
使用距離		駅 <i>W W</i>	サ ^ ^ ご	—55, (170,	を超え	00円+c)		
·		4 示 日 5		(a又はb)	員にあっては、70,000円。以	(20,000円を超えるときは20,	日000円		
動車		1	I T	(a_	同に	(3)	(55, (-
回輪回)		并用者	53号		よ1 箇	の合計	徴員に		
		車等の	号 □第		計額又	等の額	定するJ		
日日の		きと自動	□第2-		類の合調	自動車	2 に規	ろたま	
頁第 2 -		泉鉄道等	11号[0相当	当額と	9条の	を超え、	
条第21		は新幹着	4 □第		軍賃等(等の相当	規則第一	: (田00	
条例第10条第2項第2号ロの額		を通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者	8条の.		たりのi	の運賃€	(f) 日0(. 70, 00	
		垂交通機	規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号		箇月当たりの運賃等の相当額の合計額又は1箇	当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計	額が55,000円 (規則第9条の2に規定する職員に	っては、	
使用者	I	普通交	j		1 (H	额	÷	

田

月から

#

月まで

 \mathbb{E}

改正

Ø

使用距離

(四輪自動車以外

の額

条例第10条第2項第2号イ

月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。 # ※運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の

定期券 特別運賃等の額の算出基礎 特別運賃等相当額 本部 本部 巨数券 こ数券 一数券 本の他 定期券 定期券 本部別 本別の場合は省略可) 本別の場合は省略可) 本別の場合は省略可) 本別の場合は省略可) 本別の場合は名略可) 本別の場合は名 を記述の表面を記述	員の特別 円 円 年月から 123456 (箇月) 年月まで 789101112	5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 任命権者の確認・ 備 考 考	10 PH 0 PH <	H H H H H H H H H H H H H H H H H H H	開業 開業 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	該当·非該当 5条)	通勤手当支給要件該当のため、ここにチェックを入れる	(第1号 (第1号 (第3号 機関等利用のため、ここにチェックを入れる 4号	要回数 回)	(第3号 1 億月当たりの運賃等の相当額の合計額が55,000円(規則第9条の2 月 (算出基礎) 月 (算出基礎) 円 12号 □第3号 規則第20条の2第2項第2号の月数と人事委員会の定める額(算出基本) 月 (算出基礎) 円
	条例第10条第5項適用職員の特別 運賃等の額	9 目		E	E	条例第10条第1項 該当・非該当 区該当 (二規則第5条) □非該当 [第2項第1号 交通機関等利用のため、	第2項第2号ロ条の3 (通勤所要回数	第3号 2号 □第3 項 □第5項

新幹線利用 別紙第2

通勤手当認定簿

괚 Ш Ш Ш ო ო 垂 日改正 \bigcirc Ñ Щ Щ Щ 12 12 12 9 9 4 4 Щ 4 Щ (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可) 大裕) 400 4 rc = rc 2 7.10 Ŋ 1.1 Ŋ 町 29年 ∌6 10 01 4 4 0 4 10 10 # # တ e e e 3 က က က က 6 6 6 Ø S 0 2 ∞ ∞ ∞ ∞ $^{\circ}$ ∞ $^{\circ}$ ∞ $^{\circ}$ 90 X 닖 \mathbb{E} てもそのまま 取扱者 認 印 胚恕 日改正 五まふ 月から カまぐ 月から 月まで 月まで 月から 月まで 月から 用用用されま 月まで 月から 月まで 月から 月まで 月から 4月から 月から Ш Ш Ш 等等間 画機 関係 線鉄道等 下 期 F Щ Щ Щ 9 # 端数があ Щ # # サ 中 中年年年年年 年 年 年 29年 年年年年 年年年年 彩 # \mathbb{H} 支給の始期を記入 型 ## # 겵 区 →(63,418 円と 1/3 円)×3 ヶ月 定期券の場合は、 ⊞99 \mathbb{E} 田 \mathbb{E} 田 田 田 田 \mathbb{E} $_{egin{subarray}{c} \exists 99 \end{array}}$ 836. 836. 7 71, 63,418.33⋯円 田 E E 額 쐈 改 月当たりの運賃等の相当額の合計額 215, 510 (3箇月) (風) (題月) \equiv 運 賃 等 相 当 (特別料金等相当額を含む。 \equiv 緬 稒 稒 距離により運賃等相当額が決められている場合は、距離を記入 〇〇市立〇〇小学校 定 田 田 \mathbb{E} 田 \mathbb{F} 券 他 数の **1** 回そ 算出式 国 翘 桊 用距離 所属 革 稒 羅 \exists 85. 庚 輝 定 0 (それ以外は、記入不要) て利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等 П 額 (四輪自動車以外 券包 6 糠 数の 飦 闦 回冬 定基券 (FREX) の額 中人 平均1箇月当たりの通勤所要回数 出の基礎となる普通交通機 等 又 は 新 幹 線 鉄 道 等 八戸駅 副 $|\times|$ 青森 S 利用 項第 |交通機関に対断機関| 0条第2 K 東北新幹線 ・して関党と 楪 回数券等を使用1 通叉道 条例第1 翼翼 **带等获** 靊 改正 改正 改正 改正 恕 $^{\circ}$ ಣ 4 兄名 自動車等使用者 普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用者

田

E

田

Ũ

支給月(

 \mathbb{E}

記入

支給の始期を

田

 $=190,254 \ \mathbb{H}+1$

(I

使用距離

(四輪自動車

条例第10条第2項第2号ロの額

 $=\!190,\!255\; \exists$

12

6

田部

, #6

 \equiv

#

田

, 255

190.

.||•

A]

稒

က

X

63, 418, 33

9

 $\bigcup_{i=1}^{\infty}$

Ø

Θ

4月から

29年

田

33

418.

ώ

員にあっては、70,000円。以下同じ)の2分の1の額

(20,000円を超えるときは20,000円) (55,000円+c)

1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額が55,000円 (規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円)を超えるとき

-55,000円 (規則第9条の2に規定

(a又はb)

当たりの運賃等の相当額と自動車急

箇月

通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者 規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号

籼

月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。 # ※運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「

通勤手当認定簿

(回数乗車券) バス利用 別紙第2

Ľ	H. 4	+ +					学班 うくく キサくし	小手		事件於作任日		7 日 日 日		
7	: ا ا	< ★	(년 			21周	5	· 나 나		大光光十	П	+	-	
Ш	回数券	斧等を使用して利用	する交通機関等が	なる交替	回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等		算田式			提出年月	ш	29年 4	当 3 日 8	
片	平均1億	箇月当たりの通勤所要回数	i勤所要回数							受理年月	ш	29年 4	月 3 日	
	靊	算出の基礎となる普通交通機 関等 又 は 新 幹 線 鉄 道 等		定期券	運賃等	の額の算出基礎	運 賃 (特別料金	等 相 当 額 等相当額を含む。)	, Alv 11 12 7			松器		
	器	普通交通機関 等又は新幹線 鉄道等の名称	利用区間	回数券 その他 の 別		定期券	: 回数券 クの 色	定期券	支給の始期を記	記入 幹線鉄道等 	等 取被者 調 認 印	で終月に○印を付す、 毎月の場合は省略可	備寿	
普通交流	T	弘南バス	OO 停留所 	11枚綴	3, 500/11×2 ×12 =13, 363. 63		km 13,363⊞	円 (箇月)	13, 363円	▲ 29年 4月から 年 月まで	から 無 問 に 問	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	2	
过榜関	改正		1 二二十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	回数券			田	円 (箇月)	E	年 月から 年 月まで	であ	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
. All 14	2) (1 74 1 1 1		The second secon	回数乗車券等の場合は	り場合は、ここ	で端数を切捨て	,	毎月支給の場合は、	、〇印省略可	1
くた報	松	<u>"</u>	1数茉串夯等	寺の湯(回数乗車券等の場合に昇出込を記入 	に人 (端剱処埋しな)			回数券の運賃 [≤]	他に回数券の運賃等相当額がある場	ill di	3 4 5	-	
不幸								4、台算して5	ハ 対 郷 ソ			8 9 10 11	2	
※ 供								日 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (田		0 F	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	6 112	
- 5 [·]	改工						田	****	E		101	2 3 4 5		
								(箇月) 口		年月まで年日から	かれな	7 8 9 10 11 12	7	
· III f							田	(E	:	こで	9 10 11	- 21	
Ψ.	改正						E.	Ü	E	年 月から 年 月まで	2 F	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	81	
						1 箇月	当たりの運賃等の朴	りの運賃等の相当額の合計額	a 13, 363⊟	年 月 日	故正	日年月	日改正	田
नगा स									田	年 月から 年 月まで	10 P			
東軍		条例第10条第2	0条第2項第2号イの額		(四輪自動車以外	. 使用距離	. km)	改正	田	年 月から 年 月まで	24			
lı ⊕ ⊞									田	年 月から 年 月まで	ゆか			
C ##		条例第10条第2項第2号ロの額	項第2号口页		(四輪自動車	使用距離	km)	改 出	E	年 月から 年 月まで	ひゃ			
押	通交通 規則第	普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者 規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号	線鉄道等と自動 第1号 □第2	動車等の 3号 □負		1 箇月当たりの運賃等の相当額	Δ	自動車等の額の合計額	H q	年 月 日	改正	日年月	日改正	田
1 日日	箇月当当たり	1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額又は1箇 月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計	:の相当額の合当額と自動車	計額又三等の額		~ □'	規則第9条の 以下同じ) は20,000円)	2 に規定する職 の2分の 1 の額	E	年月から	20	123456		
發 龙	が55, (ってほ	000円(規則第 土、70,000円)	59条の2に携 を超えるとき	見定する ! :		000円+c)	×	. 箇月] ÷	E	年 月ま	۴	7 8 9 10 11 12	01	
_] :					-									1

支 給 (支給月に○印を付す) 備 (毎月の場合は省略可)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	者の確認・備素が、改定)欄	29年 4月 (基) 氏名 津軽 花千 (軽)	年 月 B 日 B 日	年 月 日 氏名 印	払戻金相当額取扱者備 考(規則第20条の2第認 印備 考	E	E	E	E	E
	年 月から 年 月まで	2月 3月 任命権	363月 13,363月 職 校長	H 職 氏	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	払戻金相当額(規則第20条の2 第3項の額)の算出基礎				月 (算出基礎)	月 (算出基礎)
賃 等相当額 定 期 券	円 円 (箇月)	2 月1 月11	13,363月 13,363月 13,363月 13,	E	各支給月の欄に記入	返納対象普通交通機関等 払后 (新幹線鉄道等、橋等)				合計額が55,000円(規則第9条の2 00円)を超えていた場合	数と人事委員会の定める額(算出基
特別運賃等の額の算出基礎 特別運 回数券 定期券 回数券 その他 定期券 その他	il .	8月 9月 10月	3用 13,363用 13,363円 13,363円	Н	した通勤手当の額 (合計額) を、4 	ため、ここにチェックを入れる。 規則第20条の2第1項 ^{発生年月}		2 第1号 第3号 第2号 第4号	3 □ 第1号 □ 第3号 □ 第2号 □ 第4号	当額の 、70,0	規則第20条の2第2項第2号の月数と人 礎)
定期券 特別運賃 回数券 ロ数 その他 みの別	5 項適用職員の特別	月 5月 6月 7月	363円 13, 363円 13, 363円 13, 363円	E	B R R R L L L L L L L L L L L L L L L L	通勤手当支給要件該当のため、 第一本/	 交通機関等利用のため、ここ()		M	第3号	□第2号 □第3号 規 第4項 □第5項 離
	条例第10条第5項適用 運賃等の額	4 A	支給額 13,3	年 月 日改正	年 月 日改正	条例第10条第1項 ☑該当◆一(□規則第 □非該当	世田	- D	300	□条例第10条第 規則第8条の = =	□第1号 □9 条例第10条 □第 ⁴

バス利用(IC力

別紙第2

 \widehat{z}

通勤手当認定簿

田 田 〇印省略可 괚 Ш Ш Ш ო ო 垂 田 Н 日改工 日改工 Щ Щ Щ 今は、 12 12 12 6 12 6 12 $\begin{array}{c} 12 \\ 6 \end{array}$ 12 9 4 4 Щ 4 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可) Ŋ Ŋ Ŋ 5 Ŋ Ŋ Ŋ Ξ 町 Щ 給の場合 10 4 ∌6 2 9 年 10 10 4 10 01 # 4 0 4 4 10 4 10 夞 # # တ က 6 က က က က 6 6 6 6 Ø S 赵 ∞ ഗ $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ ∞ ω ∞ $^{\circ}$ ∞ ∞ ∞ α ∞ Щ X \mathbb{E} \mathbb{E} 伸 取扱者認 印 压恕 日改正 改正 月まで 月から 月まで 月から 月から 月まで 月から 月まで 月から 月まで 月から 月まで 月から 日本で 4月から 月から Ш Ш Ш 等等間 ÍΠ to 月末, #6 , #6 回の場合 記入 Ш Щ Ē Щ Щ # 田 Щ # # 卅 年年 ドの運賃相当額を 年年年年 年年年年 年年年年 年年年年 # # \vdash 彩 支給の始期を記入 29 1111 \mathbb{H} \mathbb{H} 型 $^{\circ}$ ## 回数 ሑ 辑 区 田 田 \mathbb{E} \mathbb{E} 田 H 田 田 田 田 \mathbb{H} 田 田 平均通勤所要 031 031 9 10, 1 R \bigcirc 田 当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額 1か月あたり 額 쐈 E 改正 改正 11. 額の合計額 -55,000円 (規則第9条の2に規定する職 における I 箇月) 6月) 以下同じ)の2分の1の額 6月) 節月) \equiv 運 賃 等 相 当 (特別料金等相当額を含む。 月 稇: 羅 緬 〇〇市立〇〇小学校 定 沠 10 賃等の相 田 田 田 田 田 券 他 031 (20,000円を超えるときは20,000円) (52,000円+c) X 数の 5, **1** Ø の運 回冬 2 員にあっては、70,000円。 算出式 当た 且 糍 桊 所属 Щ 使用距離 使用距離 革 緬 羅 \exists 輝 定 i Vo (a又はb) 6 て利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等 П 回当たりの片道の運賃を記入す 魯 Щ 巴〇 (四輪自動車以外 券 也 緬 0 糠 (四輪自動車 9 数の 飦 Ø 1箇月当たりの運賃等の相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額が55,000円 (規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円)を超えるとき 運貨 闦 普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者 規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号 回冬 <u>″</u> O カート 条例第10条第2項第2号イの額 条例第10条第2項第2号ロの額 平均1箇月当たりの通勤所要回数 出の基礎となる普通交通機 等 又 は 新 幹 線 鉄 道 等 □□ 帝留門 〇〇 停留所 |X|? 利用 |交通機関に対断機関| 青森市営 バス 楪 回数券等を使用1 通叉道 翼翼 **带等获** 靊 改正 改正 改正 改正 恕 $^{\circ}$ က 兄名 自動車等使用者 普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用者

月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。 # ※運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「

# #	# # # # # # # # # #	(定)	出基礎 特別 期券 ペの	円 円 年月から 1 2 3 4 5 6 (箇月) 年月まで 7 8 9 10 11 12	9月 10	10, 031 10, 0	田田	(合計額)		<u> </u>	1号 □ 第3 2号 □ 第4	1号 □ 第3 2号 □ 第4	合計額が55,000円 (規則第 5 00円)を超えていた場合	の2第2項第2号の月数と人事委員会の定める額(算出基 (算出基礎)
-----	--	-----	----------------------------	---	-------	-----------------	----	-------	--	----------	--------------------	--------------------	------------------------------------	---

鉄道とバス利用 別紙第2

通勤手当認定簿

1 🛚 Ш Ш

ო ო

〇印省略可 Щ Щ 6 6 12 4 4 4 月支給の場合は、 11 Ŋ 9 10 11 10 10 29年 29年 01 4 9 10 4 4 #တ က 6 0 ∞ ∞ 0 ω ∞ ∞ ∞ 伸 **胚** 铝 压恕 取取 月まで 月から 五まん 月から 月まで 月まで 月から 月から ■ 機 関 等 線鉄道等 期 間 月まで Ш Ш 4月から 4月から 軍まで Щ Щ Щ # # # <u>29</u>年 年 年 年 29年 年年 年年年年 松 支給の始期を記入 \mathbb{H} 型 ** 띮 # 捷 区 り運賃等相当額が決められている場合は、 \mathbb{E} 5, 701.66円 田 9,545円 34, 210円 (6箇月) 額 桊 6月) 6月) 箇月) 合算して切捨て 〇〇市立〇〇小学校 545円 \mathbb{E} 田 E 2 6 6 W 他に回数券の運賃等相当額がある場合 算出式 距離によ 離を記入 $8 \mathrm{km}$ で端数を切捨て 且 所属 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等 回数乗車券等の場合は算出式を 2, 500/11 × 21=9, 545. 45 abla0 (端数処理しない) 回数乗車券等の場合は、 W 11枚綴 回数券 定期券 沼 6 平均1箇月当たりの通勤所要回数 ただし、 □□ 帝留所 〇〇 停留所 八戸駅 鮫駅 7 普通交通機関 等又は新幹線 鉄道等の名称 算出の基礎と7 関等又は新 八戸市営 バス 分子 楪 靊 紹 改正 0 改正 改正 က 普通交通機関等又は新幹線鉄道等利用者

	出			五 (個月)		-	787	-	0.1	71 11	-
			1箇月当たり	1 箇月当たりの運賃等の相当額の合計額	a 15, 246. 66円	年 月	月改正	田	年	月 日改正	田
#	4III iš					サ サ	月から 月まで				
mu' 1 π 1 4	س 条例第10条第2項第2号イの額 (四輪自 ※	(四輪自動車以外	使用距離	· km)	牧旧田	サ 舟	月から 月まで	i i i i	, , , , , , ,	! ! ! !	
" <u>~</u> 4	中世				田	サ サ	月から 月まで				
~ "IT"	n 者 	自動車	使用距離	km)	以正田	サ 中	月から 月まぐ	1			
神	普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者 規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号		1 箇月当たりの運賃等の相当額	当額と自動車等の額の合計額	類 b 円	年月	日改正	E	年	月 日改正	田
	1 箇月当たりの運賃等の相当額の合計額又は1 箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計		(a又はb) -55,000円(規則第9条の 員にあっては、70,000円。以下同じ) (20,000円を超えるときは20,000円)	(a又はb) ー55,000円 (規則第9条の2に規定する職員にあっては、70,000円。以下同じ)の2分の1の額(20,000円を超えるときは20,000円)	E 2	中	月から	1 2	2 3 4	5 6	
客、龙	額が55,000円(規則第9条の2に規定する職員にあっては、10,000円)を超えるとき		0円+c)	[II.	#	月まら	2 8	3 9 10	11 12	

改

を超えるか否か

(又は 70,000 円)

 $(55,000\ H$

~4の合計額を記入

をチェック)

別運賃等の額の算出基礎 特別運賃等の額の算出基礎 情等的認定期間 取扱者 本約月に○印を付す) 情 考 数券 定期券 定期券 定期券 定期券 定期券 機等の認定期間 認印 (支給月に○印を付す) 備 考	円 円 年月から 123456 (箇月) 年月まで 789101112	7月 8月 9月 11月 12月 11月 12月 11月 2月 3月 任命権者の確認・	9,545m 9,545m 9,545m 43,755m 9,545m 9,545m 9,545m 9,545m 9,545m 9,545m 9,545m 8,545m	H H	さした通勤手当の額 (合計額) を、各支給月の欄に記入 用 用 年 月 日	核当のため、ここにチェックを入れる。 返納対象普通交通機関等 払戻金相当額(規則第20条の2 払戻金相当額 取扱者 備 考 規則第20条の2第1項 発生年月 (新幹線鉄道等、橋等) 第3項の額)の算出基礎 3項の額)		2 □ 第1号 □ 第3号 □ 第2号 □ 第4号	3 □ 第1号 □ 第3号	1 箇月当たりの運賃等の相当額の合計額が55,000円(規則第9条の2 月 (算出基礎) 円 に規定する職員にあっては、70,000円)を超えていた場合	規則第20条の2第2項第2号の月数と人事委員会の定める額(算出基) (算出基礎) 円
特別運賃等の額の算 回数券 その他		月 8月 9	45円 9,545円 9,545円 9,			通勤手当支給要件該当のため、ここにチェ */	-	2 □ 第1号	□ 第1号 □ 第2号	l	規則第20条の2第2項第 礎)
定期券回数券	条例第10条第5項適用職員の特別 運賃等の額	4	新 名 名 名 43,755円 9,545円 9,5	年月日改正 円 円	年月日改正 用 用	10条第1項 ← (□規則第	理由 [第2項第1号 第2項第2号イ	□規則第8条の3(通勤所要回数 □条例第10条第2項第2号ロ □規則第8条の3(通勤所要回数	□条例第10条第2項第3号 規則第8条の4 ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ	□第1号 □第2号 □第3号条例第10条 □第4項 □第5項

自動車と鉄道の併用 別紙第2

通勤手当認定簿

													田					田		7
П Г	3 ∃	3 ⊟	日省略可										ш					111	チャック	
4 ∄	4月	4 月	一位)	·	6	6	9	12 6	6 12	6	6	6 12	月改正			,		日改正	か否かをう	12
29年	29年	29年	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	H. I 20. I 20.	$ \begin{array}{c cccc} & & & 3 \\ & & & & 5 \\ & & & & & 5 \\ & & & & & & & \\ & & & & & & & \\ & & & & $	1 2 3 4 5 7 8 9 10 11		7 8 9 10 11 1 2 3 4 5 7 8 9 10 11	8 2 3 9 1	1 2 3 4 5 7 8 9 10 11	1 2 3 4 5 7 8 9 10 11	1 2 3 4 5 7 8 9 10 11	田 年 月	 				日年月		7 8 9 10 11
			取者	á là	m m m) [記入			: : : : : : :			111	pb		医把		111	70,000	
事実発生年月日	提出年月日	受理年月日	★ 通機 関等 記入 幹線鉄道等	定	29年 4月から 年 月まで	年 月から 年 日まぶ	あってもそのまま記	十 Aまく 年 月から 年 日から	が用がまま	年 月から 年 月まで		年 月から 年 月まで	年 月 日改正	4 年 年	1 111	4	年 月から 年 月まで	王郊日 日 李	55,000 円 (又は 7	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			支給の始期を		4, 666. 66 H	E	易合は、端数があ	E	E	E	E	Ħ	a 4, 666. 66⊟	- 動車等の月額を記入	E	2,000円	田	ь 6, 666. 66	H.	E
◇◇小学校			等 相 当 額 金等相当額を含む。) ※	定期券	28,000 円 (6箇月)	H (H W)	定期券の場合は、	(総日)		()	()	目当額の合計額	数に応じた自動車	<u>¥</u> ⊟		及田	動車等の額の合計額	2に規定する職 の2分の1の額	**************************************
○○市立◇◇ √	七		手別料 ※	回 ダ の ダ 名	田	E		距離を記入	E	E	田	田	箇月当たりの運賃等の相当額の合計額	П	<u></u>		2. 5km)	-Ш	_	>
所属	東 和 間 に は に に に に に に に に に に に に に]	の算出基礎	定 期 券	6. 3km	 		距離により運賃等相当額が決められている場合は、距離を記入 (それ以外は、記入不要)					1 箇月当た	期 田 甲			使用距離	箇月当たりの運賃等の相当額と	(a又はp) ー55,000円 (規則第9条の 員にあっては、70,000円。以下同じ) (20,000円を超えるときは20,000円)	(55,000円+c)
	回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等	回	貨等の	回 か 多 の ※ 名				ジ決めらたく						加益白新市以从	離が 2 km以上	2	(四輪自動車	1		
	がある交替制動		所 を を を を を を を を を を を を を		# # •	上		[等相当額] 記入不要)		<u>i</u>				(T)	での通勤距	こにチェックを入れる		動車等の併用 2号 □第3	合計額又は、 車等の額の台	規定する職 き
郎	する交通機関等	負勤所要回数	:る普通交通機 幹線鉄道等	利用区間	川部駅	弘前駅		三離により運賃 (それ以外は、						(なり) 日本り日イ	自動車等で	こにチェッ	,項第2号口	% 鉄道等と自動車 第1号 □第2号	ドの相当額の 1当額と自動ご	39条の2にか数かスプ
青森太	等を使用して利用	平均1箇月当たりの通勤所要回数	算出の基礎となる普通交通機 関等又は新幹線鉄道等 普通交通機関	等又は新幹線 鉄道等の名称	JR.	奥习線		羅田 (火)						(四) ★ 1 0 条 年 9	併用者かつ自動車等での通勤距離が	のため、こ	条例第10条第2項第2号ロの額 /	普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者 規則第8条の4 囚 第1号 □第2号 □第3号	■ 関係を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	額が55,000円(規則第9条の2に規定する職員に もってけ 70,000円)を超シろとき
氏名	回数券	.均1筐	順	器		改正	C THE SET			改正		, 以 用		K	l	.107		通交通 規則第	箇月 当たり	(1) 55, (
Щ		計			普通交	/ 連機	黒 筆	· 又 は 報	· 本海:			一种		10年	車等	使田	土 ヤ	準	1 田	額本

※運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「 年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

定期券 特別運賃等の額の算出基礎 特別 運	相 当 額	円 年月から 123456 箇月) 年月まで 78910112	Tab Tab Tab 任命権者の確認・ 備 考 決定(改定) 欄 対定(改定) 欄 対応 対応 対応 対応 対応 対応 対応	0H 2,000H 2,000H 2,000H 2,000H 職校長氏名津軽 北千 軽	H H	各支給月の欄に記入 用 用 # 月 日	返納対象普通交通機関等 払戻金相当額(規則第20条の2) 払戻金相当額(規則第20条の2) 払戻金相当額(規則第20条の2) 抵別第20条の2第 取扱者 備 考 (新幹線鉄道等、橋等) 第3項の額) の算出基礎 3項の額) 3項の額) 間 考	E	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	В H	ックを入れる。 2 月 (算出基礎) 円	数と人事委員会の定める額(算出基
Ray	出基礎 特別運貨 期券 こ数券 カスカー カンカー	E	8月 9月 10.	2, 000н 2, 000н 30, 000н	E	(合計額) を、	ここにチェックを入れる。 <u></u>	第1号 □ 第3 第2号 □ 第4	日 第3日	、ここに <i>ナェ</i> :号 ロ 第4号	2km以上のため、ここにチェ	
		条例第10条第5項適用職員の特別 運賃等の額	月 5月 6月 7.	30,000 Д 2,000 Д 2,000 Д 2,	E	器定	無	Int.	第2項第 第2項 第2項	n p n	項第3 自	□第2号 □第3号 第46 □第56

自転車使用 別紙第2

通勤手当認定簿

	名 青 森 太 郎 同粉光笠を作用 ア利田ナスが連機間笠があるが萩削勘数 ? 公重十名職員笠	米車子と聯目年	所属 〇(○○市立◇◇小学校	小 华校		実発生年	Н Н		29年 4)	日 - -	ш
	数郊中で伏丘して作用する父面後囲寺がある父曾可期统に1・茶 ロンチャで ()を共言	:火事 9 0 販買 中		2			H :	п		# 1 4 .	၇ (п
- 122	1 菌月当たりの連動所要回数	□					受理年月	Ш	-	29年 4)	月 3 8	ш
_	5 普通交通機 : 線 鉄 道 等 : 線 鉄 道 等 回数 券	賃等の額の算	田基礎	運 賃 等 (特別料金等	: 等 相 当 額 ・金等相当額を含む。) 	1	普通交通機具工作的		Ir\			1
	音曲交連機関 その他 路 等又は新幹線 利用区間 鉄道等の名称	数の巻色	期券	回を数の数の集出	定期券	りの運賃等の相当額	人は新幹線鉄追等の 認 定 期 間			(支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	剿	柘
	1		km	E	日 日) 日	E	##	月から 月まで	1 2 7 8	3 4 5 6 9 10 11 12		
	改 正			H	円 (簡月)	H H	年 月年 月	月から 月まで	1 2 7 8	3 4 5 6 9 10 11 12		
	2		km	Д	日(簡)	H H	サ サ	月から 月まで	1 2 7 8	3 4 5 6 9 10 11 12	;	
	改			H.	円 (箇月)	H H		月から 月まで	1 2 7 8	3 4 5 9 10 11		
i .	3			Н	円 (箇月)	H	サ サ	月から 月まで	1 2 7 8	3 4 5 6 9 10 11 12		
	改		 	E	(E	争 争	月から 月まぐ	1 2 7 8	3 4 5 9 10 11	;	
	4			Н	日 (開興)	H		月から月まで	1 2 7 8	3 4 5 6 9 10 11 12		
	为上	,	Г		日日日子でよる子である。		##	月から H	1 2	3 4 5	•	
	-	丰口数を記入	1 当 1 9	+	ごうじ レバコ 割年	事事の万徴を記入	4 用	支給の始期を	始期を記	ا ا	改正	田
						2,000円	29年 4	月から 月まで 昭				
	条例第10条第2項第2号イの額 (四輪自	(四輪自動車以外 使	使用距離	2.5 km)	及田田	H	年年月	月から 月まで				
						H	争争	月から 月まで				
	条例第10条第2項第2号ロの額 (四輪自動車		使用距離	km)	以正	H		から まで				
	普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者 規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号	1 箇月当たりの運賃等の相当額	の運賃等の	7)	自動車等の額の合計額	į b	年 月	日改正	E	年 月 日	日改正	田
	1 箇月当たりの運賃等の相当額の合計額又は1 箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計		55,000円(規則第 ,70,000円。以下 超えるときは20,		9条の2に規定する職 司じ)の2分の1の額 00円)	D H	争	月から	1 2	3 4 5 6		
	b, 000円(規則第9条の2に規応する職員に では、10, 000円)を超えるとき		(c)		[箇月] ÷	田	年	がま	7 8	9 10 11 12		

3.1 を 第2 号イ (通勤所要回数 回) 第2 号ロ (通勤所要回数 回) 第3 号

別紙第2 (キャップ)

往路バス利用、復路鉄道利用

通勤手当認定簿

9年 4月 1月	+ 1 · ·	39年 4月 3日	29年 4月 3日	給月	<u>6</u>	3 4 5 6 9 10 11 12 3 4 5 6 在路バス利用 3 4 5 6	10 11 4 5 10 11	3 4 5 6 9 10 11 13	見に応じ	9 10 11 12 3 4 5 6 9 10 11 12 3 4 5 6 9 10 11 12	年月日改正 円	7		年月日改正 円	3 4 5 6	9 10 11 12
宝路牛年目日 2	1	H 年 月 日 2	理年月日 2	#X #		4月から 南 1 2 月まで 前 7 8 日まで 1 2 日から 1 2 日から 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	カルシン	月から 月まで 7 8	年 日から 日 月まで 日 日から 1 1 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	月から 月から 月から 月から 月から 月から 月から 月28	年月日改正 円	年 月から 年 月まで 10 円)	年 月から 年 月歩ら 年 月から 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	月 日改	年 月から 1 2	年 月まで 7 8 9
	스	鼻田式		箇月 当	期 券 回 数 券 度 期 券 の 面 当 額 の	km 14,509円 ((箇月)	田 田 田 田	他に回数券の運賃等相当額がある ため、合算して端数切捨て		1 箇月当たりの運賃等の相当額の合計額 a 14,509円	使用距離 km) 55 000 円 (又は 70 000 円)		1 個月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計額 b 円	(a又はb) —55,000円 (規則第9条の2に規定する職 c 員にあっては、70,000円。以下同じ)の2分の1の額 (20,000円を超えるときは20,000円)	
E/2 青 森 木 郎	コート へん と と と と と と と と と と と と と と と と と と	券等を使用して利用する父連機関等かめる父替制凱務に促事する職員	平均1箇月当たりの通勤所要回数 回 〔	5 普通交通機 連鎖 定期券 運賃等の額の算 過級鉄道等 回数 3 回数	回数券	1 弘南バス	中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央	改 五能線 一 回数券 正 鰺ヶ沢駅	3 (在路(復路)のみ利用のため×2しない 立 回数乗車券等の場合は算出式を記入(端	単数処理はしない) 数処理はしない) 政 正	1 (条例第10条第2項第2号イの額 (四輪自動車以外	等 使 用 条例第10条第2項第2号ロの額 (四輪自動車 使用)	普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者 規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号		<u></u> -

※運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「 年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

支 総	確認・	年 4月 (津) 津軽 花千(軽)	月月	月 日	払戻金相当額 (規則第20条の2第 認 印 項の額)	E	E	E	EC	E
「	1 3月 任命権	509円 14, 509円 職校長 氏名 津	H	田 職 田名	払戻金相当額(規則第20条の2 (規則第 第3項の額)の算出基礎 3項の額				月 (算出基礎)	月 (算出基礎)
D算出基礎 特別運賃等相当額 E 期券 定期券 P の他 P の他	9月 10月 11月 12月 1月 2	509月 14, 509月 14, 509月 14, 509月 14, 509月 14, 509月 14, 5		当の額 (合計額) を、各支給月の欄に記入	にチェックを入れる。 返納対象普通交通機関等 払 を	□ 第1号 □ 第3号 こにチェックを入れる。	第1号 □ 第3号 第2号 □ 第4号	第1号 □ 第3号 第2号 □ 第4号	当額の合計額が55,000円(規則第9条の2、70,000円)を超えていた場合	事委員会の定める額(算出基
定期券 特別運賃等の額の算出基礎 回数券 回数券 その他 その他 の別 その他 の別 その他 第5項適用職員の特別	4 H 5 H 6 H 7 H 8 H	給額 14,509円 14,509円 14,509円 14,509円 14,509円 14,50	年月日改正 円 円 円 円	# 月 B改正 R	10条第1項 	理由[(条第2項第1号 2 □	2 項 (第3号	」第2号 □第3号 第4項 □第5項

別紙第2

異動や支給要件の喪失:自動車使用

通勤手当認定簿

	n.			7. X. X. E. ()	2/////		1		υ C	T 7	п
		まの音 ない 十分に名 正) I	; ;	<u>۲</u>		K H H		0	٠.	
使用し	て利用する父連機関等かめる父替制凱務に征事する職員等	期務に従事する職員等		ږ			提出年月日		±6.2	4 月	π π
箇月当たりの運	当たりの通勤所要回数	旦					受理年月日		29年	4月	3 ⊟
[出の基礎とな]等 又 は 新 ∮	5普通交通機 :線鉄道等	運賃等の額の)算出基礎	運 賃 等 (特別料金等柜	[等 相 当 額 - 金等相当額を含む。)	箇月 当	通交通機関	年 叶 坦	大器	月 月	
普通交通機関 等又は新幹線 鉄道等の名称	国後歩利用区間 の 別	回そ数の巻の	定期券	固を数の巻色	定期券	りの運賃等の相当額	又は新幹線鉄道等の 認 定 期 間	対対を対しています。	(支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)	. मे)	龍
			km	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	円 (箇月)	臣	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 7 8 9 10 11	6	
				臣	円 (簡月)	E	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 7 8 9 10 11	6 12	
			кт	臣	円 (箇月)	田	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 7 8 9 10 11	6 12	
				H	円 (箇月)	H	年 月から 年 月まで		2 3 4 8 9 10		
				Ħ	円 (Ħ			2 3 4 8 9 10		
				£	()	£	年 月から 年 月まで			6	
				田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	(田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田			3 4 9 10		
				Ħ)	H	年 月から 年 月まで		1 2 3 4 5 7 8 9 10 11	6 12	
			1 箇月当た	.りの運賃等の机	りの運賃等の相当額の合計額	支給単位		め、大	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	事由に応じ	イ記入
						給の終期を記入す	記入する必要なし				
条例第10条第2	0条第2項第2号イの額 ([(四輪自動車以外	使用距離	km)	牧川	町	年 月から 年 月まで				
						3, 700円	29年 4月から年 月ま2	鹿鍋		■ 8	異動により 30年3月ま
;10条第2	条例第10条第2項第2号ロの額 ([(四輪自動車	使用距離	4. 5km)	改田	H)		<u>ه</u>	支給終了
関等又は新幹 条の4 □ <u>〔</u>	普通交通機関等又は新幹線鉄道等と自動車等の併用者 規則第8条の4 □第1号 □第2号 □第3号		1箇月当たりの運賃等の相当額と		自動車等の額の合計額	Ь Н	年 月 日改正	111	田 年 月	日改正	H
りの運賃等の框	1 箇月当たりの運賃等の相当額の合計額又は1 箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の合計		(a又はb) —55,000円 (規則第9条の員にあっては、70,000円。以下同じ) (20,000円を超えるときは20,000円)	(規則第9条の2 。以下同じ) とは20,000円)	9条の2に規定する職 司じ)の2分の1の額 00円)	C H	年月から		1 2 3 4 5	9	
)円(規則第70,000円)	§9条の2に規定する♪ を超えるとき	<u>.</u>	用+c)	×	6月] ÷	E	年月まで		7 8 9 10 11	12	

※運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「 年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

月 F) 備 考 叮)	6 12	備				取扱者 認 印 備 考					
者	1 2 3 4 5 7 8 9 10 11	権者の確認・(改定)欄	2.9年 4月 注 氏名 津軽 花手	年 月 日 氏名 印	年 月 日 氏名 印	払戻金相当額 取: (規則第20条の2第 認 3項の額)	£	E	E	EL	田
取 取	月から 月まで	A 任 命 本 決 定	700円 職 校長	冊	用雕	(規則第20条の2) の算出基礎				麈)	礎)
橋等の認定期間	年 年	2月 3	3, 700円 3,	E	E	払戻金相当額(第3項の額)				月 (算出基礎)	1.141
※	H (12月 1月	700円 3,700円	E	E	返納対象普通交通機関等 (新幹線鉄道等、橋等)				現り第9条の2 3合	さめる額(算出基 月 (算出 <u>ま</u>
(重要相当) (本) (本) (本) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**)	円 (箇月	11月 1	3,700円 3,	E	E					合計額が55,000円 (規則第 00円)を超えていた場合	人事委員会の定
特別運回数券		月 10月	700円 3,700円	E	E	1項] 第3号] 第4号	第3号	第3号	当額の 、70,0	号の月数と
特別運賃等の額の算出基礎 回 数 券 そ の 他 定 期 券		8月 9月	3,700円 3,7	E	E	返納事由 規則第20条の2第	□ 第1号 □ 第2号 □	□ 第1号 □ 第2号 □	□ 第1号 □ 第2号 □	1 箇月当たりの運賃等の相当額の に規定する職員にあっては、70, (規則第20条の2第2項第2礎)
特別運賃等の回数券その他		日 2	3,700円	E	H			22	3	1 箇月 に規定	規則第2 確)
定題券 回数券 のの他		月 6月	3,700円 3,700円	E	E	非該当		<i>7</i>		[]	
	適用職員の特別	4月 5,	3, 700円 3, 7	E	旺	「項 該当・		4 版 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	3 (通 項第2 3 (通	2 4 [□第2号□第4項
	条例第10条第5項適用職員の特別 運賃等の額		支給額	年 月 日改正	年 月 日改正	10 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	理由 (決 ===================================	, <u> </u>	単	□ ≪	────────────────────────────────────
V	うぶ	<u>/</u>	IΥ			<u> </u>	<i>^~</i> -	64 –	. н		

別紙第2

返納を伴う変更等:鉄道とバス利用

通勤手当認定簿

※運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等又は新幹線鉄道等の認定期間」の「 年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

編	備			[H])	五 編 表	業子					
月 (付す) 5 6 11 12		無数		スは「差	取扱者 認 印	(框態)					. 4 5°
文 給 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 1	者の確認・改定)欄	29年 4月 3 氏名 津軽 花子	年 月 阪納方洙を記入	(「返納通知書」又は「差引」)	払戻金相当額 (規則第20条の2第 3項の額)	6,550円	E	E (E	E	(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。
 	任命権決定(職校長り	職	職	23	6, 550	を記入	合を含む。			期間等に係る
橋等の認定期間 年 月か 年 月ま	3月	9,545円 用	E	E	 	140-220=(て算定式	となる場合を	(算出基礎)	(算出基礎)	、支給単位
備等の	2月	9,545円	[第2号	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- / ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	34, 210–27, 440–220=6, 550 ≠		(返納額が0円	月 (算出	月 (算出	あるときは
	1月	9,545円		引に、	本図数 和数 和数 和数 和数 和数 和数 和数	34	交通機	(返納)	0 2	(算出基	用期間中で
世 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	12月	43,755円	、こよる場合は	₩ <u>'</u>	おする」(こく SMIXI外目は入価で (新幹線鉄道等、権	JR八戸線		を記入	(規則第9条の と場合	定める額(算	(定期券の通
市 期 ()	11月	9,545用4	「第1号」に、 (異動を含む)	7.117. よる場合(シは「筆/		. 3		事由発生年月を	合計額が55,000円 (規則第 00円)を超えていた場合	規則第20条の2第2項第2号の月数と人事委員会の定める額 礎)	改定があった月
が 数 の 来 も ま	10月	9,545円		木職等によるドース場合に		号 平30.	中中	TIP.	額の合計額 70,000円)	の月数と人	,
と 一回 と 日 と 日 と 日 と 日 と 日 と 日 と	6月	9,545円	離職、死亡による場合は 涌動経路・方法の変更等	に、月の中途からの休職に、月の中途からの休職	イ 刻 中 (A) 中 (A) 中 (A) 中 (B)	号 第3 号 第4	号 第3 号 第4	号 第3 号 第4	1 箇月当たりの運賃等の相当額の に規定する職員にあっては、70,0	52項第2号	年 月まで」は
(単)	8月	9,545円	職、死亡(動経路・	2 11112	は、いでは、 へ	□ ★ 第1号 区 第2号	□ 第1号 □ 第2号	□ 第1号 □ 第2号	引当たりの週 ビする職員に	第20条の 2 第	
A	日 2	9,545円	解集	V H			23	က	1 箇 / パス規グ	規則分離(一個)	等の認定期間
が を を を の の の の の の の の の の の の の の の の	6月	43,755用	E	E				(国 (国) (国)	1	ip	おける「橋
/_	5月	9,545円	E	田	当・非該当 そ)		7	(通勤所要回数 第2号ロ (通勤所要回数	中 [÷ □第3寸 □第5項 	った場合に
5 項適用職員の特別	4月	9,545円	E	E	第1項 該当(□規則第5条)		→ 当暇つひた 囚 条例第10条第2項第1号 □条例第10条第2項第2号イ	□規則第8条の3(迪勤所 条例第10条第2項第2号ロ □規則第8条の3(通勤所	条例第10条第2項第3 規則第8条の4 二年7	· □第2号 □第4項 □	特別運賃等の額に改定があった場合における「橋等の認定期間」の
無		給額	月 日改正	月 日改正	条例第10条第1項 ☑該当 (□規則 □非該当	理由(当婚の沖完	(例第10条 (例第10条 (例第10条	□規則第8条の3 条例第10条第2項 □規則第8条の3	を を を を を を を を を を を を り に り に り に り に	────────────────────────────────────	川運賃等の名
条例第10条 運賃等の額	/	54€	l l		例影手	型 - 训			条規	FE	П.Р

別紙第2

返納を伴う変更等:新幹線利用

通勤手当認定簿

2 94 4月 2 34 1	森	1	启				所属	00市立令令/	◇◇小学校		事実発生	年月日		29年	4	Π
2 9年 4月 2 9年 4月 2 9年 4月 2 9年 4月 3 8		.1	る交通機関等2	がある交替制	勤務に従事する	5職員等	<u></u>	甘			丑			0	,	3 🖽
数 参 定期	当たりの運	TAIL	勤所要回数			□]				開			0	,	ш В
数 券 定 期 券 回 数 券 ついでは、事由発生月を記入 操験道等 部の (株元の場合は高等可) の 他 (:出の基礎とも 等 又 は 新	以幹-	5 普通交通機 注線鉄道等	定期券回款券	無	額の	黄 田 産	金	上 大 光	町	ものに		4 2 2		H	
85.7m 215.510 71.836 669 29年 4月から 3 45 6 6 7 8 9 6 7 12 3 4 5 6 7 8 9 6 7 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 6 7 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 8 9 10 11	普通交通機関 等又は新幹線 鉄道等の名称			回その 変の 谷田別			至	数の		事由発生月	127			(支給月に○印を付(毎月の場合は省略)	4寸) 各可)	龍
(東北新幹	1	青森駅	定期券			85. 7km	Ш.		71, 836.	29年 29年 29年	4月から 0月まる		°°°° €	6	負勤方法の
(聚 ・ 図 と 分 を 数		○	(FREX)				H.	\smile			田谷の田まら)	3 4 9 10	6	5更による
(1							E	E	中	月から	1	4 6 6		•
(!動の時期が支糸	含単位期間の『	中途である		2 3 4		<u>_</u>
1		+				-		E	(値 か	大る大		こより確認			く記入	
1 億月当たりの運賃等の相当額の合計額				_		1				(中述の場合は、	攻約事田の糸	5生往息)	-	8 9 10	i	
1				_				H.	()	<u> </u>		#		8 9 10		
動車以外 使用距離 体用距離 Lm) 一位 一位 中位 中位 中間								H.	典)			月から日本方		2 3 4		
動車以外 使用距離 km) 改 (a又はb) 一55,000円 (規則第9条の2に規定 (20,000円)) 大いのの円を超えるときは20,000円) 本のの円を超えるときは20,000円) 本のの円を配置を配置します。 本のの円を配置します。 本ののの円を配置します。 本のの円を配置します。 本のの回じます。 本ののの円を配置します。 本ののの円を配置します。 本のの回じます。 本のの円を配置します。 本のの円を配置します。 本のの回じます。 本のの回じますます。 本ののの円を配置しますます。 本のの回じますます。 本のの回じますます。 本のの回じますますます。 本のの回じますますますますますますますます。 本ののの円を配置しますますますますますますますますますますますますますますますますますますます						! !		L.	1 \$	 		スカーのかっている。		2 3 4 5 6	i	
動車以外 使用距離 Lm) 政 H 4 月から H 月から H 月から H 月から H 日から H 日から H 日から H 日から H 日から H 日から H H 日から H		-					台用	こりの運賃等の社	額の合	a 71 026	#		-	争 年	7T III	111
動車以外 使用距離 Lm) 改 円 年月から 日本月から 年月から 動車 使用距離 Lm) 成 本年月から 本月から 年月から 年月から 年月から 日本月から 日本月から 日本月から 日本月から 日本月から 日本月から 日本月から 日本月から 日本月日から 日本月日の 日本月日の 日の		1								, 000		A	-			
動車以外 使用距離 Lm) 改 用 年月から 日から										ı		はなららまれている。				
動車 使用距離 km) 政 田 年月から 日本	条例第10条第	2	項第2号/		四輪自動車」	以外	使用距離	. km)				月から 月まで				
 動車 使用距離 km) 立正												月から 月まで				
1 箇月当たりの運賃等の相当額と自動車等の額の 支給単位期間が複数月のものに 日改正	§10条第	\sim 1	項第2号口,		四輪自動車		使用距離	km)	13.14			月から 月ま <i>ふ</i>				
(a又はb) -55,000円 (規則第9条の2に規定 ついては、事用発生月を記入 員にあっては、70,000円。以下同じ)の2分の1の額 8,418.33 円 29年 4月から	通交通機関等又は新幹線鉄道′ 規則第8条の4 □第1号	辩 策	線鉄道等と自 §1号 □第	動車等の付 2 号 □第		箇月当た	こりの運賃等の			給単位期間が複 -::	数月のものに	ш		年	Ш	111
(20,000円を超えるときは20,000円) 8,418.33 円 (25,000円+c) (55,000円+c) (55,000円+c) (53,418.33 × [3衛月] ⇒ 190.255 円 (29年 10月ま2 (10月ま2) (1	りの運賃	#h	の相当額の1	合計額又以		a又はb) にあって	-55,000円	\sim	$\square_{\mathbb{S}}$	ار الایارا الایارا	\$1	7 4 8			Ų	→
(55,000円+c) 63,418.33 × [3 徳月] ⇒ 190,255 円 (29年 10月ま2 世) (20 9 回11 12)運賃等の材置	ш.	当額と自動	車等の額の指	` :	20,000₽	Jを超えると	\frown '		8, 418. 33		G-77 F-1	(EE	o 4	0	通勤方法の
	70,000円	₩	9条の2に、を超えると、	規定する場合		55, 000Р	(3+c) 63,	, 418. 33 × [3 箇月]	= 190, 255 円		10月まる	制	8	12	アドアル

対	2 3 4 5 6 3 9 10 11 12	確認· 定)欄 備 考	4月 年 軽	J H	月 日 印	払戻金相当額 (規則第20条の2第 項の額) 取扱者 認 印 備 考	126,836円 (南) 返納通知書		返納方法を記入 (「返納通知書」又は「差引」)	E E
	年 月から 1 2 年 月まで 7 8	3.月 任命権者の 決定(改分	0円 職校長氏名津軽	開聯氏名	」 年 職 氏名	(規則第20条の2 額)の算出基礎 3	836. 666 円 139, 680円 36円		(含む。)	(算出基礎)
額 * 梅等	H	月 1月 2月	0 日 190,255円 0 日		(異動を含む)による場合は「第2号」 ネによる場合は「第3号」に、	号」にチェックを入れる 鉄道等、橋等) 第3項の額	· · · 岗	•		
特別運賃等相当 回数券 その他 をの他	円 (箇月)	10月 11月 12月	190,255用 0用	5場合は「第1号」に、	準 議	よる場合は「第4 ※生年月 (新幹線)	第3号 平29.10 R奥羽本線 第4号 ★	3.5	<u> </u>	合計名 00円)を 数と人事
特別運賃等の額の算出基礎 回数券 その他 を助機		8月 9月	HO HS	用 離職、死亡による場合は	通勤経路・方法の変更 に、月の中途からの休	出張、休暇、欠勤等に	1 四第1号 日第	2	事由発生年月を記7	1 箇月当たりの運賃等の相当額の に規定する職員にあっては、70,0 規則第20条の2第2項第2号の月 礎)
定期券 特別運貨 回数券 回数 その加 タの別		日2 日9 日	0月 0月 190,255円	E	E	非該当		ļ J	要回数 回) 	□第3号 (△3 第5項 機)
	条第5項適用職員の特別 額	4月 5月	箱 190,255円	日改正 用	日改正	条第1項 該当・ (□規則第5条)	理由 [- - - 当額の決定	頃頃	□規則第8条の3(通勤所要回数条例第10条第2項第2時日 条例第10条第2項第2号ロ □規則第8条の3(通勤所要回数を高端による。	□条例第10条第2項第3号 規則第8条の4 □第1号 □第2号 □ 条例第10条 囚 第4項 □第
	条例第10条第 運賃等の額		太給	年	年	条例第10 以 該当 □非該当		<u> </u>	申	- 1 - 2 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3

年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。 ※ 特別運賃等の額に改定があった場合における「橋等の認定期間」の「

職員の区分電 算

欪

煀

通勤手当報告書

年 月分 学校名

年 月 日 提出

墨黑										
※教育事務所使用欄 入 力 結 果										
章事務 九										
※ 入										
-										
老										
備										
題										
特別料金等の額										
料金										
動車等使用距離										
等使用										
自動車:										
加斯										
総通勤										
※										
通勤方法 ⊐一ド										
通勤-										
年月	月	月	月	月	月	町	月	町	町	田
(終了)	111	111	111	111	111	111	111	III	III.	111
支給開始(終了)年月	中	女	女	年	女	サ	年	サ	サ	井
氏 名職員番号										
田麗										
番号	-	2	3	4	5	9	7	8	6	10
ıΛ ιι										

※「交通機関等利用者」、「併	主路と復路の通勤方法が異なる場で	瞬員について報缶する場合、 「瞬号第日・増「十分間払/・]梅、 咸貝 番方]梅、 文紹 用) 作 日 醬「 译 對 古 注 一下 ;	た」像、、母型ングユード」像に描しなず スセベーケ				
ブーロ	09	0/	19	11	62	72	82	
区	定期 交通機関等+四輪自動車	以外 交通機関等+四輪自動車以外	(A 田老 定期+四輪自動車	H 品	使用 定期+回数券等+四輪自動車	定期+回数券等+四輪自動車以	住路と復路の通勤方法が異なる場合	
<u>"</u> 	10	11	12	20	30	40	20	00
П	_							H
今	定期以外(バスカード含)	定期のみ	定期十回数券等	庫	オートバイ	自動車以外 自転車	その他	勤停止
M		交通機関等利用者		四輪自動		四		牛の喪失、通動
		交通機局			田姓代	で国と		支給要
			通勤方法		コード表			

4年 4月 4日 提出	考 ※教育事務所使用欄 A 力 右 果				見込み	~病休	前と同様	km未滅により	ニとにより支給				通機関等利用者」、「併用者」、	復路の通勤方法が異なる場 #ヨニのハア報生す2 44〜 「 E	70 ロラの報道につい、、報日3の場日、「以・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1」欄、「通勤方法コード」欄及び	「備考」欄のみ記入すること。			
7	備	添付書類あり	添付書類あり	添付書類あり	3/30~産休 4月~通勤実績ない見込み	4/1 週休日、4/2、年休、4/3~病休 4月~通勤実績ない見込み	4/15 育休から復職 通勤方法等は産休・育休前と同様	3/31 住居移転、4/1~運動距離2km未満により 支給要件喪失 添付書類あり	3/31 通勤方法を徒歩へ変更したことにより支給 要件喪失 添付警頻あり				以 ※ ユーロ	•		71 77年	,	72 02 04 05 05 05 05 05 05 05 05 05 05 05 05 05	+	
	特別料金等の額		こちらも同様。										分	交通機関等十四輪自動車	交通機関等十四輪目動車以外空軸、四十四十四十四十四十四十四十四十四十十四十十二十二十二十二十二十二十二十二十二	无势十四霜日期年宁路七四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十二十四十二十二十二十二十二十二十二十二	2辆工划并次262数单件 1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	た粉T凹数豜寺T臼鞴目劉串 定期十回数券等十四輪自動車以	が異なる場合	
小学校	自動車等使用距離	12.0km		記入します。			15.0km			~3:新規、通勤方法の変更等	:通勤手当の停止:通勤手当の開始	牛の喪矢	Δ		以外一交通機関	# {}			往路と復路の通勤方法が異なる場合	
学校名 青 森市立青森小学校	総通勤距離	12.0km	通勤方法が「四輪自動	動車以外」の場合のみ記入します。	▼ 下の「通勤方法コード表」を	参考にコードを記入します。 	15.0km				Σ (7~8:支給要件の喪失 	<u>コード</u>	(包)		12 併用者	07	90		00
通勤手当報告書 4年 4月分 時職員は別業と そので囲みます。	通勤方法 コード	20	10	09	<u>⊸</u> 00	00	20	00	00						「定期のみ」の指数を	r 凹数夯守	\(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{4}\)		その他	
勤手当 4年 ※真は別ごで囲みま	')年月	4 月	4 月	4 月	4 月	4 月	4 月	4 月	4 月	月	百			定期	尼期(之 別 別	<u>#</u>	車以		奶停止
画 と臨時間 しかを 〇 一	始(終]	年 4	年 4	年 4	年 4	年 4	年 4	年 4	年 4	中	中			i	梅	日齢白幹	Ξ Π	四輪自動車以外	<u>:</u> [河
通勤手当報 4年 4 電算職員と臨時職員は別葉と し、いずれかを〇で囲みます。	支給開始(終了)年月	4	4	4	4	4	4	4	4				X	!	等利月	Ē	<u>1</u>			の喪9
			1987654	南部 桜子 1234567	梅田 椿 0607080	三北 梅子 1654321	南 美子 0987654		夏 京三郎 0308540					! !	交通機関等利用者			交通用具		友給要件の喪失、通勤停止
盤 塩	番号 職		2 津軽 198	3 南部	4 06	5 三北 1654	峰 9	7 棒	8 0	6	10				¥ †	囲割ク法	世 2 	ギ 		

質疑応答集

この質疑応答における略語の用例については、次のとおりである。

条 例・・職員の給与に関する条例(昭和26年7月17日青森県条例第37号)

規 則・・青森県人事委員会規則7-44 (通勤手当)

運用通知・・通勤手当の運用について (平成16年2月青人委15第324号)

目 次

1 追	通勤手当上の「通勤」の意味		7 4
問 1	通勤手当上の「通勤」の意味		7 4
2 追	通勤距離の測定方法		7 4
問 2	2 通勤距離の測定方法		7 4
3 3	を 通機関等利用者関係		7 5
問 3	3 運賃等		7 5
問 4	4 通勤経路が二以上ある場合		7 5
問 5	5 交通機関の運賃が異なる場合		7 6
問 6	6 大多数の職員が利用している経路		7 6
問 7	7 日によって通勤の方法を異にしている場合 -		7 7
問 8	3 往路と帰路を違う方法で通勤する者の通勤手当		7 8
問日	列車の運行時刻が不便なため往路と帰路を異にする場合		7 9
問1	0 回数乗車券等を利用する職員に係る確認の方法		7 9
4 É	動車等使用者関係		8 0
問1	1 自動車の相乗りによる通勤の場合		8 0
問1	2 自動車を夫婦が共有している場合の通勤手当		8 1
問1	3 経路が2つある場合の通勤手当の認定		8 2
問1	4 往復の通勤経路が異なる場合の通勤手当の額		8 2
5	を給制限関係		8 3
問1	5 月の初日の朝帰宅し、翌日から月の末日まで通勤しない場	合	8 3
6	え給の始期及び改定の時期		8 3
問1	6 新採用者の通勤手当の始期		8 3
問1	7 年末の休日に事実発生した場合の支給の始期		8 4
問1	8 住居を移転した場合の改定時期		8 4
問1	9 出産に伴う休暇をとっていた職員に係る改定時期(住居移	転	
	の場合)		8 5
問2	0 出産に伴う休暇をとっていた職員に係る改定時期(通勤方	法	
	の変更の場合)		8 6
7	z 給単位期間		8 7
問2	1 支給単位期間の中途に異動等があることが事前に明らかな	場合	8 7
問2	2 支給単位期間の開始に係る具体例		8 7
問2	3 規則第20条の4第3項の「その他の事由」		8 7

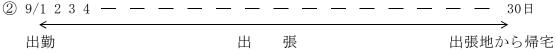
8 休職	等不支給の場合		8 8
問24	通勤手当の支給を受けていた職員が休職等にされた場合		8 8
問25	公務傷病による休職の場合		8 8
9 支給	関係		8 9
問26	6箇月定期券等の価額により一括支給することとした理由		8 9
問27	長期の特別休暇に係る支給の取扱い		8 9
問28	再任用職員が青い森鉄道を利用して通勤する際の手当額		9 0
10 特別	急行列車利用者		9 0
問29	新幹線鉄道等に係る通勤手当改正の趣旨		9 0
問30	利用できる特別急行列車等が片道しかない場合		9 2
11 冬季	のみ交通機関等利用		9 2
問31	冬季のみ交通機関等を利用する場合の「冬季」とは		9 2
問32	定期券よりも回数券により支給した方が安い場合		9 3
問33	結果として冬季のみの交通機関等利用となった場合		9 3
問34	冬季のみ利用予定であった交通機関等を4月以降も継続	きして	
	利用する場合		9 4
12 そ	の他		9 4
問35	タクシー以外の交通機関が運行されていない場合		9 4

1 通勤手当上の「通勤」の意味

[問1] 通勤手当上の「通勤」の意味

通勤とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいうとされているが、次の場合は通勤に該当するか。





[答]

通勤とは、規則第2条第1項に規定されているとおり、職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいい、片道のみの移動行為は、通勤手当上の通勤の概念には該当しないものである。

したがって、①②とも出勤行為だけであるから通勤があったものとはならない。 なお、この場合において、用務終了後帰庁して退勤した場合は、初日における出勤行

為と退勤行為を併せて通勤に該当することになる。

〈補足〉

出張、研修、病気休暇、年次休暇等、その理由にかかわらず、月の初日から末日まで1日も 通勤しなかった場合は、当該月に係る通勤手当は支給されない。

2 通勤距離の測定方法

[問2] 通勤距離の測定方法

通勤距離の算定方法等について具体的に明示されたい。

[答]

通勤距離の算定に当たっては、住居の出入口から勤務公署において出勤が確認される場所 (出勤が確認される場所が二以上あるときは、勤務公署の出入口から最も離れた場所とする。) までの間について、規則第2条第2項及び運用通知第2条関係の規定により行うものとする。

3 交通機関等利用者関係

○ 運賃等

〔問3〕運賃等

次に掲げるものは給与条例第10条にいう「運賃等」に含まれるか。

- ① 徒歩通勤者が、最短の経路をとるために、鉄道駅の入場券を購入し、その構内 を通り抜けて通勤している場合の入場券
- ② 株主優待乗車券を取得するために負担することとなる費用
- [答] いずれも運賃等には含まれない。
- ○「最も経済的かつ合理的」の解釈等

〔問4〕 通勤経路が二以上ある場合

規則第6条の「最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法」は、 ある特定の場所と勤務公署とを結ぶ経路を考えた場合、常に客観的に一つの経路及び方 法のみに限定されるか。

[答]

規則第6条の「最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法」は、必ずしも特定の通勤区間について常に一つの経路及び方法のみに限定されるものではない。

[問5] 交通機関の運賃が異なる場合

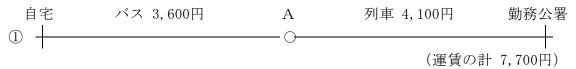
通常の通勤の経路及び方法として、職員の利用している交通機関以外にも利用できる 交通機関がある場合において、職員の利用している交通機関の運賃が他の交通機関の運 賃に比べて高いときは、他の交通機関により運賃等相当額を算出することとなると考え られるがどうか。

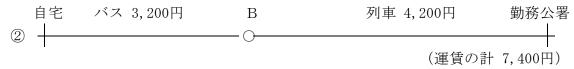
[答]

一般的には、二以上の通勤の経路がいずれも一般的に利用されており、かつ、規則第6条にいう合理的な通常の経路として認められるときは、職員が現実に利用している交通機関によって運賃等相当額を算出することとなる。

[問6] 大多数の職員が利用している経路

次の事例において、①を規則第6条の「最も経済的かつ合理的と認められる通常の通 勤の経路及び方法」と認めてよいか。





- 備考 1 バス及び列車の路線は①及び②についてそれぞれ同じである。
 - 2 列車は、Aから勤務公署までは20分間隔、Bから勤務公署までは1時間間隔 であり、大多数の職員が時間的に便利な①によっている。

[答]

設問の場合は、大多数の職員が①の路線によっている事情があり、当該路線を認めて 差し支えない。

[問7] 日によって通勤の方法を異にしている場合

職員が、毎月約3分の1は自転車通勤、残り3分の2はバス通勤のように日によって 通勤方法を異にしている場合は、規則第8条の運賃等相当額は、いずれの方法によって 算出することとなるか。

[答]

職員が、日によって通勤方法を異にしている場合は、そのうちその者が通勤のために 利用することを原則としている方法をもって、その者の常例とする通勤の方法とみなし て取り扱うこととする。

なお、原則としている方法がいずれの方法であるか判定し難いときは、年間を通じて 主として用いている通勤の方法によることとする。

○「正当な理由」について

[問8] 往路と帰路を違う方法で通勤する者の通勤手当

職員が、自宅より次の方法で通勤している場合の通勤手当の支給方法について御教示されたい。

なお、当該職員は、夫(職員ではない)の勤務公署と同一方向にあることから、朝の 通勤については夫の自動車で登庁しているが、帰路については、夫と退庁する時間が違 うため毎日バスを利用しているものである。

うため毎日バスを利用しているものである。 (往路) 自宅
$$\xrightarrow{6.0 \, \text{km}}$$
 勤務公署 (帰路) 勤務公署 $\xrightarrow{\text{バス}}$ 自宅

[答]

通勤手当に係る運賃等相当額の算出の基礎となる通勤の経路又は方法は、往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤経路又は方法を異にするものであってはならない(規則第7条)ことになっている。

設問のように、職員の都合により通勤方法を異にして通勤している場合は、その者が 通勤のために利用することを原則としている方法をもって、その者が常例とする通勤方 法とみなして取り扱うことになっている。この場合において、原則としていずれの方法 によるか判定し難いときは、年間を通じ主としてとっている通勤方法により支給するこ とになる。

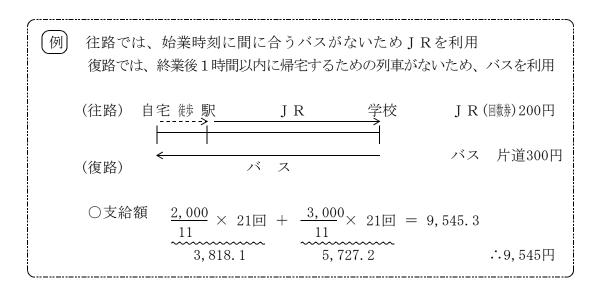
したがって、設問の場合は、夫の自動車によって通勤することを常例とする職員とみなされるならば、通勤距離が 6 km以上であるので月額4,600円の通勤手当が支給され、交通機関(バス)を利用することを常例とする職員とみなされるならば、その交通機関の利用区間に係る回数券等の額を基礎として算定される通勤手当を支給することとなる。

[問9] 列車の運行時刻が不便なため往路と帰路を異にする場合

職員が通勤のため利用できる交通機関としては列車とバスとがあるが、定時までに出勤するためには、列車を利用すると、その運行の関係上、勤務公署の所在地の駅に6時40分着の列車だけしか利用できないので、出勤時間より1時間以上も早く勤務公署に到着する。このため職員は、往路にはバス、帰路には列車を利用している。

この場合、運賃等相当額の算出に当たっては、規則第7条ただし書の「正当な理由」に該当するものと認めてよいと思われるがどうか。

[答] お見込みのとおり。



〔問10〕回数乗車券等を利用する職員に係る確認の方法

定期券を利用する職員については、条例第10条第1項の職員たる要件を具備するか否か等は、定期券等により確認できるが、回数券又はプリペイドカードを利用する職員についてはどのようにしてこれらのことを確認したらよいか。

[答]

回数券又はプリペイカードを利用する職員についても、定期券を利用する職員と同様 にその提示を求める等の方法により確認することとなる。

4 自動車等使用者関係

○ 支給範囲

[問11] 自動車の相乗りによる通勤の場合

<u>2人の職員</u>が1台の自動車で同一公署に通勤している場合、通勤手当はどのように支給することとなるか。

- ① 自動車を2人で共有し、経費を共同負担としてる場合
- ② 一方が自動車を所有し、他方が経費を負担している場合
- ③ 一方が自動車を所有して経費も負担しており、他方がこれに便乗している場合 イ 謝礼を出している場合
 - ロ 謝礼を出していない場合

[答]

自動車で通勤している場合における通勤手当については、当該交通の用具が職員の所有(共有を含む。)に属する場合又は職員が当該交通の用具につき法的に正当な使用権を有すると認められる場合で、自らそれを使用する職員に対して支給されるものであり、職員が経費等を負担している場合や、当該交通用具が職員の所有(共有を含む。)に属する場合等であっても、自己以外の者が使用する交通の用具を利用するにとどまる場合(いわゆる便乗等の場合)には、通勤手当を支給することはできない。

〈補足〉

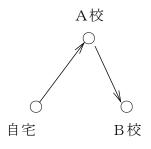
本人の所有等する自動車に県職員以外の者と相乗りしている場合は、通勤手当の対象となる。

参考例

- ・民間勤務の夫が職員である妻を、勤務校まで送迎している → 支給対象
- ・子が職員の所有等する自動車で、勤務校まで送迎している → 支給対象
- ・父親が職員の所有等に属さない自動車で、勤務校まで送迎している → 支給対象外

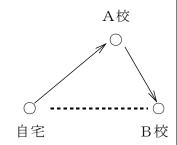
[問12] 自動車を夫婦が共有している場合の通勤手当

共に職員である夫婦が1台の自動車を使用して、夫が 妻の勤務先であるA校に妻を送った後、夫の勤務先であるB校に通勤している場合(復路と同経路、右図参照) で、名義上の所有者は夫になっているが、夫婦の共有の 財産である旨の届出がなされた場合、それぞれの職員に 対する通勤手当の支給はどのようにしたらよいか。



[答]

同じ住居から同じ車を使い通勤している夫婦に対して通勤手当を二重に支給するのは、実費費用弁償的正確を持つ通勤手当の趣旨及び社会一般の常識から見て適当ではないことから、1台の車で手当の対象となる職員は1人に限られるものである。このため、妻については通勤手当を支給できず、夫については自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であれば、自宅からA校を経由しB校に至る距離に応じた通勤手当を支給することとなる。ただし、夫については、他に自宅からB校に至る経済的な路線(右下図参照)がある場合は、当該路線に応じた距離に相当する通勤手当を支給することとなる。



○ 自動車の使用距離

[問13] 経路が2つある場合の通勤手当の認定

交通機関を利用する職員の通勤手当の認定は「経済的かつ合理的と認められる通常の 通勤の経路及び方法による」(規則第6条)こととされているが、自家用車を使用する 職員については経済的観念にとらわれず、その届出経路により認定して差し支えない か、次の例によって御教示されたい。



Aの距離によった場合の通勤手当の月額 9,300円

[答]

規則第2条第2項に「一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。」と規 定してあるため、設問の場合の通勤手当はBの経路により認定することになる。

[問14] 往復の通勤経路が異なる場合の通勤手当の額

自動車で通勤している職員が、一方通行等の事由により、下図のような往路と帰路を 異にした経路で通勤している場合、自家用車の使用距離はどのように算出することにな るか。

[答]

設問のように交通規制等により、通勤経路の往路と帰路を異なった経路でとらなければならない場合は、往路と帰路との使用距離の合計の2分の1キロ数に対応する額で通勤手当を支給することになる。

5 支給制限関係

[問15] 月の初日の朝帰宅し、翌日から月の末日まで通勤しない場合

月の末日から翌月の初日にかけて宿直した職員が、帰宅後、その月は全期間病気休暇により通勤しなかった場合の通勤手当はどうなるか。

[答]

その月の初日から末日までの間に、規則第2条第1項にいう通勤(住居と勤務校との間の往復)をしないこととなるので、規則第21条の規定によりその月分の通勤手当は支給できない。

6 支給の始期及び改定の時期

[問16] 新採用者の通勤手当の始期

4月1日付けの新採用者について、3月31日までに住居の移転を完了している場合、 実際の通勤が4月5日からであっても4月1日を条例第10条第1項の職員たる要件を具 備するに至った日として取り扱い、4月分から通勤手当を支給してよいか。

[答]

職員に新たに条例第10条第1項の職員たる要件が具備されるに至った日とは、職員が通勤できる状態に至った日とされ、公署への勤務を開始すべきこととされる日(発令の通知を受けた日から7日以内)までに支給要件を具備したときは、運用通知第20条関係により、採用又は異動の発令日を同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱う。

設問の場合、4月4日までに通勤できる状態に至っているので、4月1日を同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、職員から15日以内に通勤届が提出された場合は4月から支給されることになる。

[問17] 年末の休日に事実発生した場合の支給の始期

勤務公署の敷地内に設置されている公舎に入居している職員が、公舎を退去し、交通機関を利用しなければ通勤できない地に転居した。

公舎を退去した日が、12月31日の休日である場合は、通勤の事実発生の日を通勤できる態勢にある翌月の1月1日とすべきか、それとも実際に通勤した日の1月4日とすべきか。

前者によることとした場合は1月分から通勤手当が支給されるが、1月4日とした場合は2月分から通勤手当が支給されることになるので、通勤の事実発生の日を1月1日として届出した場合、要件具備の日を1月1日として認定して差し支えないか。

[答]

差し支えない。

設問の場合、実際の通勤の事実は1月4日であるが、1月1日から1月3日までは休日及び勤務を要しない日に当たるので出勤の開始は1月4日となる。したがって、条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った日は、住居移転が完了した日の翌日と解し、規則第20条の規定により、支給の始期は1月1日となり、通勤届が15日以内に提出された場合は1月分から支給されることになる。

[問18] 住居を移転した場合の改定時期

条例第10条第1項に該当する職員が勤務を要しない日(日曜日)に住居の移転を完了し、月曜日は休日又は休暇等により通勤せず火曜日から通勤を開始した場合、規則第20条第2項にいう「その額を変更すべき事実が生ずるに至った場合」の「その事実の生じた日」はいつとなるか。

[答]

条例第10条第1項に該当する職員が移転による住居の変更のため通勤手当の額を改定する場合、「その額を変更すべき事実が生ずるに至った場合」の「その事実の生じた日」とは、移転日に通勤の事実があった場合を除き移転の完了した日の翌日と解されるので、月曜日を通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日として取り扱うこととなる。

〈補足〉住居の移転を伴わない場合の改定時期

住所の移転等を伴わないで通勤方法を変更する場合の事実発生日は、実際に変更後の通勤方法により通勤を開始した日となる。上記の例において住居移転を伴わない場合には、通勤を開始した火曜日が「その事実が生じた日」となる。

[問19] 出産に伴う休暇をとっていた職員に係る改定時期(住居移転の場合)

従前から通勤手当を受給していた職員が12月中旬から出産に伴う休暇をとり、その後 実家で出産するため翌年1月10日に実家へ居所を変更したが、休暇明けに伴い3月25日 に実家から通勤した(乳児の世話等で当分の間、実家から通勤する由)。

この場合の通勤手当の取扱いについて御教示されたい。

なお、この場合、通勤方法は変更していないものである。

[答]

通勤手当の受給者が、出産に伴う休暇中に住所を変更し、休暇明け後も引き続き同手当の適用者となる場合の支給方法であるが、住所変更により手当額が増額となる場合と減額になる場合とではその支給額が異なるので、次の例を参考にしていただきたい。

なお、この場合の「事実の生ずるに至った日」は、通勤を開始した日の属する月以前において住居の移転が完了している場合は、その月の初日、また通勤を開始した日の属する月において移転が完了した場合には、その完了した日の翌日となる。

① 住所変更により手当額が増額となる場合

(従前の手当額 5,000円、変更後の手当額 8,000円)



- ア その届出 (郵送等を含む。) が 3月1日から15日以内になされたときは、3月分から8,000円を支給する。
- イ その届出が<u>3月1日から15日を経過した後</u>になされたときは、3月分からその届出のなされた月まで5,000円を支給し、その翌月から8,000円を支給する。ただし、その届出が月の初日であるときは、届出の日の属する月から8,000円を支給する。
- ② 住所変更により手当額が減額となる場合 (従前の手当額8,000円、変更後の手当額5,000円)



その届出(郵送等を含む。)が3月1日から15日以内になされたとき及び15日を経過した後になされたときのいずれの場合であっても、3月分から5,000円を支給する。

[問20] 出産に伴う休暇をとっていた職員に係る改定時期(通勤方法の変更の場合)

前問において、通勤手当の受給者が休暇中に住居の変更をせず休暇明け後、通勤方法のみ変更して(例えば自転車使用からバス利用へ変更)出勤し、引き続き同手当の適用者となる場合の取扱いについても御教示されたい。

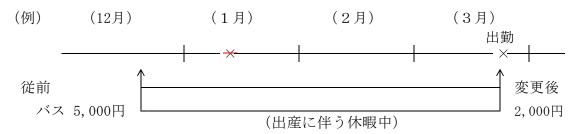
[答]

休暇明け後、従来の通勤方法を変更し、引き続き同手当の適用者となる場合の同手当の支給方法は、この場合においても、手当額が増額となる場合と減額になる場合とでは その支給額が異なるので、次の例を参考にしていただきたい。

① 通勤方法の変更により手当額が増額となる場合 (従前の手当額 2,000円、変更後の手当額 5,000円)



- ア その届出が通勤方法を変更して<u>出勤した日</u>(事実の生じた日) <u>から15日以内</u>になれたときは、4月分から5,000円を支給し、3月分は2,000円を支給する。
- イ その届出が通勤方法を変更して<u>出勤した日</u>(事実の生じた日)<u>から15日を経過した後</u>になされたときは、3月分からその届出のなされた月まで2,000円を支給し、その翌月から5,000円を支給する。ただし、その届出が月の初日であるときは、届出の日の属する月から5,000円を支給する。
- ② 通勤方法の変更により手当額が減額となる場合 (従前の手当額5,000円、変更後の手当額2,000円)



その届出が通勤方法を変更して出勤した日(事実の生じた日)から15日以内になされたとき及び15日を経過した後になされたときのいずれの場合であっても、出勤した3月分は5,000円を支給し、4月分から2,000円を支給する。

7 支給单位期間

[問21] 支給単位期間の中途に異動等があることが事前に明らかな場合

支給単位期間の中途に異動、転居、休職、退職、長期研修があることが事前に明らかな場合は、支給単位期間の特例を適用してもよいか。

また、支給単位期間の特例において「…退職その他の離職」とあるが、その離職とはどのようなものか。

[答]

規則第20条の3第2項については、定年退職等を想定して設けられているものであり、さらに、事前に明らかであることが要件とされている。したがって、異動、転居はそもそも該当しないとともに、退職、研修等であっても事前に明らかとなっていない場合は該当しない。

また、「…退職その他の離職」とは辞職(依願退職)、退職、免職、懲戒免職又は失職であり、臨時講師等のように任期が定められている職員については、任期満了の日となる。

[問22] 支給単位期間の開始に係る具体例

規則第20条の4の第2項(休職等からの復職時の支給単位期間の開始)及び第3項 (全日数休暇後の通勤再開による支給単位期間の開始)について、具体例を示された い。

[答]

資料①「支給単位期間中に休職等の場合又は月の全日数通勤がない場合の取扱い (例)」(95~96ページ)のとおり。

なお、休職等となった日が月の中途か月の初日かにより、復職等後の支給単位期間の 開始時期が異なるので、留意されたい。

[問23] 規則第20条の4第3項の「その他の事由」

規則第20条の4の第3項の「その他の事由」とは、どのようなものか。

[答]

規則第20条の4第3項は、出張、休暇、欠勤等のほか、休職、職専免等も含め、全日数にわたって通勤しないこととなった場合について規定されている。

8 休職等不支給の場合

[問24] 通勤手当の支給を受けていた職員が休職等にされた場合

条例第10条第1項の職員が休職にされ、停職にされ、育児休業法の規定により育児休業の許可を受け、派遣条例の規定により派遣され、又は専従許可を与えられた場合においても、依然として同項の交通機関等を利用し、又は交通の用具を使用することを常例とする職員として取り扱ってよいか。

したがって、当該職員が復職等をした場合は、通勤事情に変更のない限り、規則第3条の届出は不要としてよいか。

[答]

休職にされ、停職にされ、育児休業の許可を受け、派遣され、又は専従許可を与えられた後、それらの職員が復職し、職務に復帰し、又は停職若しくは専従許可の期間が終了した場合において、従前その者について支給されていた通勤手当の算出の基礎となる通勤の実情に変更のない場合に限り、届出を行うことを要しない。

[問25] 公務傷病による休職の場合

公務傷病による休職の場合、通勤手当は支給できるか。

[答]

通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例とする職員や通勤のため交通用具を使用することを常例とする職員等に支給されるものであり、公務上負傷し、又は疾病にかかり休職された場合を含め、職員が通勤しないこととなる場合には支給されない。

9 支給関係

[問26] 6箇月定期券等の価額により一括支給することとした理由

交通機関等利用者の通勤手当について、6箇月定期券等の価額により一括支給することとした理由は何か。

[答]

交通機関等利用者の通勤手当については、これまでは、公務員は転勤が多く、異動の時期も様々であること等から、1箇月定期券の価額を基礎とした手当額を毎月支給していたところであるが、民間企業では6箇月定期券等の低廉な定期券の価額を基礎として通勤手当を支給している場合が多いため、公務においても、交通機関等利用者に係る通勤手当は6箇月定期券等の低廉な定期券等の価額により一括支給することとしたところである。

なお、条例第10条第8項において、支給単位期間が6箇月を超えない範囲とされているのは、JRや私鉄、バス等の交通機関において、最長期間の定期券は6箇月定期券であることが一般的であること、支給事務の上からも、一定の最長期間を設定することが事務の簡素化等に資すること等によるものである。

[問27] 長期の特別休暇に係る支給の取扱い

通勤手当の支給は当月支給となっているが、規則第21条の規定と関連して、月の初日から末日まで特別休暇をあらかじめ承認されている職員に対するその月分の通勤手当は、その月の支給定日に支給しないこととしてよいか。

また、このような職員が、その月の末日までの間に特別休暇の事由が終了し再び通勤を開始することとなった場合には、その月分の通勤手当はいつ支給することとなるのか。

[答]

設問の前段の場合については、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。 また後段については、規則第19条の2第1項ただし書の規定にならい、支給日後においてその月分の通勤手当を支給することとなる。

[間28] 再任用職員が青い森鉄道を利用して通勤する際の手当額

青い森鉄道では61歳の誕生日を迎えると「シニア寿定期券」が利用できるが、回数券、通勤定期券と比較して割安定期券の方が安い場合は、割安定期券の額で手当を支給することとなるのか。

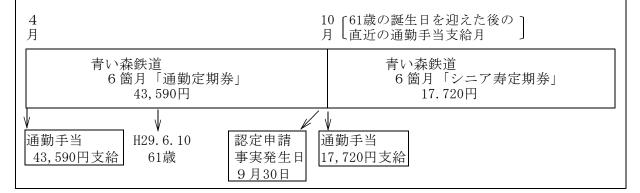
[答]

お見込みのとおり。

なお、青い森鉄道を利用している場合、61歳の誕生日を迎えた後の直近の通勤手当支給月からは「シニア寿定期券」の額での支給となるため、対象の年齢に到達した場合は、下記の事例を参考に通勤手当の変更を申請すること。

<事例>

平成29年4月1日から、青い森鉄道を東青森-青森間で利用する再任用職員が平成29年6月10日で61歳になった場合



10 特別急行列車利用者

[問29] 新幹線鉄道等に係る通勤手当改正の趣旨

新幹線鉄道等に係る通勤手当が改正となったが、どのような趣旨で改正されたのか。

[答]

本県の新幹線鉄道等利用者の通勤手当は、普通運賃と特別料金を分離して算定する方式としており、全額支給の対象は普通運賃のみとしているが、本県と同様に東北新幹線の運行経路がある岩手県、宮城県及び福島県においては、普通運賃と特別料金を合算した額を全額支給の対象としている。

平成22年12月の東北新幹線新青森駅の開業から5年が経過し、本県においても、新幹線鉄道を利用して通勤する職員が増加傾向にあり、通勤で新幹線鉄道を利用することがより一般化している状況にあることから、人事委員会において、東北各県との均衡等を考慮し、普通運賃と特別料金を合算した額を全額支給の対象とすることが適当であると判断したものである。

平成17年11月25日付け青教職第482号、平成22年11月17日付け青教職第484号

新幹線鉄道等を利用する職員の支給要件について

1 支給の要件

特急等を利用し通勤する職員で、次の(1)から(3)に掲げる要件をすべて 満たす職員に支給する。

- (1) 新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難(原則として新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における<u>通勤距離が60km以上</u>又は<u>通</u>勤時間が90分以上)であること。
- (2) 新幹線鉄道等の利用により、<u>通勤時間が30分以上短縮</u>される等通勤事情の改善に相当程度資するものであること。
- (3) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等を負担することを常例とすること。

※みちのく有料道路を利用して通勤する場合 次の①、②に応じて支給する。

- ① みちのく有料道路を利用しない場合の通勤距離が<u>片道60km以上</u> →通年で特別料金が支給可能
- ② みちのく有料道路を利用しない場合の通勤距離が<u>片道45km以上60km未満</u> →積雪期(1~3月)のみ特別料金の支給が可能
- 2 支給額

普通運賃及び特別料金等を合算し、上限額(55,000円)まで全額支給し、上限額を超える部分については2分の1相当額(20,000円限度)を手当額に加算する。

《認定・支給に要する添付書類》

- ○新幹線鉄道等
 - 1 バス等交通機関に乗り換える場合はその時刻表 (JR・青い森鉄道・青森市営バス・八戸市営バスの時刻表は不要。)
 - 2 勤務時間割表
 - 3 新幹線定期券の写し
 - 4 新幹線鉄道利用者タイムスケジュール
- ○みちのく有料道路
 - 1 車検証の写し
 - 2 回数券又は領収書の写し
 - 3 自動車の所有者が職員でない場合は申立書(自己所有でない理由と維持管理費の負担について)

(事後確認)

※回数券の種類は、算定の基礎となっているものと異なっていても可

(特急料金計算例)

(青森) ~新青森~八戸間

- 3箇月定期券(普通料金・特別料金一体型)215,510円
- 1 箇月当たりの定期代 215,510円×1/3=71,836.66円
- 1箇月当たりの通勤手当額
- 55,000円 + (71,836.66円 -55,000円) × <math>1/2= 63,418.33円
- 3 箇月毎に63,418.33円×3≒190,255円(※)を支給

 $(63, 418+1/3) \times 3 = 190, 254+1 = 190, 255$

(みちのく有料道路計算例)

○普通車 1回 850円

 $850 \times 8,000/10,000 \times 2 \times 21$ 回=28,560円

自動車等の距離に応じた額と算出したみちのく有料道路代の合算額が55,000円

未満であれば合算額。55,000円以上であれば55,000円に超過部分の1/2相当額(上限額20,000円)を加算した額

○軽自動車1回 640円

 $640 \times 8,000/10,000 \times 2 \times 21$ 回=21,504円

自動車等の距離に応じた額と算出したみちのく有料道路代の合算額が55,000円 未満であれば合算額。55,000円以上であれば55,000円に超過部分の1/2相当額(上 限額20,000円)を加算した額

[問30] 利用できる特別急行列車等が片道しかない場合

[間]

自宅から近距離にある学校に勤務していた職員が、異動に伴って60キロメートル以上離れた学校に通勤することとなったため、往路において特急列車を利用して通勤することとしたが、帰路においては特急列車が運行されておらず、やむなく帰路だけ在来線により通勤している。

往路の通勤時間が特急列車を利用することで在来線を利用した場合より30分以上短縮される場合において、規則第7条ただし書の「正当な事由」に該当するものとして、往路のみの特急料金を特別料金等として手当を支給してよいか。

[答]

お見込みのとおり。

11 冬季のみ交通機関等利用

[問31] 冬季のみ交通機関等を利用する場合の「冬季」とは

支給単位期間を短くできる「冬季」について、次の場合は該当するか。

- ① 12月から2月までの期間
- ② 10月から2月までの期間
- ③ 12月から4月までの期間
- ④ 10月から4月までの期間

[答]

この制度は、交通機関等の利用の開始日及び終了日のいずれの日も冬季(11/1~3/3 1)である場合の取扱いであり、設問の①は該当、②~④は冬季の期間内ではないことから6箇月を限度として支給単位期間を定める(通常の認定を行う)こととなる。

[問32] 定期券よりも回数券により支給した方が安い場合

冬季においてのみ交通機関等を利用することとした場合、3箇月と1箇月定期券の組合せにより支給するよりも3箇月定期券と1箇月回数券の組合せの方が安い場合は、1箇月定期券の部分を1箇月回数券の額で支給してよいか。

時	期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
通勤	方 法	自動車			交通機関等	•		自動車
		1か月				1箇月回数券	1箇月回数券	1か月
支給単	位期間					Û	Î	
			3	箇月定期	券	1箇月定期券	1箇月定期券	

[答]

お見込みのとおり。

[問33] 結果として冬季のみの交通機関等利用となった場合

当初、11月から通年、交通機関利用により通勤する予定で届出をしたが、事情により 4月から再度四輪自動車により通勤することとなった場合は、従前の処理(返納)をす ることになるか。

[答]

当初11月に通勤届を提出した時には冬季の期間のみの利用ではなく、結果として冬季の期間のみとなっただけなので、従前の処理によることとなる。

なお、冬季における交通機関利用なのか、単なる交通手段の変更なのかを区別するために、その旨を認定簿の備考欄に記載すること。

【補足】

冬季のみ交通機関等を利用する職員の一覧を作っておくと冬季が終わる時期に変更の 届出をしていない職員の確認が出来て便利です。 [問34] 冬季のみ利用予定であった交通機関等を4月以降も継続して利用する場合

当初、冬季($11/1\sim3/31$)のみ自動車から JRに変更する予定であった者が、事情により 4月以降も JRによる通勤を継続した場合は、どのように処理すべきか。

[答]

冬季のみの交通機関等利用は3月31日で終了となるため、4月1日を事実発生日として、JRによる認定申請を行うこととなります。



12 その他

[問35] タクシー以外の交通機関が運行されていない場合

[間]

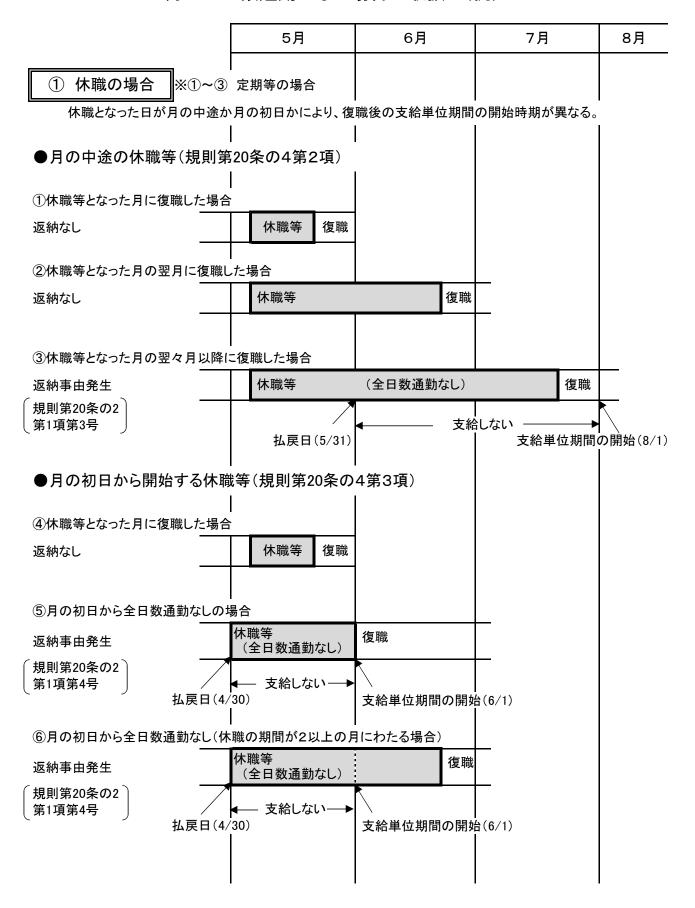
通勤に利用できる交通機関等がタクシー以外にない区間において、これを利用して通勤することを常例とする職員のタクシーに係る運賃等相当額はどのように算出するのか。

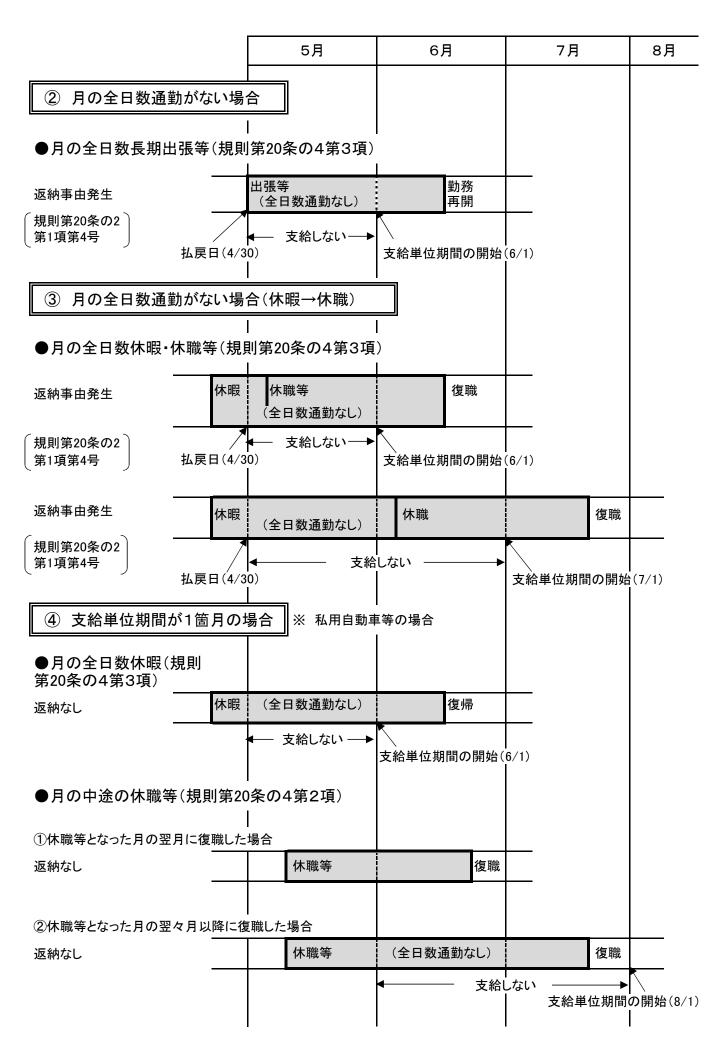
[答]

通勤に利用できる交通機関等がタクシー又はハイヤー以外にない区間におけるこれらの利用に係る運賃等相当額は、原則として、その利用距離に応じて条例第10条第2項第2号ロに規定する自動車等を使用する職員の手当額に相当する額を運賃等相当額とすることとなる。

ただし、例外もあるため、タクシー利用の通勤届があった場合には管轄する教育事務所へ照会すること。

支給単位期間中に休職等の場合又は 月の全日数通勤がない場合の取扱い(例)





【参考②】※当様式は職員福利課給与・旅費関係様式等ダウンロードページ

(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/kyuuyoryohi.html) に掲載しております

新幹線鉄道利用者タイムスケジュール

新幹線鉄道等を利用する場合と利用しない場合(他の公共交通機関等を利用した場合)について、それぞれ住居から勤務公署までの往復の通勤方法等を記入してください。

1 新幹線鉄道等を利用する場合の通勤方法等

① 往路

※ 色付き部分を記入する

luz.	`* * * * ; ;		区	間		距 離			左の乗車券の	鎔	
順路	通勤方法 の 別	起	点	終	沪	(小数第1位	所要時間 (上段:待ち合せ)	+間)	(JR・青い森鉄道)	以外	備考
ш	33 75	出発	時刻	到着时	寺刻	まで記入)	(31-37	の片道料金を記.	入)	
1		住	居			km				円	
			出発		到着	KIII	0:00	分		Γ3	
2						km		分		円	
			出発		到着	KIII	0:00	分		1 1	
3						km		分		円	
3			出発		到着	KIII	0:00	分		1 1	
4						km		分		円	
4			出発		到着	KIII	0:00	分		П	
5				勤務么	署	km		分		円	
3			出発		到着	KIII	0:00	分		П	
		総通勤	加距離			0.0	km		7		
		総所要	時間			0	時00分		(自動計算)		

【新幹線利用による効果】

0:00

② 復路

<u> </u>	EX.PH						
順	通勤方法	区	間	距 離	所要時間	左の乗車券の額	
路	の別	起点	終点	(小数第1位	(上段:待ち合せ時間)	(JR・青い森鉄道以外	備考
μц	· ,,,	出発時刻	到着時刻	まで記入)	(14)	の片道料金を記入)	
1		勤務公署		km		田	
		出発	到着	KIII	0:00 分	•	
2				km	分	円	
		出発	到着	KIII	0:00 分	1 1	
3				km	分	円	
٥		出発	到着	KIII	0:00 分	1 1	
4				km	分	円	
7		出発	到着	KIII	0:00 分	•	
5			住 居	km	分	円	
٥		出発	到着	KIII	0:00 分	1 1	
		総通勤距離		0.0	km		
		総所要時間		Ol	诗00分	(自動計算)	
						'	

【新幹線利用による効果】

0:00

【注意事項】

- ① 時刻と時間は、例えば午前7時の場合は $\Gamma_{7}:00$ 」と、時間が15分間の場合は $\Gamma_{0}:15$ 」などと記入する。
- ② 次の書類を添付して提出すること。
 - ・出発時刻及び到着時刻が明示された時刻表(JR、青い森鉄道、青森市営バス、八戸市営バスを除く。)
- •勤務時間割表
- •新幹線定期券の写し

(続き)

2 新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤方法等(他の公共交通機関等を利用した場合)

2 新軒線鉄道寺を<u>利用しない</u>場合の通勤方法寺(他の公共父通機関寺を利用した場合) ① **往路** ※ 色付き部分を記入する

順	通勤方法		区	間		距 離	隹	所要時間	左の乗車券の)額	
路	の別	起	点	終り	点	(小数第1位		(上段:待ち合せ時間)	(JR・青い森鉄道)	以外	備考
μп	77 71	出発時	刻	到着時	刻	まで記入))	(21)	の片道料金を記	入)	
1		住	居				km			田	
			出発		到着		KIII	0:00 分		1 ,	
2						L	km	分		円	
			出発		到着		KIII	0:00 分		1 ,	
3							km	分		田	
			出発		到着		KIII	0:00 分		1 ,	
4						L	km	分		円	
			出発		到着		KIII	0:00 分		1,	
5				勤務公	署	L	km	分		円	
			出発		到着		KIII	0:00 分		1,	
		総通勤趾	巨離			0	0.0	km]		
	総所要時間		寺間			0時0		時00分)	

② 復路

	DC PH											
Ä	¥ + + ;		区	間		距距	雛			左の乗車券の	硇(
順路	通勤方法 の 別	起,	까	終	卢	(小数第1	位	所要時間 (上段:待ち合せ®	寺間)	(JR・青い森鉄道	以外	備考
μп	7,7,1	出発時	刻	到着時	寺刻	まで記入	.)	(-12,13,21,2)		の片道料金を記	人)	
1		勤務公	署				km				円	
'			出発		到着		KIII	0:00	分			
2							km		分		田	
			出発		到着		KIII	0:00	分		1 1	
3							km		分		田	
3			出発		到着		KIII	0:00	分		1 1	
4							km		分		田	
4			出発		到着		KIII	0:00	分		1 1	
5				住	居		km		分		田	
J			出発		到着		KIII	0:00	分		1 1	
		総通勤跙	巨離				0.0	km	·	7		
		総所要問	詩間				OF	 時00分		- (自動計算))	
		,						•		ノ		

記載例

新幹線鉄道利用者タイムスケジュール

新幹線鉄道等を利用する場合と利用しない場合(他の公共交通機関等を利用した場合)について、そ れぞれ住居から勤務公署までの往復の通勤方法等を記入してください。

1 新幹線鉄道等を利用する場合の通勤方法等

① 往路

※ 色付き部分を記入する

ШŦ	7 4 # + ·+		区	間		距	離			左の乗車券の	綇	
順路	通勤方法 の 別	起	点	終	点	(小数第1	位	所要時間 (上段:待ち合せ時	+間)	(JR・青い森鉄道)	以外	備考
μц	33 7,5	出発時	刻	到着時刻		まで記入)			31-37	の片道料金を記.	人)	
1	徒歩	住 .	居	八戸	駅	1.0	km				田	
'	2	7:13	出発	7:27	到着	1.0	KIII	0:14	分		1 1	
2	新幹線	八戸	駅	新青森	駅	81.8	lım		分	1,490	田	
2	机针形	7:27	出発	7:55	到着	01.0	KIII	0:28	分	1,490	П	
3	JR	新青森	駅	青森	駅	2.0	km	0:08	分		田	
٥	JK	8:03	出発	8:09	到着	3.9	KIII	0:06	分		П	
4	徒歩	青森縣	駅	勤務公	濖	1.0	km		分		円	
4	促少	8:09	出発	8:23	到着	1.0	ĸm	0:14	分		П	
5				勤務公	濖		km		分		田	
٥			出発		到着		KIII	0:00	分		П	
		総通勤品	距離			8	7.7	km		٦		
	総所要時間				1時10分				(自動計算)			

【新幹線利用による効果】

0:55

② 復路

順路	通勤方法 の 別	起点 出発時刻		間 終点 到着時刻		距 (小数第1位 まで記入)		所要時間 (上段:待ち合せ時間)	左の乗車券の額 (JR・青い森鉄道以外 の片道料金を記入)		備考	
1	徒歩	勤務公		青森!		1.0	km	0:14 分		円		
2	JR	青森縣 17:29	駅 出発	新青森 17:34	駅到着	3.9	km	分 0:05 分		円		
3	新幹線	新青森 17:44	駅 出発	八戸! 18:12	駅 到着	81.8	km	0:10 分 0:28 分	1,490	円		
4	徒歩	八戸 18:12	訳 出発	住 月 18:26	B 到着	1.0	km	分 0:14 分		円		
5			出発		到着		km	分 0:00 分		円		
	総通勤距離					87.7 km]			
	総所要時間						11	侍11分 				

【新幹線利用による効果】

0:51

【注意事項】

- ① 時刻と時間は、例えば午前7時の場合は $\lceil 7:00 \rceil$ と、時間が15分間の場合は $\lceil 0:15 \rceil$ などと記入する。
- ② 次の書類を添付して提出すること。
- ・出発時刻及び到着時刻が明示された時刻表(JR、青い森鉄道、青森市営バス、八戸市営バスを除く。)
- •勤務時間割表
- ・新幹線定期券の写し

(続き)

2 新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤方法等(他の公共交通機関等を利用した場合)

2 利井林鉄道寺と<u>刊用しまい</u>場合の温動力及寺(他の女子文庫協関寺を刊用した場合) ① **往路** ※ 色付き部分を記入する

順路	区間			間		┃ - 距 離		元冊吐眼		左の乗車券の額		
	通勤方法 の 別	起	点	終	点	(小数第1位		所要時間 (上段:待ち合せ時間)		(JR·青い森鉄道以外		備考
ш	05 Ni	出発時刻		到着時刻		まで記入)		(TAX: NOTE ENTER		の片道料金を記入)		
1	徒歩	住 居		八戸駅		1.0	km					
'		6:11	出発	6:25	到着	1.0	KIII	0:14 5 .	ì		円	
2	青い森鉄道	八戸	沢	青森	駅	96.0	km	5.	1		円	
		6:25	出発	8:02	到着	90.0	KIII	1:37 /	ì		1.3	
3	徒歩	青森縣	沢	勤務公	濖	1.0	km	5.	'		田	
3		8:02	出発	8:16	到着	1.0	KIII	0:14 <i>5</i> :	ì			
4							km	5.	1		田	
4			出発		到着		KIII	0:00 分	1		-	
5						km		5.	1		円	
J			出発		到着		KIII	0:00 5 .	1			
総通勤距離					98.0 km			Ì				
	総所要時間					2時05分			┣ (目動計算)			

② 復路

順路	通勤方法 の 別	区間			距 離			左の乗車券の額					
		起	点	終	点	四 種 (小数第1位 まで記入)		所要時間 (上段:待ち合せ時間)	グスタンの (JR・青い森鉄道以外 の片道料金を記入)		備考		
ш		出発時	刻	到着時	刻			(47) 10 30 6 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10					
1	徒歩	勤務公署		青森駅		1.0	km			円			
'		17:54	出発	18:08	到着	1.0	KIII	0:14 分					
2	青い森鉄道	青森縣	駅	八戸	駅	96.0	lem	分		円			
		18:08	出発	19:42	到着	90.0	KIII	1:34 分		1 1			
3	徒歩	八戸	駅	住馬	挹	1.0	km	分		円			
3		19:42	出発	19:56	到着	1.0	KIII	0:14 分		1 1			
4						km		分		田			
			出発		到着		KIII	0:00 分		1 1			
5						km		lem	km	分		丑	
			出発		到着		KIII	0:00 分		1 1			
総通勤距離					98.0 km		7						
総所要時間					2時02分								

[参考③] 申立書(みちのく有料道路)

申 立 書

私は、住居()から勤務公署()まで自	動車を	使用し
通勤していますが、自	己所有の自動車は	であるこ	とから	、通勤
用として、()所有の自動車を借用し、通勤に	こ要するガソリン	及びオ	イル交
換等維持管理費を負担	していることを申し立てます。			
		年	月	日

殿

所 属職・氏 名

申立書記載例(みちのく有料道路)

申 立 書

具体的な理由を記 入してください

私は、住居(〇〇)から勤務公署(〇〇〇〇)まで自己単を使用し通勤していますが、自己所有の自動車は<u>(妻も使用する必要があること)</u>であることから、通勤用として、父(〇〇〇〇)所有の自動車を借用し、通勤に要するガソリン及びオイル交換等維持管理費を負担していることを申し立てます。

〇〇年〇〇月〇〇日

殿

所 属 職 · 氏 名